

柳瀬川流域 水循環アクションプラン

～ 人と水とみどりがつながりあう魅力ある流域づくり ～



柳瀬川流域水循環マスタープラン推進協議会

目 次

1	はじめに.....	1
1.1	流域の概況.....	1
1.2	健全な水循環系の必要性.....	2
1.3	柳瀬川流域水循環マスタープラン.....	3
1.4	アクションプラン作成の経緯・背景.....	3
1.5	市民からの提言書.....	4
1.6	アクションプランの作成.....	4
2	柳瀬川流域水循環アクションプランにおける取り組み.....	5
2.1	柳瀬川流域水循環アクションプランの考え方.....	5
2.2	アクションプランにおける取り組みの考え方.....	8
2.3	アクションプランにおける取り組み.....	9
2.3.1	第1の柱 緑地・農地保全の推進.....	10
2.3.2	第2の柱 雨水貯留浸透施設の普及促進.....	24
2.3.3	第3の柱 市民活動の充実.....	31
3	アクションプランに関する取り組み事例.....	40
4	市民団体の活動紹介.....	53
5	モデル地区.....	69
5.1	モデル地区指定の目的.....	69
5.2	モデル地区として指定する地区の抽出経緯.....	69
6	フォローアップ.....	78
6.1	目的.....	78
6.2	モニタリングの方法.....	78
6.3	モニタリング結果の報告及び計画の更新.....	82
7	参考資料.....	83
7.1	柳瀬川流域のあらまし.....	83
7.2	柳瀬川流域水循環マスタープラン.....	90
7.3	各自治体における関連施策.....	96
7.3.1	緑地・農地の保全.....	97
7.3.2	雨水貯留浸透施設の普及.....	100
7.3.3	市民活動の充実.....	101

1 はじめに

1.1 流域の概況

柳瀬川は、狭山丘陵の狭山湖、多摩湖付近を源流として、所沢、清瀬、新座などの地域を経て、志木市役所付近で新河岸川に合流し、最終的には隅田川として東京湾に注いでいます。柳瀬川の全長は約 20 km、流域面積は、東川、空堀川などの支川流域も含めて約 100 km²です。

柳瀬川流域は、狭山丘陵、武蔵野台地、沖積低地の3つに大きく分けられます。

狭山丘陵は古来、湧き水が流れ出る谷部に集落が形成されていましたが、明治時代以降桑畑・茶畑が盛んに作られるようになりました。武蔵野台地を中心とした都市化の波は、狭山丘陵にも及んでおり、その結果、湧き水の減少も指摘されています。

武蔵野台地は、水はけの良い関東ローム層に覆われています。昭和 30 年代の半ばから始まった我が国の高度成長期には、東京首都圏に通勤するサラリーマンのベッドタウンとしての宅地開発が進められ、人口の増加、市街地の増大がピークを迎えるようになりました。

河川沿いの沖積低地では、水田による稲作が盛んでしたが、武蔵野台地と同様に宅地開発の波が押し寄せ、高度成長期以降宅地等に転換されています。



図 1 柳瀬川流域の概要

1.2 健全な水循環系の必要性

柳瀬川流域では、近年、都市開発が進むにつれて、家屋や舗装された道路などの雨水が地面にしみ込みにくい面積が増大して、従来は土にしみ込んでゆっくり河川に流出していた雨水が一気に河川に排水されるため、地下にしみこむ量が減少し、地下水位の低下や湧き水の量が減るなどの現象が生じています。特に都市部の中小河川では、一度豪雨があると排水できる量を超えたり川の水が堤防からあふれたりする恐れが大きくなっています。また一方では、平常時の流量は減少する傾向にあり、親水空間としての河川の機能は失われつつあります。

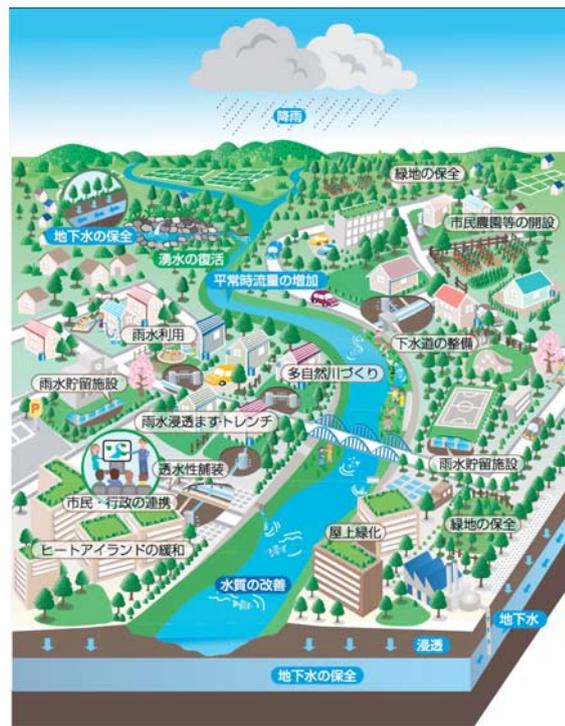
地下水の低下は渇水の危険を増すばかりでなく、緑地、街路樹などの潤いを失わせ、気温上昇、乾燥化などの都市気候の変化をもたらし、ヒートアイランド現象の一因にもなっています。

さらに、自然系の水循環の変化ばかりでなく、都市化に伴う人口の増加に呼応して、流域外からの導水量の増加や河川・湖沼の水質の悪化など、上下水道に係わる人工系の水循環も都市の水環境に影響を及ぼしています。

これら自然系と人工系の水循環の変化が都市の水環境の悪化を招いており、我々をとりまく水の循環を本来のあるべき姿に改善することが、ひいては都市の水環境問題を解決することにつながるものと考えます。



(取り組みを行わない場合)



(取り組みを行った場合)

図 2 健全な水循環系の実現イメージ

1.3 柳瀬川流域水循環マスタープラン

柳瀬川流域水循環マスタープラン（以下、マスタープラン）は、柳瀬川流域の健全な水循環系を保全するための基本的な取り組みが示されており、平成12年から5年を要して完成しました。これだけの長い期間がかかったのは、流域の水循環系に係わっている多数の行政部門間の連携・協働ならびに地域住民の意見の反映が不可欠であったからです。

マスタープランでは、目指す「望ましい流域像」として、“人と水とみどりがつながりあう魅力ある流域づくり”を計画理念として掲げています。この計画理念には、人が柳瀬川流域に訪れ、住みたくなるような魅力ある流域を目指して、人々が理解・協力しあい、やりがいをもって取り組むこと、またこの取り組みを通じて、人々の絆がますます深まり、将来にも引き継ぐことが可能となることの思いが込められています。

また、本プランのもう一つの特徴は、市民懇談会から提示された「望ましい流域像」のキャッチフレーズから目標とする河川流量・水質として具体的な数値を挙げていることです。このように目標値として具体的な数値を提示しているのは、この種のマスタープランとしては、新しい試みと言えます。



1.4 アクションプラン作成の経緯・背景

マスタープランで示された枠組みに基づき、平成17年度より、マスタープランを具体的な行動に移していくために柳瀬川流域水循環アクションプラン（以下、アクションプラン）の検討を重ねています。検討体制としては、行政の組織として推進協議会と幹事会、市民の組織として市民懇談会を立ち上げ、互いに情報を共有しながら理想の実現のためにやるべきこと、やれることを議論してきました。



市民懇談会の開催



現地見学会の開催

また、各ブロックで市民自身が流域の良い場所、気になる場所を巡る見学コースを作成して見学会を行い、流域の水循環の実態や課題に対する理解を深めました。さらに市民懇談会のメンバーから水循環に関わる市民活動や雨水貯留浸透施設に関する聞き取り調査を行い、その結果をアクションプランの中で紹介しています。

1.5 市民からの提言書

市民懇談会では、市民や行政がやるべきこと、課題のある地区等について様々な意見が出され、最終的に「市民からの提言書」としてとりまとめられました。提言書を受け、幹事会では、内容を吟味した上でできる限り市民の意見をアクションプランに反映させましたが、現段階ではアクションプランに書き込むことができない意見もありました。そこで、提言書は、今回限りではなく、今後実施されるアクションプランの見直しなどの際に配慮すべき意見として活用していくものとなりました。

1.6 アクションプランの作成

今回のアクションプランは市民と行政の双方からいただいた意見や事例を踏まえて作成しました。従来のアクションプランの考え方では、行政主体で目標年次までにやるべき行動・施策をきちんと年度ごとに予算の裏付けに基づき設定しますが、今回のアクションプランでは全国でも先進的なプランとなることもあり、やれるところから始め、試行的にやりながら、結果を見て軌道修正を行う考え方で作成されています。

したがって、継続的に行政と市民で情報交換を行うとともに、数年ごとにプランの見直しを行い、必要に応じて随時改定する性格のものです。アクションプランの策定にあたっては、官民の連携・協働を意識して、市民参加を促す取り組み、市民が自ら行う取り組みなど市民の協力を前提として、みんなで取り組むためのアクションプランとなるように留意しています

2 柳瀬川流域水循環アクションプランにおける取り組み

2.1 柳瀬川流域水循環アクションプランの考え方

(1) マスタープランの流れ

柳瀬川流域の健全な水循環系を保全するための基本的な取り組みの方向性を示した「柳瀬川流域水循環マスタープラン」を平成17年3月に決めました。これは、河川管理者が中心となって策定した計画ですが、河川の整備だけでなく他の行政機関が実施する計画や市民が実施する計画も取り込んだ「総合計画」となっています。

マスタープランの中では、実施効果の高い基本対策として「緑地・農地の保全」「雨水貯留浸透施設の普及」「下水道整備の推進」「河川の遮水工」の4つをあげました。

(2) アクションプランへの展開

マスタープランの中であげられている基本対策のうち、「緑地・農地の保全」「雨水貯留浸透施設の普及」は、自然の水循環経路を保全・再生させる施策と言えます。また「下水道整備の推進」「河川の遮水工」は、人工的に水を制御する施策と考えられます。

一方、柳瀬川流域は関東ローム層に覆われており、水がしみ込みやすい土壌であり、水循環系としては、元来恵まれた特性を有しています。また、柳瀬川流域では、市民団体の方が多く活動し、水循環系改善に向けた取り組みや、具体的な提言がなされています。

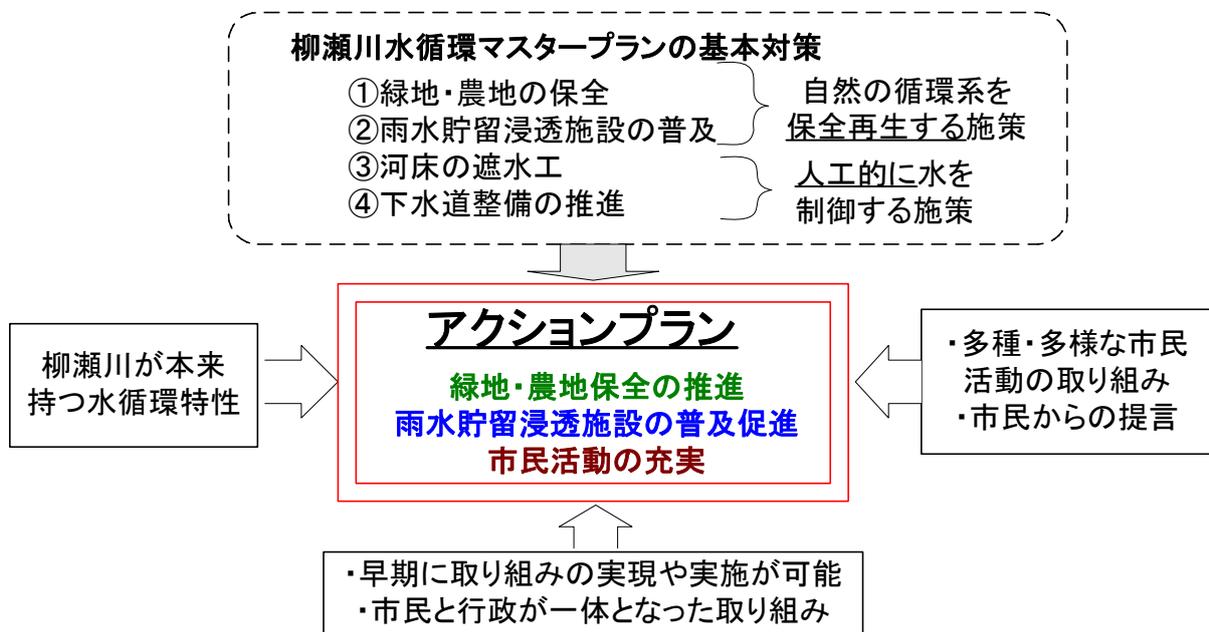


図3 マスタープランからアクションプランへの展開

よって、本アクションプランにおいては、自然系の水の循環に関わる持続可能な取り組みである緑地保全と雨水浸透ますの普及により、本来の流域が有する水循環特性の回復を目指します。またそれらの取り組みには市民の協力が不可欠であることから、市民と行政が一体となって取り組み、早期に取り組み易い「緑地・農地の保全」、「雨水貯留浸透施設の普及」の2つをアクションプランの柱として位置づけることにしました。さらに、それらの取り組みに必要な市民活動の充実についても、本プランの3つ目の柱として取り上げることとしました。

なお、マスタープランの中で、本アクションプランの中で取り上げていない河川や下水道等の対策については、別途長期的な計画に基づき実施されています。これらの計画に基づいて順次整備に取り組んで行き、各主体が一体となって柳瀬川流域の水循環系の改善に取り組んでいきます。

柳瀬川流域水循環アクションプランの3つの柱

第1の柱：緑地・農地保全の推進(P.10～P.23)

第2の柱：雨水貯留浸透施設の普及促進(P.24～P.30)

第3の柱：市民活動の充実(P.31～P.39)

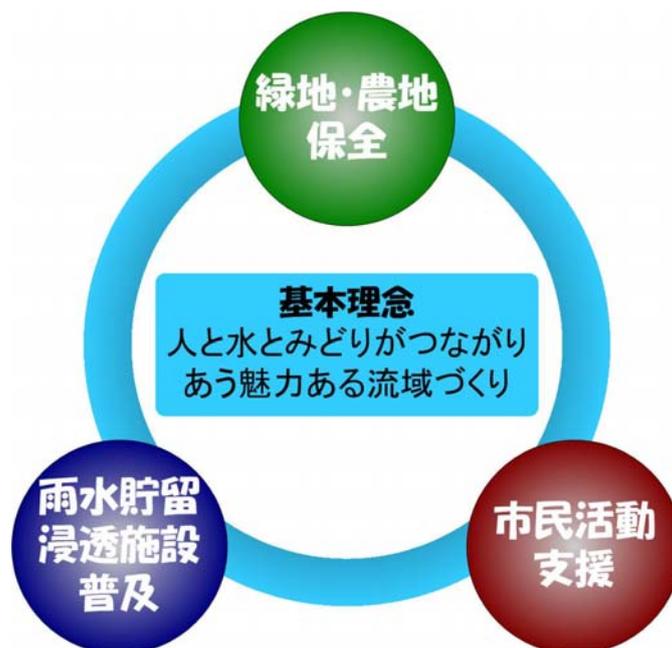


図 4 アクションプランの3つの柱

(3) 市民からの提言書について

アクションプランのとりまとめにあたっては、市民懇談会の開催を通じ、市民の方から多くの貴重なご意見を頂いた上で作成しています。

これらのご意見の中には、今後の法制度・条例の見直し、関係機関や土地所有者等との調整、及び予算措置等が必要であるため、今回のアクションプランの中には盛り込めなかったものもあります。

しかしながら、これら盛り込まれなかった意見についても、市民自らの取り組み姿勢や中長期的に取り組むべき方向性を示していることから、これらの意見を記録として残し、アクションプラン見直しの際の参考資料として役立てる必要があります。

よってこれらのご意見については、「市民からの提言書」の形でまとめることといたしました。本アクションプラン策定後も、市民からの提言書の内容について、適宜アクションプランへの記載を検討していくと共に、提言書自体も市民の方に見直していただくものとします。

2.2 アクションプランにおける取り組みの考え方

本アクションプランは、行政と市民が具体的に行動していくためには既に行っている取り組みを知り、それを共有し、更に発展させることが重要であるとの観点で、作成されています。

アクションプランの3つの柱では、現在流域内の自治体や市民団体が実施している活動の中から、引き続き取り組んでいく必要があるものや実効性が高いものについて「個別の取り組み」として示しています。今後はこれらの個別の取り組みに基づいて、流域関連自治体、流域住民、市民団体、企業などが協働して着実に実施していくことにより、柳瀬川流域の水循環再生を図っていく必要があります。

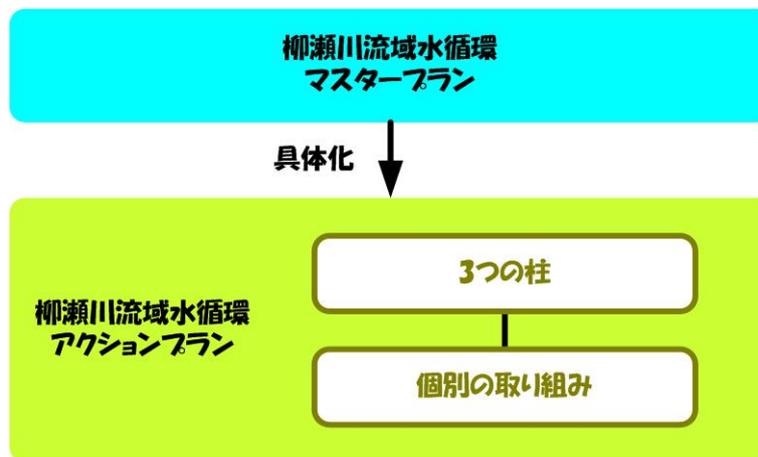


図 5 マスタープランとアクションプランの関係

また、これらの取り組みは市民の参加が重要な役割を果たしているものも多いため、市民の方々が参加しやすくなるよう、参加方法や窓口などの情報や、各種イベントなどの情報についても併せて表示しています。

なお、これらの「個別の取り組み」については、水循環回復の成果について1年に1回程度のモニタリングを行い、①柳瀬川流域の状態評価、②施策の進捗状況評価などを実施していくとともに、概ね5年に1回の割合で行うアクションプラン及びマスタープランの評価・見直しの中で、社会変化や流域の状況に応じて、さらに実効性の高い取り組みが行えるよう修正を行っていく予定です。

2.3 アクションプランにおける取り組み

アクションプランにおける3つの柱と個別の取り組みの体系図を図6に示します。
また、これらの取り組みの詳細を次ページ以降に示します。

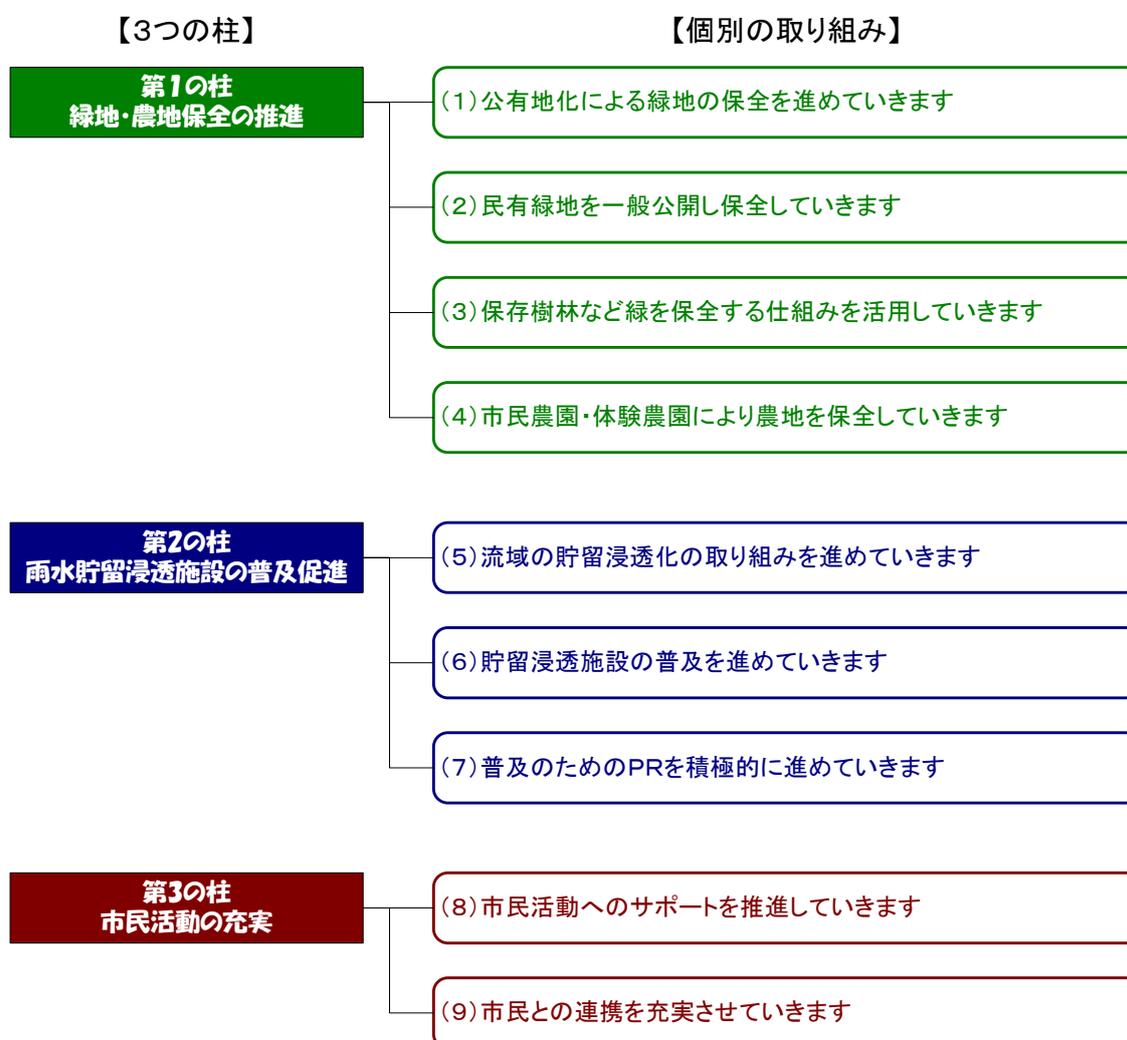


図6 アクションプランの3つの柱と個別の取り組みの体系

緑地・農地保全の推進

かつての柳瀬川流域は、生活に不可欠な水の得やすい場所に集落が分布し、低地の水田と台地の樹林地や畑を維持しながら柳瀬川を中心とする水循環を形成し、多様な生態系を有しながら安定的な土地利用体系を守っていました。しかしながら、昭和30年代からの急激な市街化の進展により流域内の貴重な緑地が開発されるなど、緑地や農地が1974年から1994年の20年間で約573ha（東京ドーム123個分）減少しています。

このように緑地・農地が失われた場合、水循環系へ与える影響としては次のような現象が起こる可能性があります。

【緑地・農地が保全されなかった場合に起こりうる現象】

① 降雨時に地表を流れる雨水の量が
増大し洪水の危険性が高まる。



平成10年洪水時の新河岸川流域の様子（埼玉県提供写真）

② 平常時の地下水位が低下し、湧水が枯渇したり、河川の流量が減少したりする。



空堀川の様子

③ 蒸発散量が減少しヒートアイランド現象が起こりやすくなる。



熱赤外カメラによる新宿御苑とその周辺の表面温度分布
(2004年9月3日正午)
(出典：都市ヒートアイランド研究の最新動向、三上岳彦、E-journal GEO, vol.1(2)79-88, 2006)

本アクションプランでは既存の緑地・農地保全制度を利用しながら、より実効性の高い取り組みを重点的に実施することで、緑地・農地の急速な減少に歯止めをかけるとともに、自然との共生による持続的な発展を行うため、開発とのバランスを図りながら取り組みを実施していきます。

本アクションプランでは、緑地保全の推進のため次の4つの取り組みを実施していきます。

- ◆ 取り組み1: 公有地化による緑地の保全を進めていきます(P.12~15)
- ◆ 取り組み2: 民有緑地を一般公開し保全していきます(P.16~17)
- ◆ 取り組み3: 保存樹林など緑を保全する仕組みを活用していきます(P.18~20)
- ◆ 取り組み4: 市民農園・体験農園により農地を保全していきます(P.21~23)

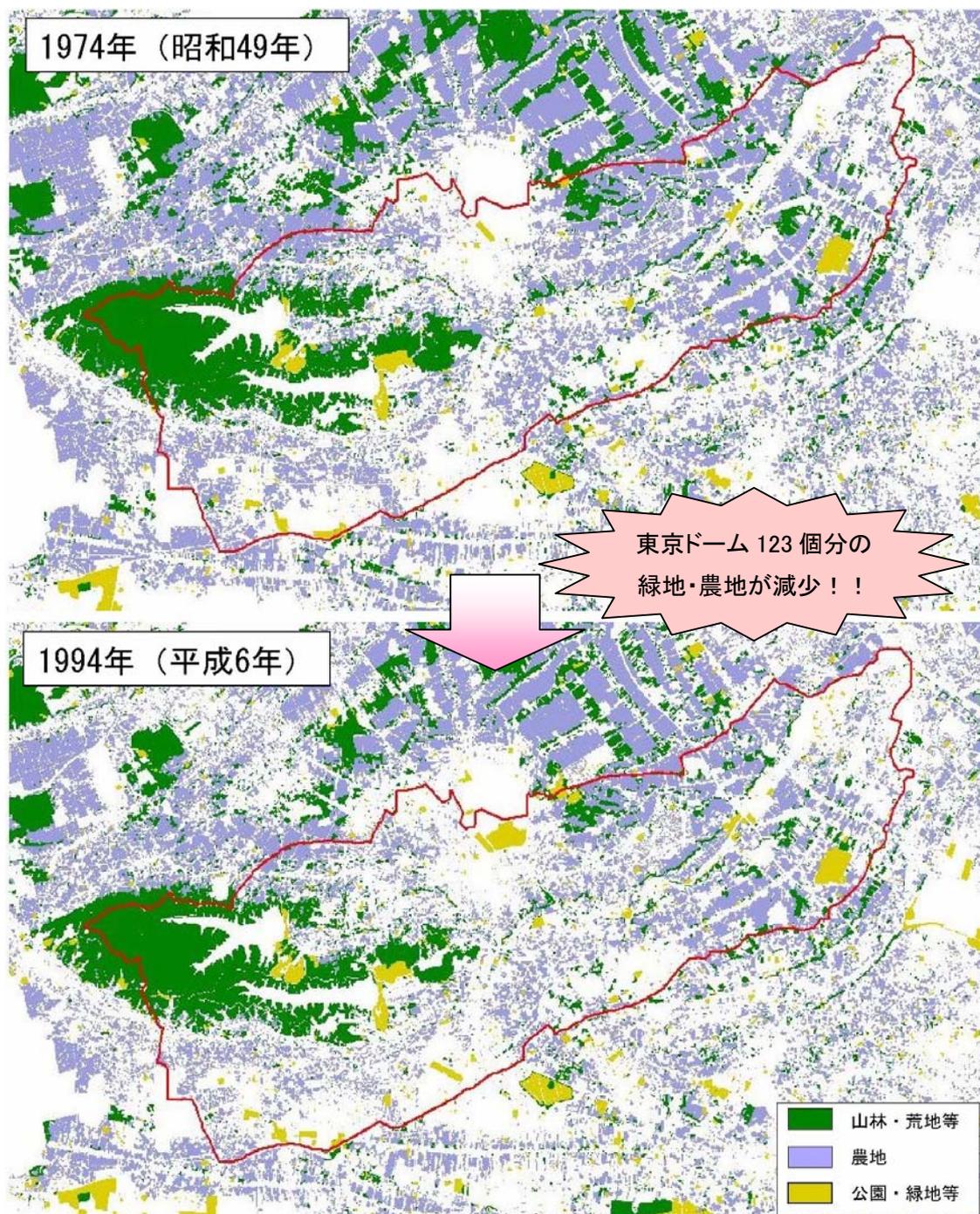


図 7 緑地・農地の分布(昭和 49 年、平成 6 年)¹

¹ データ出典：細密数値情報（10m 土地利用メッシュ），昭和 49 年・平成 6 年，国土地理院

■ 取り組み1

公有地化による緑地の保全を進めていきます

開発などにより緑地が減少していくことを防ぐために、地方自治体等が緑地を購入し公有地化していきます。また、その財源には地方自治体の財源だけでなく基金などの多様な手法を活用していきます。

●緑地の公有地化、及び将来の公有地化を見据えた地域指定を行っていきます

地方自治体による緑地の公有地化を進めていきます。特に良好な自然環境を有している緑地、野生動植物の生息など自然との共生に重要な役割を果たしている緑地、保全の緊急度が高い緑地などについては優先的に公有地化を進めていきます。

また、財政上の理由等からすぐには購入できない場合においても、保存すべき緑地については将来の公有地化を見据え、都市計画の変更や緑地保全制度による地域指定を行うなどして、保全に向けた努力を続けていきます。

緑地公有地化の現状

流域自治体での緑地の公有地化状況を以下に示します。緑地の公有化を行うためには、各自治体の基金、市町の一般財源、都県の補助制度、国の補助制度等の活用が考えられます。

自治体	公有地化した面積
武蔵村山市	7.4ha
東大和市	11.3ha
東村山市	1.6ha
清瀬市	4.1ha
所沢市	18.0ha
新座市	3.3ha
三芳町	0.7ha
富士見市	2.0ha
志木市	0.7ha
東京都	1.7ha
埼玉県	67.7ha
計	118.5ha

※ 流域自治体へのヒアリング結果（平成19年）

※ 東京都は柳瀬川流域内の面積

※ 市町、及び埼玉県は行政区域内の面積



公有地化された緑地(淵^{ふち}の森)

特別緑地保全地区制度

都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。これにより豊かな緑を将来に継承することができます。

■指定要件

指定の要件は次のいずれかです。

- ・ 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- ・ 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの
- ・ 動植物の生息地として適正に保全する必要があるもの など

■行為の制限

特別緑地保全地区に指定されると、次の行為を行う場合に、都道府県知事の許可が必要になります。

- ・ 建築物その他工作物の新築、改築又は増築
- ・ 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更
- ・ 木竹の伐採 など

■土地の買入れ

土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、都道府県に対して、その土地を買入れる旨申し出ることができます。この場合、都道府県、市長村あるいは緑地管理機構がその土地を買入れます。地方公共団体は、土地の買入れ費用について、国からの補助を活用することができます。

■指定のメリット

特別緑地保全地区の指定には土地所有者にとって次のようなメリットがあります。

- ・ 優遇税制により相続税や固定資産税が減免され、土地の所有コストを軽減できます。
- ・ 土地の買入れを申し出ることができます。譲渡所得には一定額の控除が適用されます。
- ・ 管理協定制度を併用することにより、管理の負担を軽減することができます。
- ・ 市民緑地制度を併用することにより地域の自然とのふれあいの場として活用を図ることができます。

■柳瀬川流域内の自治体での指定状況

特別緑地保全地区(都市緑地法第12条)として妙音沢(新座市)、下清戸道東緑地(清瀬市)の2箇所が指定されています。

また、首都圏近郊緑地特別保全地区(首都圏近郊緑地保全法第5条)として平林寺(新座市)の1箇所が指定されています。



妙音沢特別緑地保全地区
※新座市 WEB ページより

●公有地化の財源は基金やトラストなどの多様な手法を活用します

緑地の公有地化を行うためには多額の財源が必要となりますが、少子高齢化による財源不足や社会保障費の増加などにより、地方自治体の財政状況は非常に厳しい状況にあります。このため、公有地化の財源となる基金についても十分な積み立てを行うことができない状況にあります。

緑地を公有地化するためには、地方自治体による一般財源や国庫補助などからの基金への繰入だけでなく、市民団体などとの連携による募金活動やトラスト運動など市民レベルでの活動が重要となっており、これらの多様な手法を活用した取り組みを地方自治体により進めていきます。

また、多くの市民の協力を得るため、基金の広報活動を積極的に行い地域住民や地元企業への周知を図るなど、募金活動や寄付行為などの促進を地方自治体により行います。

緑地公有地化の主な手法

緑地の公有地化を行うには、次のような手法があります。

- ①基金の設立
- ②募金活動、寄付行為
- ③債権の発行

基金は柳瀬川流域内の全ての自治体でそれぞれ設立されています。

募金活動や寄付行為は、自治体やNPO などにより実施されています。

債権の例 ※清瀬市 WEB ページより

緑地保全や緑化のための基金

柳瀬川流域内の行政機関等が持っている、緑地保全や緑化のための基金には以下のようなものがあります。これらの基金の中には市民からの寄付を募っているものもあります。

また、市民が積極的に緑地の公有地化を行うための方法としては、トラスト運動、募金活動・寄付行為などがあります。募金活動や寄付行為の詳細は以下の窓口部署にお尋ねください。

組織名	窓口部署	基金の名称	募金を受け付けている基金
武蔵村山市	都市整備部 道路公園課	みどりの基金	○
東大和市	建設環境部 環境課 緑化推進係	緑化基金	
東村山市	みどりと公園課	緑地保全基金	○
清瀬市	都市整備部 緑と公園課 緑と公園係	緑地保全基金	○
所沢市	道路公園部 みどり公園課	緑の基金	○
新座市	みどりと公園課	みどりのまちづくり基金	○
三芳町	都市計画課 みどり公園係	緑ぬくもり基金	○
富士見市	まちづくり推進課	緑地保全基金	○
志木市	道路公園課	みどりの基金	○
東京都	環境局 自然環境部内 緑の東京募金基金実行委員会事務局	緑の東京募金基金	○
(財)東京都公園協会	東京都公園協会	東京都都市緑化基金	○
埼玉県	環境部みどり再生推進室	彩の国みどりの基金	○
(財)さいたま緑のトラスト協会	(財)さいたま緑のトラスト協会	さいたま緑のトラスト基金	○

■ 取り組み2

民有緑地を一般公開し保全していきます

土地所有者と地方自治体が法律や条例に基づき契約等を締結し、「市民緑地」、「ふれあいの森」などとして市民が利用できるような緑地を公開いたします。土地所有者の方々にとっては管理負担が軽減するとともに、税の減免措置などが受けられます。

● 民有緑地を一般公開し保全していきます

市民緑地制度等による取り組み

流域内には市民の方々が所有する山林や雑木林などの緑地が多く残っています。これらの緑地については、所有者の方々のご協力のもと、地方自治体との賃貸契約等を締結することで、「市民緑地」や「ふれあいの森」などとして一般市民にも公開されています。地主にとっては税の減免等の優遇措置を受けることができ、また多くの場合、地方自治体やボランティアによる維持管理が実施されています。

今後もこのような制度を利用して緑地保全を地方自治体により積極的に進めていきます。



富士見市の市民緑地(谷津の森)

あなたのまちの市民緑地制度

市民緑地とは、都市内に緑とオープンスペースを確保し、良好な生活環境の形成を図るために、土地所有者又は人工地盤、建築物その他の工作物の所有者の申出に基づき、地方公共団体または都市緑地法第 68 条第 1 項の規定に基づく緑地管理機構が当該土地等の所有者と契約を締結して、一定期間住民の利用に供するために設置・管理する緑地です。

また、市町村の条例に基づき同様の制度を制定している自治体もあります。

自治体	制度の名称	担当部署
武蔵村山市	緑地保護地区	都市整備部道路公園課
東大和市	緑地保護地区	建設環境部環境課
東村山市	緑地保護区域	都市整備部みどりと公園課
清瀬市	緑地環境保全区域	都市整備部緑と公園課
所沢市	市民緑地、市民の森	道路公園部みどり公園課
新座市	みどりの保全協定緑地 (市民憩いの森)	都市計画部みどりと公園課
三芳町	市民緑地 ふれあいの森	都市計画課みどり公園係
富士見市	市民緑地 緑の散歩道	まちづくり環境部まちづくり推進課
志木市	ふれあいの森	都市整備部道路公園課

市民と自治体との連携による取り組み

新たな取り組みとして、マンション開発敷地内に保存された緑地について、地方自治体との間で借地契約を締結し一般市民にも開放する事例があります。

大規模な緑地の開発に際しては、地方自治体が市民・開発事業者・地方自治体の協議の場を設け、緑地の借地化や開放を進めています。

事例：市民・開発事業者・地方自治体が連携した緑地保全の取り組み

志木市での大型マンション開発事例

■経緯

志木市の慶応義塾志木高等学校の寮跡地に大型マンションが建設されることとなり、市民はマンション建設には反対はしない立場で不動産会社との交渉を行うこととなりました。

協議は住民、業者、志木市の三者で行われ、造園設計者も交えて緑地保全とマンション開発とのバランスに十分配慮しながら行われました。

結果、シンボルである「大イチョウ」も移植され住民、業者の双方が満足する開発が行われ、敷地内の緑地は市民に解放され親しまれています。マンション住民も開発の経緯を理解しており、緑地の維持管理活動にも積極的に取り組んでいます。

■志木市の取り組み

- ・市が30年という長期の「土地使用賃貸契約」を締結し、周辺住民にも緑地を開放
- ・市は財政上の優遇措置として固定資産税の免除



三者の連携により整備・一般開放された緑地(けいおうふれあいの森)

●緑地所有者の管理負担軽減によるメリットをPRしていきます

市民緑地になると緑地所有者は次のようなメリットが受けられます。

- ① 固定資産税、都市計画税の減免
- ② 相続税の評価軽減
- ③ 緑地管理費用と手間の軽減

今後も緑地所有者の協力が得られるよう、このようなメリットについて地方自治体が周知を図っていきます。

■ 取り組み3

保存樹林など緑を保全する仕組みを活用していきます

緑地所有者が保有する樹林や樹木について、地方自治体による指定を行っていきます。指定されると自治体により維持管理奨励金が交付され、緑地所有者は経済的な支援を受けることができます。

また、地方自治体は大規模な開発行為に対して緑化計画の提出を求め、既存の緑地の保全や新たな緑の創出を図っていきます。

● 助成制度を利用した緑地保全を進めていきます

比較的小規模な緑地や樹木などに関する保全制度として「保存樹林」「保存樹木」などの指定制度があります。この制度では、一定規模以上の樹林・樹木について、所有者や管理者の承諾を得て「保存樹林」「保存樹木」などの指定を行っています。

指定に伴い伐採や所有権の移転などを行う時には届出が必要となるなど制限が加わりますが、維持管理に対して奨励金が交付され経済的な支援を受けることができます。

今後も地方自治体によりこのような制度の普及に努め、緑地の保全を図っていきます。

保護地区、保護樹木の指定（所沢市）

所沢市では現存する緑を守るために「所沢市緑化推進条例」に基づき「保護地区」「保護樹木」を指定しています。これらに指定されると、樹木の伐採や所有権の移転などを行う際に届け出が必要になり、開発や改変が抑制されます。一方、維持管理費相当の奨励金が交付され、所有者は経済的な支援を受けることができます。

保護地区：47.18ha

保護樹木：293本（平成19年度末）



所沢市保護樹木「タガヤサン」

※所沢市 WEB ページより

● 助成制度の周知を図り利用者を広げていきます

「保存樹林」「保存樹木」などの制度や、その助成によるメリット、水循環系健全化などの効果について広く知ってもらうために、地方自治体によるホームページ上での情報公開を進めるほか、緑地関連イベントなどでのPR活動を進めていきます。

保存樹林、保存樹木の指定

流域内の地方自治体の「保存樹林」「保存樹木」制度には次のようなものがあります。

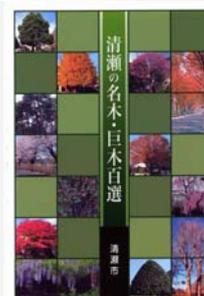
自治体	指定制度（助成金）	担当部署
武蔵村山市	・保存樹林（128円/㎡/年） ・保存樹木（4,500円/本/年）	都市整備部 道路公園課
東大和市	・保存樹林（10円/㎡/年、休止中） ・保存樹木（3,000円/本/年、休止中）	建設環境部 環境課
東村山市	・保存樹木 ・特別保存樹木（枝落し費用の1/2、限度額8万円/本）	都市整備部 みどり公園課
清瀬市	・保存樹林 ・保存樹木（1,000円/本/年）	都市整備部 緑と公園課
所沢市	・保護地区（非課税地5円/㎡/年、 市街化調整区域内10円/㎡/年、 市街化区域内30円/㎡/年） ・保護樹木（3,000円/本/年） ・巨樹・巨木（10,000円/本/年）	道路公園部 みどり公園課
新座市	・保存樹林（24円/㎡/年、休止中） ・保存樹木（1,200円/本/年、休止中）	都市計画部 みどり公園課
三芳町	・保存樹林（市街化区域内1,500円/100㎡/年） （市街化調整区域内500円/100㎡/年） ・保存樹木（1,000円/本/年） ・特別保存樹木（2,000円/本/年）	都市計画課 みどり公園係
富士見市	・保存樹林（2,000円/100㎡/年、 限度額1件あたり6万円） ・保存樹木（3,000円/本/年）	まちづくり環境部 まちづくり推進課
志木市	・保存樹林（9,000円/300㎡/年） ・保存樹木（3,000円/本/年）	都市整備部 道路公園課

※自治体ヒアリング結果（H20）より作成

名木・巨木100選（清瀬市）

「清瀬の名木・巨木百選」は、3年間にわたる市報シリーズ「名木を訪ねて」の連載にあたって集積した資料や名木、巨木選定委員会による、2か年間にわたる現地調査などによって、厳選された樹木100選を1冊の本にまとめたものです。

この名木、巨木の選定にあたっては、約260本にのぼる候補の中から、選定基準に基づいて、真に名木、巨木としてふさわしい77種の樹木100選を決定しました。



清瀬の名木・巨木百選冊子 ※清瀬市WEBページより

●大規模な開発行為に対して開発規制などを行っていきます

地方自治体は、比較的大規模な開発行為に対して、開発規制などにより緑地の保全を行っていきます。

開発規制、緑化指導（東京都）

東京都では、1,000㎡（公共施設は250㎡）以上の敷地での開発計画や建築計画等に際して、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、自然の保護と回復を目的とした「開発規制」や「緑化指導」を行っています。また、30,000㎡以上の開発に対しては「東京都自然環境保全審議会」に付議することとしています。

●大規模開発に対する緑化の取り組みを推進していきます

大規模な開発行為に対して、地方自治体は緑化計画届出制度などの運用を実施していくことで、開発事業者による既存の緑地の保全や新たな緑の創出を図っていきます。

●生垣の設置を奨励していきます

宅地への緑化の取り組みとして、生垣の設置奨励の制度があり、生垣の設置時に工事費の補助を受けることができます。今後も地方自治体により、生垣の設置を奨励していきます。



生垣の設置前後の様子 ※東村山市 WEB ページより

生垣の設置奨励の取り組み

流域内の地方自治体での「生垣の設置奨励の取り組み」には以下のものがあります。

自治体	名称	備考
武蔵村山市	なし	
東大和市	なし	
東村山市	生垣補助制度	生垣を造成する場合：6,000円/m（限度額：1件あたり12万円） 生垣を造成するために既存のブロック塀等を撤去する場合：4,000円/m（限度額：1件あたり8万円）
清瀬市	生け垣助成制度	生垣設置費の補助 10,000円/m（限度額：1件あたり10万円）
所沢市	なし	
新座市	生垣設置の奨励	新たに設置する場合：工事費の2/3以内（限度額：1件あたり10万円） ブロック塀等を取り壊して設置する場合：工事費の2/3以内（限度額：1件あたり14万円）
三芳町	生垣設置の奨励	生垣を設置する場合：3,000円/m（1件あたり5万円） 生垣を造成するために既存のブロック塀等を撤去する場合：5,000円/m（限度額：1件あたり5万円）
富士見市	生垣設置の奨励	設置費の補助 3,000円/m（限度額：1件あたり3万円）
志木市	生垣設置の奨励	設置費の補助 7,000円/m（限度額：1件あたり7万円）

※自治体ヒアリング結果（H20）より作成

■ 取り組み4

市民農園・体験農園により農地を保全していきます

市民農園の開設を地方自治体により進めていくとともに、利用者の利便性の向上を図ります。また、農家による体験農園の開設を支援していきます。地方自治体はそれらの普及拡大のためのPRを行っていきます。

良好な農地を維持していくことは環境や景観の面から重要であり、また水循環系の健全化にも大きな役割を果たしています。しかし近年、農業従事者の高齢化等により農地を維持していくことが困難となっている場合があります。一方、都市部や都市近郊のサラリーマン家庭など今まで農業との関わりが薄かった方々などが、レクリエーションとして、あるいは新鮮でおいしい野菜を自分で育てて味わうことの喜びを求めて市民農園や体験農園に参加したいとの需要が高まっています。市民農園や体験農園では余暇活動としての目的のほか、農業を通じた教育、遊休農地の有効活用、住民同士の交流の場としての役割も期待できます。

良好な農地を維持していくため、農業の継続が困難な場合には、地方自治体による市民農園の開設を進め、また農家等による体験農園の開設を促進していきます。

●市民農園・体験農園の開設を進めていきます

地方自治体は、農業の継続が困難な農地において市民農園を開設し、市民に貸し出していきます。また、個人農家・NPO法人・企業なども市民農園の開設が可能であることから、開設方法等を地方自治体がPRしていきます。

体験農園については個人農家に対して地方自治体がPRを進め、仕組みや開設手続きをわかりやすくするとともに、開設後の運営についても指導・協力していくことにより開設数の増加を目指します。



市民農園(志木市)

市民農園と体験農園の違い

■市民農園

開設者が農家から農地を借り受け、小区画に区分して一般市民に貸し出す仕組みです。借り手は自由に野菜を作ることができます。

■体験農園

農家自らが開設して一般市民に利用してもらう農園で、東京都練馬区から始まった方式です。利用者は農園主の指導で農業体験を行うため、プロが作るような野菜を簡単に作ることができます。

「第4回オーライ！ニッポン大賞」受賞 練馬区農業体験農園園主会



※オーライ！ニッポン会議WEBページより

東京都練馬区において、平成8年に全国初のカルチャーセンター方式の農業体験農園として第1号が開園した。農業体験農園では、農業者自らが農園を経営し、農業に必要な技術を利用者に伝授するというシステムによって、農業の初心者でもプロ並みの野菜ができることから、利用者・農業者双方にメリットが大きな取り組みといえる。現在(平成18年)、園主は12人、利用者は約3000人である。

■オーライ！ニッポン会議

都市と農山漁村の双方の生活及び文化を享受する新たなライフスタイルの普及・啓発を行うとともに、体験型・滞在型旅行の企画・提案、体験学習に係る農山漁村と学校との連携強化、都市と農山漁村をつなぐNPO活動の活性化などの取組みを促進し、都市と農山漁村の共生・対流を推進するために設立された。

●市民農園・体験農園のPRを行い、活性化を図ります

地方自治体は市報やホームページ等を活用し、市民農園や体験農園の積極的なPRを行います。これにより市民農園や体験農園に対する知名度や理解を深め、多くの市民に利用していただけるよう努力します。

ちさんちしょう ●地産地消の意識啓発を行っていきます

地産地消により地域の農業が活性化することで、農業従事者や農地の減少を抑えることが期待できることから、地産地消の意識啓発を図っていきます。また、農作物の直売所等での販売、学校給食や福祉施設などでの利用促進、観光産業との連携などを進めることで、地産地消を促進していきます。

地産地消とは

地産地消とは、地元で生産されたものを地元で消費するという意味で使われています。

なお、国の基本計画（食料・農業・農村基本計画 平成17年3月）では地産地消について、「地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて農業者と消費者を結び付ける取組であり、これにより、消費者が生産者と『顔が見え、話ができる』関係で地域の農産物・食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を図る」と位置付けています。

●市民農園・体験農園の利便性の向上を図っていきます

地方自治体は、市民農園に駐車場を併設することで遠方の方々にも利用しやすいようにする、トイレを併設するなど、利用者の利便性の向上を図るための環境整備を行います。

また、懇談会の開催やアンケートの実施などにより、市民や農園管理者等のニーズを把握し、利用者及び農園管理者の利便性を高めていきます。

市民農園、体験農園の状況

柳瀬川流域では全ての市町において市民農園が開設されています。また、体験農園は東村山市、東大和市、武蔵村山市で開設されています。なお、三芳町の体験型市民農園は個人で開設しており、町が開設している市民農園はありません。

	自治体	箇所数	区画	面積	市民農園利用料（年額）	担当部署
市民農園	武蔵村山市	5箇所	-	0.4ha	無料（60歳以上限定）	高齢福祉課
	東大和市	4箇所	244	0.7ha	10,800円/15㎡区画	産業振興課
	東村山市	3箇所	-	-	18,000円/30㎡区画	産業振興課
	清瀬市	6箇所	287	0.8ha	15,600円/20㎡区画	産業振興課
	所沢市	6箇所	422	1.1ha	2,000円	農政課
	新座市	9箇所	725	2.7ha	3,000円/12㎡区画 7,000円/24㎡区画	経済振興課
	三芳町	8箇所	-	0.95ha	5,000～10,000円程度	-
	富士見市	1箇所	124 21	0.8ha	2,100円/35㎡区画 3,000円/50㎡区画	農業振興課
	志木市	9箇所	171	1.1ha	6000円/15㎡区画	地域振興課
	体験農園	自治体	箇所数	区画	面積	市民農園利用料（年額）
武蔵村山市		2	110	0.4ha	23,000円	
東大和市		1	56		32,000円 (市から10,000円の補助あり)	
東村山市		5	-	-	40,000円	

※流域自治体へのヒアリング結果（平成19年）より作成

雨水貯留浸透施設の普及促進

都市化の進展により雑木林や農地などの開発が進み、宅地造成による良好な住宅の供給、商業施設の建設、道路などの社会インフラの整備によって私たちの暮らしは豊かで便利なものへと変化してきました。しかし、一方では開発や道路舗装などの都市化の進行により、緑地が失われることで、雨が地中へ浸透していく機能は大きく低下しています。このように貯留・浸透機能が失われていくことにより次のような現象が起こる可能性があります。

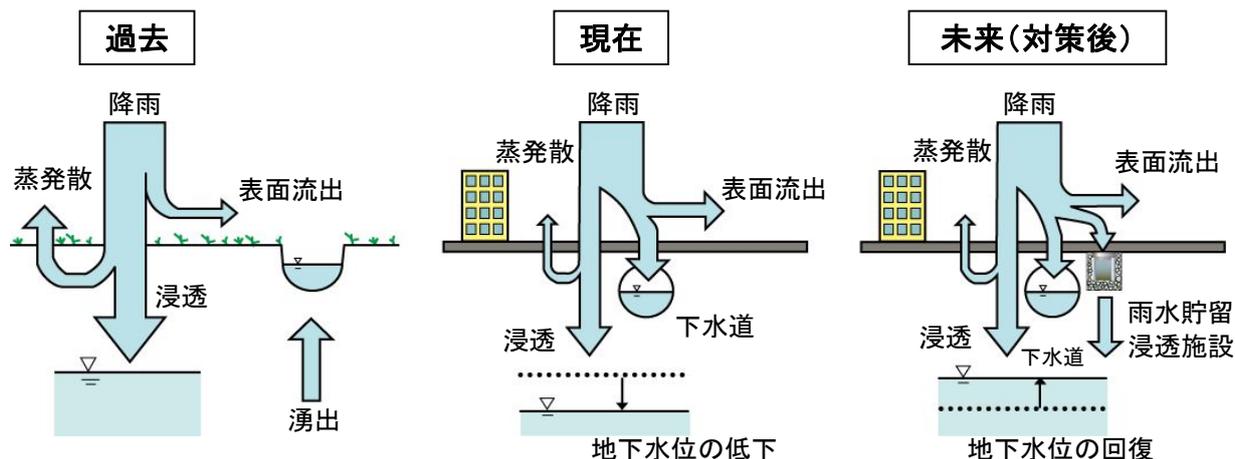


図 8 都市化による貯留浸透機能の低下の水循環系への影響

このため、地方自治体では公共施設への雨水貯留浸透施設の設置を積極的に進めており、大規模開発に対する設置指導や、戸建住宅への設置に対する助成などを行うことで、雨水貯留浸透施設の普及を図っていく取り組みを進めています。しかしながら、特に戸建住宅への雨水貯留浸透施設の普及は、水循環系再生の重要な要素であるにもかかわらずなかなか進んでいません。

従って、アクションプランでは特に戸建住宅への設置促進を図っていくために必要な仕組みを整備するとともに、新たにマンションなどの集合住宅についての取り組みも進めていきます。また、助成制度については利用者が使いやすいような制度に見直し、より効果的なPR活動についての展開も図っていきます。

雨水貯留浸透施設普及促進のため次の3つの取り組みを実施していきます。

- ◆ 取り組み5:流域の貯留浸透化の取り組みを進めていきます(P.26)
- ◆ 取り組み6:貯留浸透施設の普及を進めていきます(P.27～29)
- ◆ 取り組み7:普及のためのPRを積極的に進めていきます(P.30)

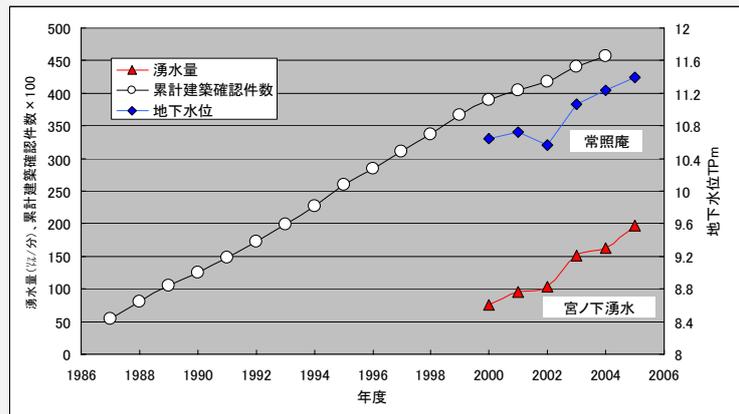
浸透施設の設置効果事例（松戸市の事例）

松戸市では、「雨水浸透施設設置指導要綱」を昭和 62 年に制定しました。浸透施設の設置率は、昭和 53 年当時は約 53%の設置率でしたが、平成 17 年度には 80%を超えています。

雨水浸透施設累計値（平成 17 年度現在）

設置件数	備 考
28, 895 件	設置率: 約 80% (H17)

これに伴い、松戸市の坂川流域にある宮ノ下湧水の湧水量や近傍の常照庵の地下水位は増加している傾向が認められます。



こぶしの里の湧水

※三芳町 WEB ページより

■ 取り組み5

流域の貯留浸透化の取り組みを進めていきます

学校・公園等の公共施設への貯留浸透施設の設置等の取り組みを行政により進めます。また、自治体による住宅や耕作農地への助成制度の新設などの取り組みを進め、流域の貯留浸透化の取り組みを行います。

● **公共施設への貯留浸透施設の設置を行います。**

公園・学校・市役所等の公共・公益施設等の敷地を有効活用し、グラウンド・地下等を利用する貯留や、透水性舗装、浸透池、雨水浸透ます等を利用する浸透など、さまざまな手段による貯留浸透施設の設置を進めます。



建物をピロティーにして駐車場に貯留する例
(志木市民体育館)



学校グラウンドへの貯留(上:平常時、下:洪水時)

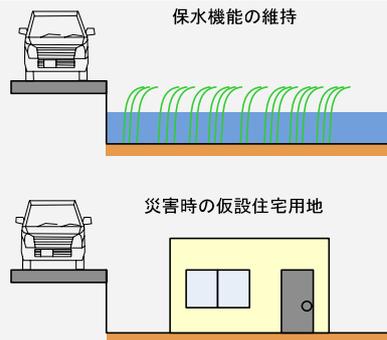
● **住宅・耕作農地の助成制度に取り組みます。**

耕作された農地は浸透機能が高く良好な水循環系の形成に重要な役割を担っています。耕作農地の減少を抑制し将来にわたる利用を促すために、耕作農地の保水機能に対しての助成金を検討していきます。

農地の保全（志木市防災協力農地推進事業）

埼玉県志木市では、保水機能を持つ水田の保全を図ることを目的とした、「防災協力農地推進事業」を推進しています。

具体的には志木市むねおか宗岡地区の市街化区域内の500m²以上の農地で、畔の高さが道路面より低く、保水機能がある農地に対し防災協力金を交付しています。



■ 取り組み6

貯留浸透施設の普及を進めていきます

身近な戸建住宅での貯留浸透施設(雨水浸透ます・雨水利用タンク)などの設置促進の取り組みを市民と行政が一体となって取り組んでいきます。

●戸建住宅での貯留施設設置の仕組みを整備していきます

既存の戸建住宅における貯留浸透施設の設置は、費用がかかることや、設置スペースの問題などからなかなか進んでいないのが現状です。また、設置に際しては材料費の一部が助成される自治体もありますが、工事費については住民の負担となるため、貯留浸透施設を設置することによる環境への効果は理解していても、なかなか実行に至らないことが多いものです。

そこで、簡単な雨どいの改修と雨水利用タンクの設置のみで完了する簡易貯留施設の導入を進めることで、貯留施設の普及を図っていきます。また、浸透施設についても助成金や条例等の普及に関する仕組みや環境づくりを行うとともに、各種イベント等を通じたPRを適宜行い、市民との協働により楽しみながら雨水貯留浸透が行える環境づくりを行います。

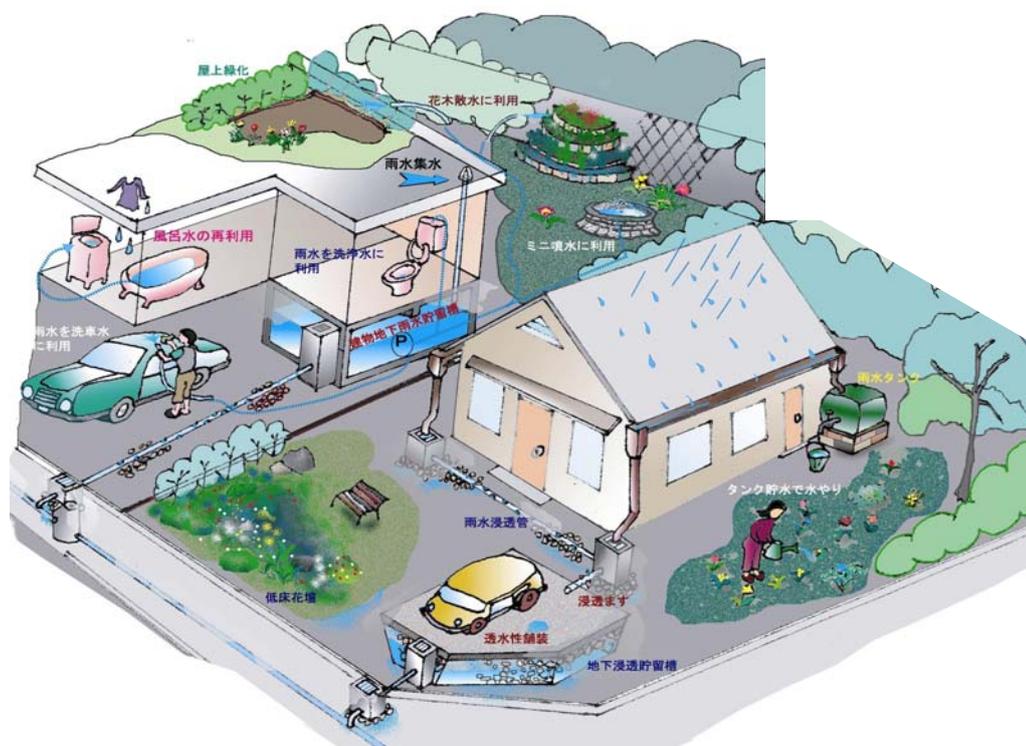
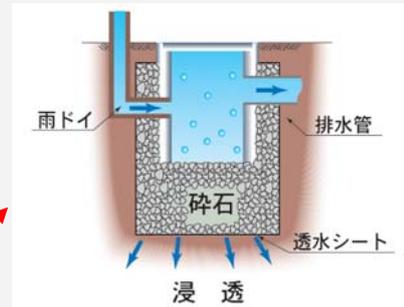


図 9 戸建住宅廻りの雨水貯留浸透施設のイメージ

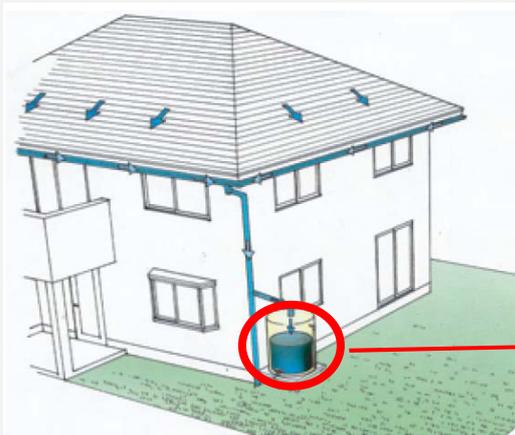
戸建住宅における代表的な貯留浸透施設の設置例

戸建住宅用地等に設置する貯留浸透施設としては「雨水浸透ます」・「雨水利用タンク」が一般的です。

<雨水浸透ます>



<雨水利用タンク>



牛沼小学校(所沢市)に設置された雨水貯留槽

●各種助成制度等を活用した貯留浸透施設の普及を図ります。

戸建住宅に対する雨水貯留浸透施設の助成制度が、一部の自治体において実施されています。このような助成制度の広報を行って制度の趣旨・効果を充分周知するとともに、戸建住宅における貯留・浸透を進めます。

また、建築確認申請時において雨水貯留浸透施設や水循環への理解を深めていただくことで、施設の普及促進に努めていきます。



所沢市の雨水浸透ます支給材料

雨水貯留浸透施設を自宅に設置したい時の問合せ先

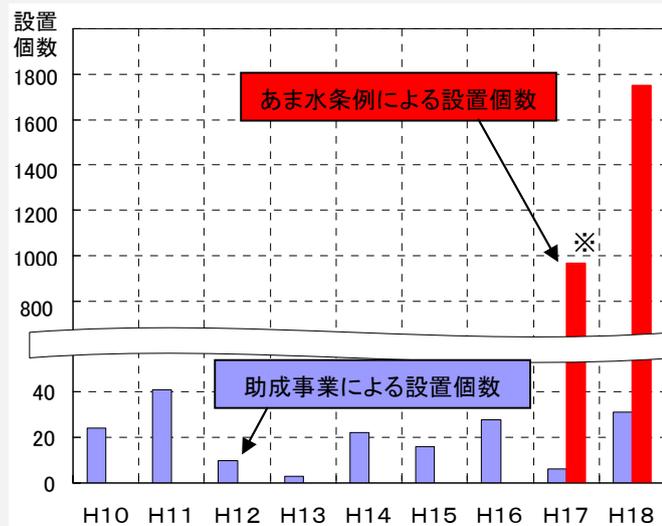
雨水浸透ますや雨水浸透トレンチなどの雨水貯留浸透施設を自宅に設置したい場合は、お住まいの市町の関係部署、もしくは指定下水道工事店などへお問い合わせください。

自治体	雨水貯留浸透の関係部署	助成制度
武蔵村山市	下水道課	なし
東大和市	下水道課	なし
東村山市	下水道課	雨水貯留施設の設置に対する補助事業
清瀬市	上下水道課	なし
所沢市	下水道部下水道維持課	雨水浸透枳材料支給制度（材料を提供）
新座市	道路課	なし
三芳町	道路下水道課	なし
富士見市	道路交通課	なし
志木市	下水道課	雨水貯留施設の設置に対する補助事業

条例の浸透施設の普及事例（市川市の市民あま水条例）

市川市では従来から助成事業により浸透施設の普及を図っていましたが、平成17年に「市民あま水条例」を制定し、浸透可能区域内において新規住宅の建設・改築を行う際に浸透施設の設置を義務化しました。

これにより同市では浸透施設の普及が一気に進みつつあります。



(※H17 あま水条例の設置個数は下期のみの値)

市川市における「市民あま水条例」制定前後の浸透施設の設置状況

■ 取り組み7

普及のためのPRを積極的に進めていきます

自治体は、イベントなどでの雨水貯留浸透施設のPRに取り組んでいきます。また、配管業者との連携や自作雨水利用タンクの製作体験イベントなどを通じたPR活動を行っていきます。

● 雨水貯留浸透施設のPRを進めていきます

雨水貯留浸透施設が必要な理由、設置方法、設置に必要な手続き、設置費用などについて自治体のホームページや、イベントなどを通じてPRを進めていきます。また、市民団体と連携した普及促進イベントなどの開催や情報共有などにより、効果的なPRを行っていくよう努力していきます。



PRイベントの実施例

小金井市における雨水浸透施設推進の取り組み

小金井市では、市と指定工事店との協力・協働体制を構築しており、『指定工事店』に、小金井市が定めた基準による『雨水浸透ます』を設置するよう指導しています。

この結果、小金井市における浸透可能家屋軒数 23,910 軒のうち、雨水浸透ます設置軒数は 12,176 軒に達しており、その普及率は 50.9 パーセントとなっています。これら取り組みが評価され小金井市は日本水大賞を受賞しました。



日本水大賞受賞を記念して作成された模型

市民活動の充実

柳瀬川流域水循環マスタープランでは、基本方針の一つとして「人と人が水を通してつながりあう社会」を目指しています。この基本方針を実現するための一つの方策として「流域の人々の意欲と経験を活かす」ことが挙げられています。これを実現するために本アクションプランでは「市民活動の充実」を図っていきます。

柳瀬川流域では、環境、川づくり、緑など水循環系に関連するさまざまな問題・課題について取り組んでいる個人や団体が数多く存在します。その多くが個々の情熱をもとに自主的に参加するボランティア活動であり、水循環系健全化のための取り組みにはこのようなボランティア精神が大きな役割を持ちます。

本アクションプランでは、このような意欲と経験を持った人々が中心となって、さまざまな人々が柳瀬川流域の水循環系健全化に関わっていく仕組みづくりを進め、多くの人々が柳瀬川流域や水循環系の健全化に興味をもつようなきっかけを作っていきます。

また、市民活動に対する経済的あるいは技術的な支援を充実させることにより、市民活動の一層の拡がりや技術の向上が図れるような取り組みを行っていきます。

従って、本アクションプランでは次の取り組みを実施していきます。

- ◆ **取り組み8:市民活動へのサポートを推進していきます(P.32～34)**
- ◆ **取り組み9:市民との連携を充実させていきます(P.35～39)**



市民主催のイベント（きよせ川まつり）

■ 取り組み8

市民活動へのサポートを推進していきます

緑地保全のための維持管理用品の貸し出しなど、行政による市民活動へのサポートを行います。

市民活動を広げていくために、地方自治体による市民活動家の育成や市民団体づくりのサポートを行い、活動の継続や団体の運営方法などについてもサポートしていきます。

行政が市民団体等とのネットワークづくりを進め、情報の共有化を図っていくことで市民活動の輪を広げていきます。

● 維持管理用の備品貸し出しなどのサポートを進めていきます

緑地の維持管理には草刈鎌、熊手、^{せんてい}剪定ハサミなどの比較的よく使用する道具から、草刈機のような専門的な大型機械まで多種多様な作業用具が必要となります。各地方自治体は用具の貸し出しを行うことで、市民団体による購入やメンテナンスの負担を軽減し、維持管理活動に参加しやすい環境を用意します。

また、地方自治体がアダプト制度などのサポート制度を整えて支援していきます。

アダプト制度を活用したサポート

■ アダプト制度とは

身近な公共空間である道路、河川、公園等において、市民の皆様にボランティアにより清掃、除草等の美化活動を行っていただき、行政がその活動を支援することにより、市民協働による維持管理を行う制度です。支援の内容は、維持管理用具の貸与や集めたごみの引き取りなどがあります。

■ NPO 法人 エコシティ志木(志木市)

エコシティ志木では、西原斜面林の維持管理を実施する際に志木市のアダプト制度を活用していました。また、現在はいろは親水公園で志木市市民プロポーザル制度を活用して維持管理を行っています。(P. 66 参照)



西原斜面林の様子

●市民活動家をサポートしていきます

豊富な経験や知識を有するシニア、自然保護に対する活動を志す若者、生まれ育った地域の自然や街並みを愛する市民など、よりよい環境とすみよいまちづくりを目指して何らかの行動を起こそうという方々が、市民活動家やボランティアとして活躍していくため、地方自治体や公益法人などによるサポートを行っていきます。

河川整備基金 助成事業（財団法人 河川環境管理財団）

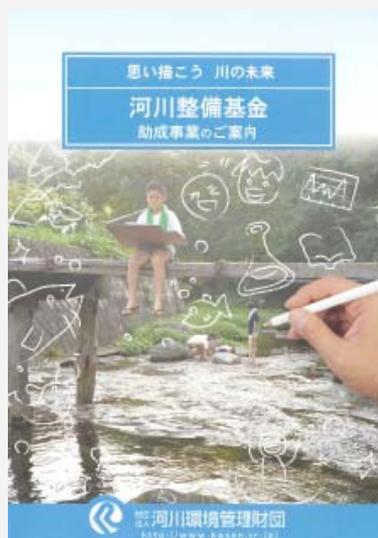
河川整備基金の運用益をもとに、研究者や地方自治体、市民団体など、幅広い分野の方々に資金を助成し、調査・研究や市民の交流活動を支援しています。

市民団体に対しては、設立後間もない団体等の活動を軌道に乗せるために助成を行う「新設市民団体運営支援助成」により支援しています。

【問い合わせ】

財団法人 河川環境管理財団

<http://www.kasen.or.jp/>



※河川環境管理財団 WEB ページより

●市民活動を積極的にPRしていきます

市民が目にする機会の多い市報やホームページ等の多様な媒体、及びイベントなどの際に市民とふれあうことのできる機会などを通じて、地方自治体や公益法人などによる市民活動の積極的なPRを行います。

環境フェア（清瀬市）

2008年5月25日（日）、環境フェアが清瀬市児童センターと神山公園で開催されました。今年初めてとなるこのイベントは「みんなで考えよう、水・ごみ・みどり」をテーマに数々の展示が行われました。

多くの市民活動団体や企業などが参加し、清瀬のみどりと豊かな自然環境の紹介、保護活動のアピールや、ごみのリサイクルと減量について詳しい展示があり、子どもから年配の方まで幅広い年齢の市民が訪れ、身近なところから環境問題や廃棄物問題を考えるきっかけになりました。



環境フェア

※清瀬市民活動センターWEB ページより

●市民団体のネットワークづくりを進めていきます

柳瀬川流域では現在も多く市民団体が活動しており、それぞれ独自の活動内容や地域に根ざした活動を続けています。これらの市民団体間、及び自治体とのつながりを促進し、不足している部分についてはお互いに協力・協働して活動を広げていくことができるよう、市民団体との協力のもと、地方自治体や国土交通省による情報の共有化を進めていきます。

また地方自治体は、個人が市民団体への参加を希望する場合の情報収集や窓口としての機能を持つことで、市民の参加を促していきます。

市民と自治体とのネットワークづくり

柳瀬川流域水循環マスタープラン市民懇談会

柳瀬川流域水循環マスタープラン作成にあたっては、公募による市民から構成される市民懇談会を組織し、市民の意見を取り入れてきました。

また、アクションプランの検討においても市民懇談会を再組織して市民の意見を取り入れています。市民懇談会のメンバーには、流域で活動している市民団体のメンバーが多数おり市民や行政のネットワークとしての機能も果たしています。

(事務局：国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所)



市民懇談会の様子

■ 取り組み9

市民との連携を充実させていきます

行政は市民との連携により多様なイベントに取り組んでいくとともに、市民活動に興味を持った方々が参加しやすい仕組みづくりを進めていきます。

また、「市民管理協定制度」に代表されるような、市民・企業・自治体など多様な主体が協働して緑地の維持管理を行う制度を地方自治体により推進していきます。

●市民と連携したイベントなどの取り組みを進めます

地方自治体は市民団体との連携や JA（Japan Agricultural Co-operatives「日本の農業協同組合」の愛称）、一般企業などの協力・協賛のもと、下草刈り活動やクリーンアップ作戦のような維持管理イベント、雑木林保全作業体験などの体験イベント、剪定や寄せ植えなどの講習会、環境フェアなど多様なイベントを企画していきます。イベントでは市民の方々が興味を持ち、参加しやすいような工夫を行い継続的な活動となるよう努力していきます。



妙音沢緑地クリーンアップ作戦
※新座市 WEB ページより

市民活動と連携したイベント

新河岸川流域フォーラム・川まつりリレーフェスティバル

新河岸川流域フォーラムは、総合治水対策を含めた健全な水循環系形成の意義・重要性等について広く一般の方に理解を深めてもらうことを目的に、川づくり活動への参画、自治体と市民、市民団体間のコミュニケーションの活性化と連携を深めるべく毎年開催しています。

また平成 15 年（2003）からは各支川の川まつりと結びつけ、リレーイベント形式で開催しています。現在は、不老川（ふろうがわ）、北川（ふじみえがわ）、東川、柳瀬川（清瀬）、柳瀬川（志木）、落合川（おちあいがわ）、黒目川（新座）、黒目川（朝霞）で行われる 9 箇所での川まつりと新河岸川流域フォーラムの計 10 箇所で開催しています。

（新河岸川流域フォーラム事務局：国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所）

妙音沢緑地クリーンアップ作戦（新座市）

124 名のボランティア参加のもと、緑地内に投棄されている粗大ゴミなどの一斉清掃活動を行いました。粗大ゴミや産業廃棄物など数多くのゴミを撤去することができ、緑地内が大変綺麗になりました。

造園業防災協力会の協力により、緑地内の倒木の処理や枯木の伐採活動も行いました。また、市内の公園に自動販売機を設置している事業者から飲料水やゴミ袋などが提供されました。



妙音沢緑地クリーンアップ作戦
※新座市 WEB ページより

●市民や企業参加の仕組みづくりを推進していきます

各地方自治体において維持管理に市民や企業が参加できる仕組みづくりを行います。市民ボランティアとして地方自治体やNPOに登録し、継続的に維持管理活動に参加できるような仕組みや、企業として社会貢献活動へ参加できるような仕組みを判りやすく提供します。

市民ボランティア制度やボランティアに関する施策

柳瀬川流域での市民ボランティア制度や関連施策には次のようなものがあります。

これ以外にもNPO団体への参加を含め、市民が参加できる機会は数多くあります。

組織名	担当部署	制度・施策	備考
武蔵村山市	社会福祉協議会 ボランティアセンター	市民活動支援	ボランティアグループなどを紹介する。
東大和市	市民生活課	ボランティアグループの紹介	市のホームページ上でボランティアグループを紹介する。
東村山市	政策室企画政策課	地域デビューサポートプログラム	定年退職後の地域活動への参加をサポートするイベントの企画運営を市民と協働で行う取り組み。
清瀬市	都市整備部 緑と公園課	自然保護レンジャー	自然の保護、監視ボランティア
		緑のサポーター	維持管理活動ボランティア
	市民活動支援センター	市民活動支援	打ち合わせスペースの提供など
所沢市	道路公園部みどり公園課、市民経済部農政課	雑木林保全作業体験	落ち葉掃きなどを実施する。
	市民経済部コミュニティ推進課	所沢市市民活動総合補償制度	市は、ボランティア活動での傷害事故等に対する保険料を負担する。
	下水道部河川課	水辺のサポーター制度	市は、河川清掃を行う市民団体等にゴミ袋などを支給し、収集されたゴミを処分する。
新座市	みどりと公園課	緑の保全巡視員	市内緑地の保全巡視活動
		グリーンサポーター	市内緑地の維持管理活動
		公園ボランティア	市内公園の維持管理活動
	自治振興課	新座市市民公益活動補償制度	ボランティア活動での傷害等に対する保険料を市が負担する。
	教育委員会生涯学習課	生涯学習ボランティアバンク	学習の場などに講師を紹介する。
三芳町	産業振興課	体験落ち葉掃き	JAと町が共催し実施している。
	都市計画課	市民管理協定	埼玉県の制度を導入している。市民団体が緑地の維持管理を行う。
富士見市	教育委員会生涯学習課	市民人材バンク	学習の場などに講師を紹介する。
志木市	都市整備部 道路公園課	アダプトプログラム	緑地の維持管理を行う団体に対して、市が維持管理用具等を貸与する。
		志木市市民プロポーザル方式	市民団体が管理方針等についてプロポーザル方式で応募する。市は用途を限定しない助成金を支出する。
	市民生活部 地域振興課	いろは楽学塾～講師派遣 &人材バンク～	学習の場などに講師を派遣もしくは紹介する。

組織名	担当部署	制度・施策	備考
東京都	環境局自然環境部緑環境課	サポート・レンジャー	東京都レンジャーをサポートするボランティア
		緑のボランティア	自然観察・緑地保全等に関するボランティアの登録制度
		東京グリーンシップ・アクション	企業ボランティアなどが緑地の保全活動を行う。
		緑のボランティア指導者等育成講座	ボランティアに対し、指導や助言などを行う指導者を育成する。
埼玉県	環境部みどり再生推進室	市民管理協定制度	市民団体が緑地の維持管理を行う。
その他（荒川下流河川事務所）	調査課	新河岸川流域川づくり連絡会	市民団体や地方自治体が集まり情報交換を行う。
		新河岸川流域フォーラム	総合治水対策を普及するため広く参加を呼び掛けてイベント形式で実施する。

●「市民管理協定制度」など協働型の維持管理を進めていきます

良好な緑地環境を保全していくためには、下草刈り・伐採・除草・植栽・萌芽更新^{ほうがこうしん}（15～20年のサイクルで伐採を繰り返すことで雑木林を維持する方法）などの維持管理に関する知識や技術、それぞれの緑地に関する歴史や文化などへの理解が必要であるとともに、肉体的な作業も伴うことから非常に大変な作業となります。

また、地方自治体で管理する緑地においても、特に大規模な緑地での維持管理には多くの人手と費用を要しており、地方自治体だけでは全ての緑地の維持管理を十分に行うことは困難な状況にあります。

このため、市民の皆さんや地元企業の方々、NPOなどの市民団体の方々などと自治体との協働作業による維持管理が近年広がりを見せており、今や緑地の維持管理手法のひとつとして非常に重要な手段となっています。

柳瀬川流域においては、「東京グリーンシップ・アクション」などの協働型の緑地維持管理制度が整備されています。これらの制度を活用し緑地の協働維持管理を地方自治体の主導により推進していきます。



雑木林の下草刈りを行う近隣住民(三芳町 市民緑地公園)

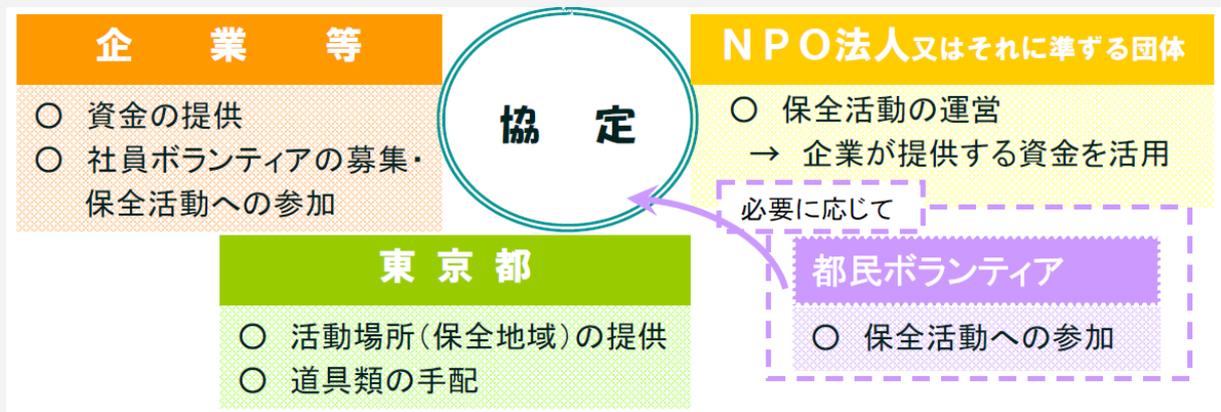
※三芳町 WEB ページより

東京グリーンシップ・アクション

東京に残された山地の森林や丘陵部の里山、市街地近郊の雑木林など、かけがえのない自然を保全していくためには、都民、企業、NPO、行政等がそれぞれの役割を得て協力し合うことが重要です。そこで東京都では、平成15年度から、都内にある46の保全地域（注）のうち一部の地域で、保全地域の良好な自然環境づくりと、より広い都民層に環境に対する関心を高めてもらうため、東京グリーンシップ・アクションを実施し、NPO等による運営の下、企業等に社会貢献活動を行っていただいています。

■仕組みと役割

東京都・各地域での活動を運営するNPO法人や活動指定団体、参加企業等が、役割等に関する協定を締結したうえで保全活動を実施しています。



※東京都 WEB ページ、平成20年度募集要項より

■実施形態

- ・ 活動プログラムは1日が基本となります。
- ・ 1地域・1回からの参加が可能です。
- ・ 他企業との共同実施も可能です（費用折半）。
- ・ 研修としての実施、平日実施なども可能です。



清瀬松山緑地 作業状況

※東京都 WEB ページより

■柳瀬川流域での実施例

柳瀬川流域では、清瀬市の清瀬松山緑地保全地域で東京グリーンシップ・アクションを実施しています。活動内容は、草刈、木柵の補修、自然観察、枯木等の整理、一部間伐、虫の棲家作り、樹木銘板付けなどで、一回の活動費用は25万円、定員は50名です。また、清瀬の自然を守る会が作業の指導を行い、差し入れを提供するなどして活動に全面協力しています。

（注）「保全地域」

「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、都内に残る貴重な自然地を都民の大切な財産として末永く残していくことを目的として都が指定した地域です。

これらの「保全地域」では、地域ごとに定められた保全計画に基づき、自然の保護と回復に必要な管理活動を行っています。

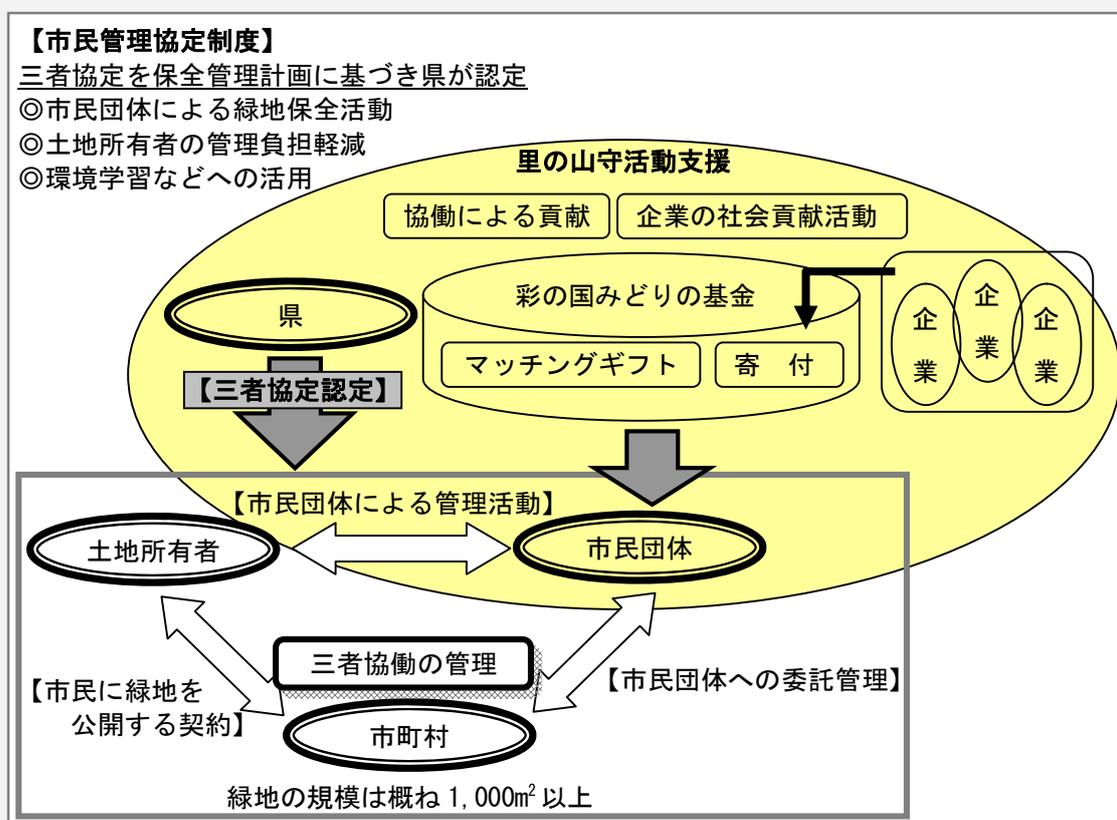
【問い合わせ】東京都 環境局 自然環境部 緑環境課 保全係

市民管理協定制度と里の山守活動支援事業

緑地を保全していく手段として、行政による公有地化は確実に永続的なものですが、予算等の制約もあり、全ての緑地を公有地化することは現実的ではありませんので、公有地化によらない幅広い緑地保全の仕組みも必要となってきます。このため埼玉県では、保全活動を計画的かつ継続的に実施していくための仕組みとして、土地所有者、市町村、市民団体の三者協定により緑地保全を行う「市民管理協定制度」を、平成17年10月1日より施行しました。なお、市民管理協定制度は「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づいています。

■制度の仕組み

まず、緑地保全活動に関して、土地所有者、市町村、市民団体の三者が協定を締結し、県がその協定を認定します。その後、「里の山守活動支援事業」として、緑地保全を行う市民団体に対して県と企業が一体となって活動費の補助を行います。



■補助金の額、補助率

1団体500,000円を上限として、保全活動費を補助する。
 (補助率1/2、一部2/3(活動初期の機械类等整備費))

■市民管理協定の締結状況

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
市民管理協定 新規締結件数	4件	1件	2件
市民管理協定 締結累計 (里の山守活動支援件数)	4件	5件	7件

3 アクションプランに関する取り組み事例

本アクションプランについては今後新たに実施にむけて取り組んでいくものに加え、既に自治体や市民の間で実施されている取り組みも多いことから、それらの取り組みの中から今後アクションプランを進めていく上で参考となる事例について紹介します。

なお、記載内容はヒアリング調査の結果や各団体のホームページへの掲載事項をもとに作成しています。詳細については各団体にお問い合わせください。

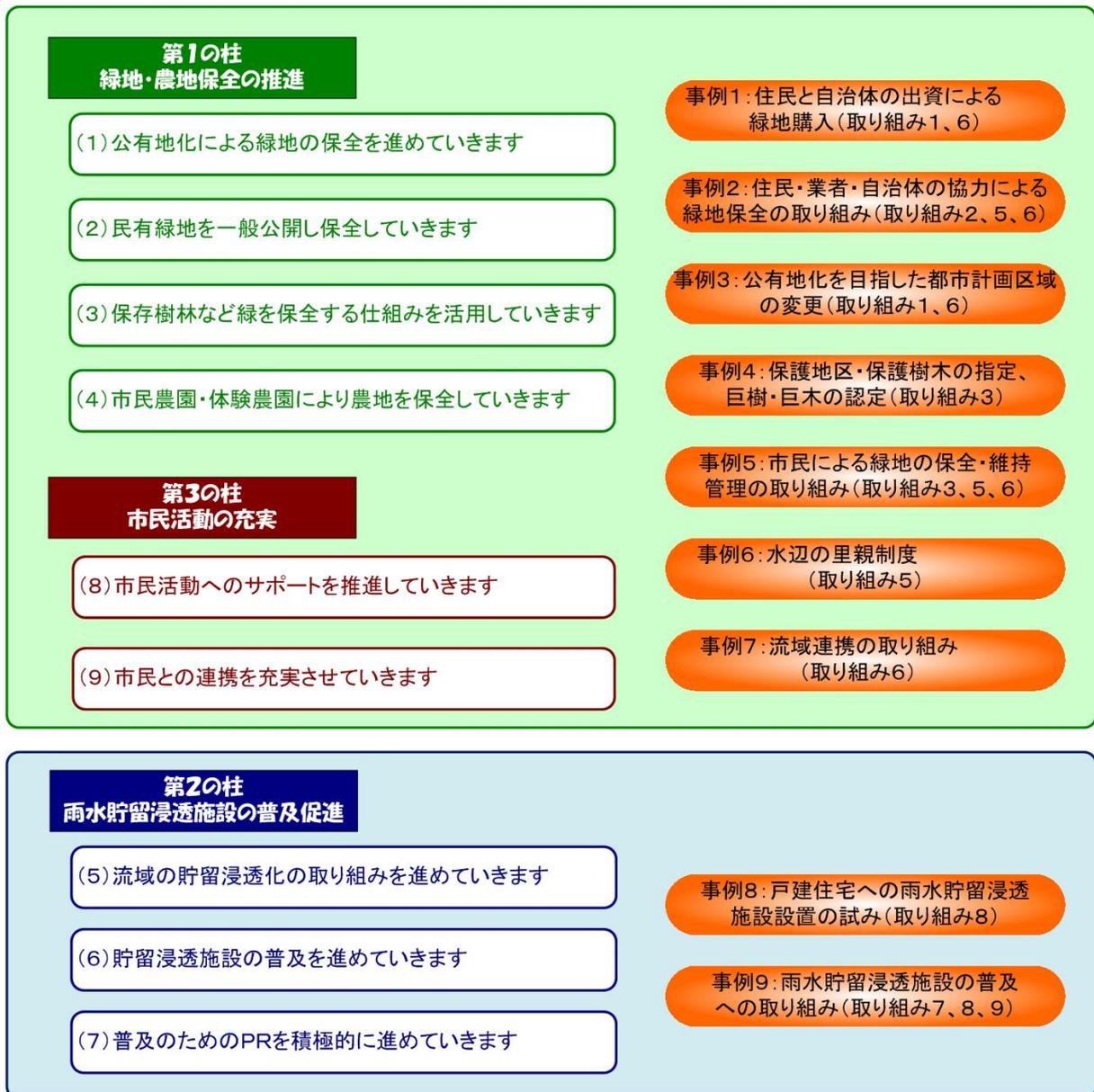


図 10 アクションプランの取り組みと事例

住民と自治体の出資による緑地購入

メディアによって大々的に放送され日本でもっとも有名な緑地の一つとなった「淵の森」は、対岸の「八郎山」とあわせ柳瀬川の河畔林を形成しており、JR 秋津駅から徒歩 5 分という立地にありながら都会のオアシスとして保全されている。これらの緑地が保全されるまでの道のりは平たんではなく、近隣住民を中心に結成された「淵の森の会」や東村山市・所沢市が力をあわせ緑地の保全が実現された。

■ 1996～1997 年 「淵の森」保全までの道のり

1996 年 2 月、柳瀬川沿いの雑木林（淵の森）に宅地開発が計画されているという情報がながれ、同年 5 月、貴重な雑木林を保全するため近隣の 5 つの自治体、2 つの市民団体、市民が集まり「安松橋付近の貴重な緑地を保全する連絡協議会」（同年 9 月に「淵の森保全連絡協議会」、2008 年に「淵の森の会」と改称）を結成した。同会は淵の森に関する自治体（東村山市・所沢市・東京都）への陳情や署名運動を展開したが、自治体の財政事情がひっ迫していることもあり事態の好転は望めない状況であった。そのため、同年 9 月に淵の森購入を目指して募金活動を開始したが、緑地購入に必要な金額の確保には相当な時間が必要な状況であった。そこで、淵の森の会会長から東村山市・所沢市に淵の森購入資金の寄付が行われることになりメディアにも大々的に報道された。なお募金により集まった資金は、公有地化された後の保全活動の原資として用いることとなった。

最終的に 1997 年 1 月 31 日、東村山市・所沢市が土地売買契約を完了し、淵の森の保全が決定した。

■ 2007～2008 年 「八郎山」保全までの道のり

2007 年 3 月、淵の森の会は淵の森の対岸、「八郎山」の宅地開発計画を入手し再び保全活動を開始した。活動には数ヶ月を要したが、東村山市との協議により「八郎山」を保全することとなった。同年 10 月の市議会においては補正予算が可決され公有地化の方針が決定し、最終的には 2008 年 3 月 24 日に公有地化された。



淵の森位置図

【淵の森の会会長からのメッセージ】

本当にたくさんの人の助けをもらい、あの風景を残せることになりうれしい。

これから、生きた川との付き合いが始まるが、身が引き締まる思いがしている。

※淵の森の会 WEB ページより



淵の森

■ユニークな募金の試み

淵の森の会では、募金していただいた方に対して会長の自筆サイン入り感謝状兼領収書を送付している。

また、通常の募金とは別にある民間企業が協力し、インターネット上の仮想世界（※1）内において、会長のサイン入りアバター用Tシャツ（※2）を販売し、売上全額を淵の森の会へ寄付している。

※1：インターネット上の仮想空間内で、利用者はアバターと呼ばれる自身の分身を使い、他の利用者との交流や仮想区間内の通貨を用いた商業活動をおこなうことができる。

※2：アバターとは仮想空間内で利用者が操るキャラクターのこと。

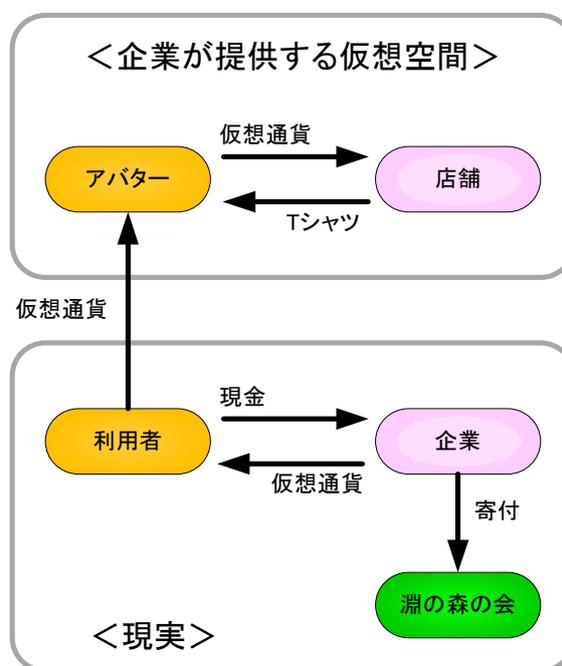
■ボランティアによる維持管理

「淵の森」および「八郎山」は、会長の知名度の高さから、維持管理活動に多くの市民ボランティア、また企業ボランティアが参加している。通常は緑地保全のボランティアといっても10人から20人程度で作業している団体が多いが、淵の森の会では毎回100人から200人もの人が集まり保全作業を行っており、また近隣の住民も食べ物の差し入れなどを自発的に行っている。同会のメンバーの一人は『非常に多くの方にボランティアとして参加していただき、うれしい悲鳴をあげている。』と語っている。



仮想空間内の店舗

※淵の森の会 WEB ページより



寄付の仕組み

住民・業者・自治体の協力による緑地保全の取り組み

財政状況が悪化している自治体にとって、自治体だけで数多い緑地の全てを十分に管理することは非常に負担が大きい。そのような中、市民自らが積極的に緑地の保全・管理を行う活動が広がりを見せている。志木市において、自然豊かな緑地に持ちあがった大型マンション建設に対して行われた市民・事業者・市の協働による緑地保全への取り組みを紹介する。

■ 既存の緑地での大型マンション建設計画

志木市内で、慶応義塾志木高等学校の寮跡地に大型マンションが建設されることとなった。そこは志木市の自然環境保全重要地域に指定されている場所であり、周辺住民からすれば慣れ親しんできた景観である緑地を残したい思いが強い。誰しもできれば緑地を残したいという気持ちは同じであるが、マンション開発業者の立場からすれば自然環境に優れる土地に良好な住環境を提供するという使命もあり、そのような住環境を望む消費者も数多くいる。

一部の地域ではこのような大規模マンション建設に反対する住民運動なども見られ、開発業者と対立してそのような活動を行うことで、結果的に隣人となるマンション住民との間に溝ができてしまうことにもなりかねない。そこで、近隣住民を中心とした「慶応高校の緑に思いを寄せる会」をはじめとする市民は、できる限り緑地を保全しながら開発を行うことが現実的であると考え、開発業者も貴重な緑の保全が重要であるとの立場であったことから、マンション建設には反対しない立場で開発業者との交渉を行うこととなった。



マンション建設前の風景
※三井不動産レジデンシャル WEB ページより

■ 造園設計者も含めた三者協議の開催

交渉は住民、業者、志木市の三者での三者協議の場が設けられ、そこには緑地のプロである造園設計者も同席することで、緑地保全とマンション開発とのバランスに十分配慮しながら協議が進められた。そこで完成した案は、マンション開発ではできる限り現在の緑地を保全しながら整備を行い、市が30年という長期の「土地使用賃貸契約」を締結することで周辺住民にも緑地を開放するというものであった。また、維持管理は市民が中心となって行うこととなった。



「けいおうふれあいの森」と調和した周辺の街並み

■市民が主体の維持管理

完成した緑地は「けいおうふれあいの森」として市民に開放され、シンボルであった「大イチョウ」の移植による保全、緑地内に散策路などが整備されることなどで、マンション住民と周辺住民がともに豊かな自然を共有できる空間が創出されている。

現在、維持管理は近隣住民とマンション住民を中心とするグループ「ぽんぼこ」が結成され、志木市のアダプト制度を利用して月 1 回の維持管理活動を展開している。なお、このグループ「ぽんぼこ」はこの緑地保全活動の中心的役割を果たした「慶応高校の緑に思いを寄せる会」が発展的に改組されたものである。



保存されたシンボル「大いちょう」
※三井不動産レジデンシャル WEB ページより

■成功の鍵は三者協議と住民の結束

三者協議に環境 NPO として参加してきた「エコシティ志木」の代表は成功の鍵として次のように語る。『近隣市で雑木林の開発反対の運動を行っていたが、結局うまくいかずに雑木林の多くが失われたのを見て、反対するだけではダメだと感じました。そこで建設には反対しない立場で、三者協議の場を設けそこでの対話により住民は要望する緑地を保全し、事業主は良好な環境をセールスポイントにした販売を行い両者が満足する結果が得られました。もちろん近隣の方々が非常にうまく結束していたことも挙げられます。また、マンション販売時においても協議の過程を全てオープンにしたので、マンション住民は全て周知しており、快く維持管理活動にも加わっていただいています。』



「けいおうふれあいの森」内に整備された遊歩道

このように貴重な緑地を保全していくために、開発の計画段階から住民を交えた三者協議を開催し、開発者と市民がともに協働しながら緑地を保全していく活動は、持続可能な開発を進めていく上で非常に有効な手段である。

また、開発後においてもアダプト制度などを利用しながら、近隣住民とマンション住民が維持管理グループを結成して地域一体での緑地の管理活動を行っていることは、住民主体の管理活動の事例として参考とすべきものである。

アダプト制度とは

身近な公共空間である道路、河川、公園等において、市民の皆様にボランティアにより清掃、除草等の美化活動を行っていただき、市がその活動を支援することにより、市民協働による維持管理を行う制度です。

公有地化を目指した都市計画区域の変更

東村山市北部に位置する北山公園は、初夏には10万本の^{はなしょうぶ}花菖蒲が咲き乱れ、隣接する北川や八国山^{はちこくやま}緑地と一体となった素晴らしい景観を作り出している。北山公園は都市計画に位置付けられた都市計画公園であるが、公園に隣接する土地を保全し現在の素晴らしい景観を残していくため、東村山市では都市計画区域を変更し公園面積を増やす方向で努力している。(平成 20 年 7 月現在)

■ 都会のオアシス北山公園

東村山市の北側、こんもりと樹木の茂る八国山緑地の前面に、新東京百景の一つ「北山公園」がある。滴るような緑が美しく、6月から7月には花菖蒲・ハス、9月にはマンジュシャゲが見事な花を咲かせる。さらに、公園の東側には大きな池がありその周囲には樹木を数多く植栽し、野鳥の中継地として確保されている。

■ 東村山^{しょうぶ}菖蒲まつり

北山公園では、毎年花菖蒲の開花する6月頃、菖蒲まつり実行委員会主催で「東村山菖蒲まつり」が開催される。菖蒲まつり実行委員会は、東村山市商工会、西武鉄道(株)、JA 東京みらい農業協同組合、東村山市で構成している。

■ 北山公園の保全方法

東村山市では都市計画法に基づく都市計画公園として、北山公園を整備している。費用面では市単独で整備することは難しいため東京都と国の補助を受けている。現在、東村山市では北山公園周辺に残っている緑地・農地を保全するため都市計画区域を変更して、北山公園の面積を現在の4haから5haへ増やすことを検討している。都市計画決定されれば開発行為が規制され、また将来的に公有地化されることになる予定である。

■ 北山公園の維持管理

マンジュシャゲの会の方々がボランティアでマンジュシャゲの維持管理を行っている。また花菖蒲については市の予算で維持管理を実施しているが、市では今後はボランティアの方々にも協力していただくことを考えている。



北山公園位置図 ※東村山市パンフレットより



^{はなしょうぶ}花菖蒲(6月頃)



北山公園付近の民有田

保護地区・保護樹木の指定、巨樹・巨木の認定

所沢市では激減する緑地を保全するために、所有者の協力を得ながら「保護地区」「保護樹木」の指定を進めている。この制度では緑地の維持管理に対して奨励金が支給されるため、緑地の所有者の経済的な負担を軽減しながら良好な自然環境や景観の保全を目指している。

■40年間で樹林地が半減

急速に市街化が進展する所沢市では、樹林地・農地・公園などの緑地が急速に失われており、1956年には1,994haもあった樹林地が、わずか40年後の1996年には882haと半分以下にまで減り、残された貴重な緑地を保全するための取り組みが求められている。

■「保護地区」「保護樹木」の指定で開発抑制

市では現存する緑を守るために「保護地区」「保護樹木」制度を定めている。この制度は「所沢市緑化推進条例」に基づくもので、一団となった雑木林や地域のシンボルとなっている樹林を保護保全するために、所有者や管理者の承諾を得て「保護地区」と「保護樹木」に指定し、開発や改変を抑制していくものである。

この制度を利用して、市では平成19年度末現在で「保護地区」47.18haと「保護樹木」293本を指定している。



指定された保護樹木 ※所沢市 WEB ページより

■指定地区には奨励金の交付も

「保護地区」、「保護樹木」に指定されると、樹木の伐採や所有権の移転などを行う時には届出が必要になり、その所有者は常に適正な管理を行い、地域の環境を良好に保つように努めなければならない。しかしその一方、雑木林や樹木の維持管理に対しては奨励金が交付され、経済的な支援が行われている。

このように市民の協力のもと、「保護地区」「保護樹木」の指定を進めていくことで緑地の保護と緑化の推進を図り、市民の良好な生活環境の確保に貢献している。

保護地区と保護樹木の違い

- 保護地区とは樹木が集団している土地の面積が300平方メートル以上必要です。代表的な場所は神社や寺院の境内などです。
- 保護樹木とは高さ10メートル以上で、地上1.2メートルの高さでの幹の周囲が1メートル以上必要です。



指定された保護地区 ※所沢市 WEB ページより

市民による緑地の維持管理の取り組み

緑地を維持していくためには落ち葉掃きなどの定期的な維持管理が必要であるが、財政事情の悪化や人手不足により地方自治体では十分な維持管理を行っていくことが難しい状況にある。清瀬市では、市民主導による緑地の維持管理が行われており、自治体や企業がサポートをおこなっている。

■清瀬の自然を守る会の活動～緑地は自分たちの手で守ろう！～

清瀬市には清瀬中里^{きよせなかざと}緑地保全地域や清瀬松山^{きよせまつやま}緑地保全地域などさまざまな緑地が残っている。清瀬の自然を守る会ではこれらの緑地の維持管理活動をボランティアで実施している。同会のメンバーは「子供たちへ自然を残すことが目的であり、励みにもなっている。市にはお金がないので、緑地の維持管理は私たち市民ボランティアが中心になってやっていくしかないと思っている。」と語る。清瀬松山緑地での活動時には会のメンバーだけでなく、清瀬市の制度で募った一般市民の参加者とともに落ち葉掃きなどを実施し、集めた落ち葉は協力農家に肥料として引き取ってもらうとのことである。また中里緑地では活動の結果として、カタクリや早春の花々が群生し、「きよせカタクリまつり」の開催時には多くの人を訪れているようである。



清瀬松山緑地保全地域
※清瀬市 WEB ページより

■東京グリーンシップ・アクション

東京都では市民・NPO・企業・自治体で緑地の維持管理を行っていくための制度として東京グリーンシップ・アクション制度を策定している。

清瀬松山緑地ではこの制度により、企業からの資金提供があり、また「清瀬の自然を守る会」の指導で社員ボランティアの緑地保全活動への参加を行っている。



維持管理作業 ※東京都 WEB ページより

きよせカタクリまつり



※清瀬市パンフレットより

雑木林の林床に咲くカタクリをアピールし、清瀬の美しい景観をつくっている武蔵野雑木林への関心を高め、雑木林の保護と育成への意欲を高めることを目的としています。

自然観察会

解説:「清瀬の自然を守る会」会員

パネル展示

清瀬に咲く野草の花・野鳥など

募金コーナー

清瀬市の自然を守り、雑木林の公有地化を図るために、「清瀬市緑地保全推進委員会」が募金活動を行います。

きよせカタクリまつり協力団体

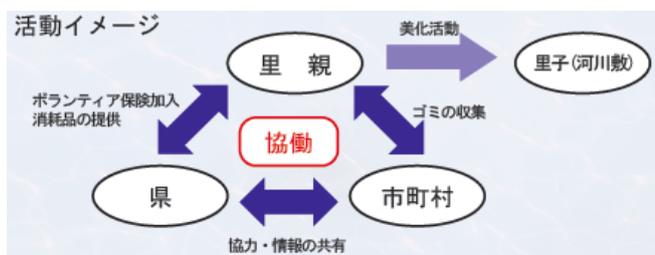
清瀬市植木生産組合・清瀬市花きクラブ・★清瀬青年会議所・★清瀬の自然を守る会
多摩六都緑化専門委員会・★東京清瀬ライオンズクラブ・★東京清瀬ロータリークラブ
東京都多摩環境事務所・中里自治会・明治薬科大学・清瀬朝市会ほか
★印は「清瀬市緑地保全推進委員会」メンバー

水辺の里親制度(埼玉県)

埼玉県では市町村と協力して、自治会や愛護団体等によるボランティアでの河川美化活動を支援し、河川愛護意識の一層の高揚と良好な河川環境の維持・保全に資することを目的として、平成17年度から全ての県管理河川で「水辺の里親」を募集している。

■ 制度の概要

近年、自治体が管理する河川や道路の日常の維持管理を地域の人々に行っていただく「アダプト制度」が広がりを見せている。水辺の里親制度もアダプト制度に分類され、河川の美化活動を地元の人々に行っていただく。自治体は主に治水対策等を実施し、市民は清掃活動等を行い、役割を分担して河川を協働で管理していくものである。



表示板の例 ※埼玉県 WEB ページより

■ 水辺の里親制度表示板

活動期間が1年を超える団体は、規程により美化活動区間内に表示板を設置することができる。(規程では表示板の設置基数や設置方法、様式などが定められている)



表示板の例 ※埼玉県 WEB ページより

■ 登録の条件

県が管理する一級河川100m以上を含む河川で美化活動を行う10人以上の団体であること。

■ 自治体の役割

美化活動に際して、県は軍手・ゴミ袋・タオルを団体に支給し、傷害保険の加入手続きをしている。また、市町村はゴミの処分を行っている。

柳瀬川流域での参加団体一覧(2008年5月22日現在)

団体名	参加者数	河川名	清掃箇所
柳瀬川をきれいにする会	45	柳瀬川	所沢市
東川をきれいにする会 など	12	東川	所沢市
柳瀬川の最上流をきれいにする会	275	柳瀬川	所沢市
上新井の自然を愛する会	26	東川	所沢市
さいたまをキレイにする会	10	柳瀬川	所沢市
城山さくらの会	19	柳瀬川	所沢市
春の台 川を愛する会	47	柳瀬川	所沢市
所沢市立荒幡 <small>あらかた</small> 小学校	—	柳瀬川	所沢市
東川を愛する会	18	東川	所沢市
所沢市立東 <small>ひがし</small> 中学校	—	東川	所沢市
NPO 法人エコシティ志木	12	柳瀬川	志木市

流域連携の取り組み(国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所)

荒川下流河川事務所では「新河岸川流域川づくり連絡会」「新河岸川流域総合治水対策協議会」の事務局として、流域連携の取り組みを行っている。

■新河岸川流域フォーラム・川まつりリレーフェスティバル

新河岸川流域フォーラムは、総合治水対策を含めた健全な水循環系形成の意義・重要性等について、広く一般の方に理解を深めてもらうことを目的に、川づくり活動への参画、自治体と市民、市民団間のコミュニケーションの活性化と連携を深めるべく、毎年開催している。また平成15年(2003)からは、各支川の川まつりと結びつけ、リレーイベント形式で開催している。現在は、不老川、北川、富士見江川、東川、柳瀬川(清瀬)、柳瀬川(志木)、落合川、黒目川(新座)、黒目川(朝霞)で行われる9箇所での川まつりと新河岸川流域フォーラムの計10箇所で実施している。



川まつり

■新河岸川流域川づくり連絡会

新河岸川流域では、総合治水対策や川づくり、水循環系健全化を1本の河川で考えるのではなく、支川やその流域づくりも含めた流域全体で取り組んでいる。その一環として、各支川間での市民同士の情報交換や、市民と自治体との情報交換のために、「新河岸川流域川づくり連絡会」を定期的に開いている。



流域フォーラムでのウォーキング
(平成19年度は101名の方にご参加いただき、治水施設などを見学しました。)

■柳瀬川流域水循環マスタープラン市民懇談会

柳瀬川流域水循環マスタープラン(H17.3)作成においては、公募による市民から構成される市民懇談会を組織し、市民の意見を取り入れて計画を作成した。また、アクションプランの検討においても市民懇談会を再組織して市民の意見を取り入れた計画づくりを行っている。市民懇談会のメンバーには、流域で活動している市民団体のメンバーが多数おり市民や行政のネットワークとしても機能も果たしている。



柳瀬川流域水循環マスタープラン
市民懇談会

■新河岸川流域しんぶん里川

新河岸川流域で展開されている市民の活動や国、東京都、埼玉県など自治体からの情報提供などを行うため、平成9年(1997)10月より流域しんぶん「里川」を発行している。この「里川」は、人と川をつなぎたいという思いから、全国に先駆けて名付けられた。



新河岸川流域しんぶん里川

戸建住宅への雨水貯留浸透施設設置の試み

水循環健全化を考える上で、既開発地・新規開発地への雨水貯留浸透施設の設置は、現実的な対策として最も重要な対策である。しかしながら、大規模な開発地に対しては多くの自治体で設置指導を行っているが、戸建住宅のような小規模な開発地への設置はあまり進んでおらず課題となっている。所沢市に住む O 氏は自宅に雨水貯留浸透施設を設置しており、水循環健全化に対して造詣が深い。

O 氏は平成 12 年に自宅を新築した際に、さまざまな雨水浸透施設を設置し、敷地内に降った雨は外に流さずすべて地下に浸透させている。



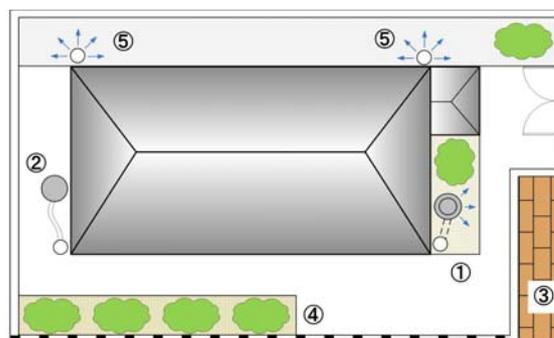
O 氏 自宅全景

①雨水浸透ます

自宅の新築時に通常の雨水ますの代わりに設置したため特段の費用は発生しなかった。



①雨水浸透ます



施設位置図

②雨水利用タンク

雨水貯留タンクに屋根からの雨水をためて、植木の水やりなどに利用している。容量は 100L 程度である。



②雨水利用タンク



②雨水利用タンク

③透水性ブロック

車庫の前面部分を透水性ブロックで舗装しています。



③透水性ブロック

④庭への雨水貯留

植木の周辺で少し土を盛り上げて、雨水が外に流れていかないようにして、地面に浸透させています。



土が盛り上がっているため、雨が外に流れない。

④庭への雨水貯留



④庭への雨水貯留模式図

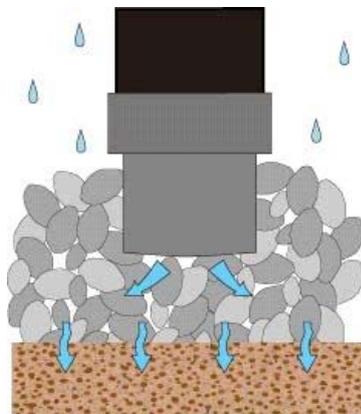
⑤砂利を用いた屋根雨水の排水

庭に砂利を敷き詰めて、屋根からの雨水を直接排水している。このようにしたとのことである。

通常、お寺では鎖樋を使って地面の玉砂利までゆっくり雨水を流し、このことで地面がぬかるむことなく雨水を地面に浸透させることができます。



⑤砂利を用いた屋根雨水の排水



⑤砂利を用いた屋根雨水の排水
模式図



鎖樋イメージ図

⑤鎖樋の例

雨水貯留浸透施設設置の助成制度

自治体によっては、雨水貯留浸透施設設置の助成制度を導入している場合があります。

■所沢市の例(雨水浸透柵材料支給制度)

雨水浸透柵の材料を市が無料で提供します。工事費は自己負担となります。

【問い合わせ】

所沢市 下水道部 下水道維持課



支給される材料
※所沢市 WEB ページより

雨水貯留浸透施設の普及への取り組み

柳瀬川流域関連自治体の雨水貯留浸透施設の普及状況を紹介する。

■雨水貯留浸透施設の開発許可申請件数

雨水排水対策として、大規模開発等が行われる際の開発指導要綱等による雨水貯留対策や、戸建住宅の開発排水の宅内処理等の開発許可申請件数は次のとおり。

大規模な開発などで緑地や農地が市街化されると、今まで地中に浸透していた雨水が地中に浸透せずに、屋根や道路などを経て側溝へ流れる量が増えるようになる。このため、大規模な開発が行われる際には、浸水被害が起きないように雨水貯留浸透施設などを設置して、雨水の流出を抑制している。

雨水貯留浸透施設の開発許可申請件数(0.05ha 以上)

自治体	H15	H16	H17	H18	H19	備考
武蔵村山市	H15～19 : 77					
東大和市			(132)	(1635)	(802)	雨水浸透ます個数
東村山市	32	28	23	28		中高層建築物除く
清瀬市	27	25	20	27	19	
所沢市	112	107	141	101	115	
新座市	59	74	68	67	67	
三芳町	22	18	15	20	33	
富士見市	55	50	48	58		
志木市	27	29	35	38		



平常時



平成10年9月台風5号による洪水

地中への雨水浸透が少ない市街地における浸水状況

4 市民団体の活動紹介

柳瀬川流域では緑地や河川の保全・維持管理などの水循環に関わる活動を行っている市民団体が数多くあります。

今回アクションプランの策定にあたり、ヒアリングにご協力いただいた団体の活動内容を紹介しております。

なお、記載内容はヒアリング調査の結果や各団体のホームページへの掲載事項をもとに作成しています。詳細については各団体にお問い合わせください。

ヒアリングにご協力いただいた市民団体一覧

No.	団体名	主な活動場所	団体に関するホームページ
1	東大和市狭山緑地雑木林の会	東大和市	東京都緑のボランティア http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sizen/volunteer/ukeiredanntai/jyouhou-021.html
2	空堀川を考える会	東大和市	なし
3	NPO 法人 空堀川に清流を取り戻す会	東村山市	空堀川に清流を取り戻す会 http://homepage2.nifty.com/karaborigawa/
4	北川かっぱの会	東村山市	北川かっぱの会 http://homepage3.nifty.com/kitagawakappanokai/
5	清瀬の自然を守る会	清瀬市	清瀬市民活動センター http://park17.wakwak.com/~kiyosesimin/2007dantai/035sizenmamorukai.htm
6	川づくり・清瀬の会	清瀬市	清瀬市民活動センター http://park17.wakwak.com/~kiyosesimin/2007dantai/036kawadukuri.htm
7	清瀬ダイオキシン対策等市民協議会	清瀬市	清瀬ダイオキシン対策等市民協議会 http://kiyose-dioxin.hp.infoseek.co.jp/
8	金山調節池ワークショップ	清瀬市	なし
9	淵の森の会	所沢市	淵の森の会（旧 淵の森保全連絡協議会） http://www.fuchinomori.com/
10	財団法人トトロのふるさと財団	所沢市	トトロのふるさと財団 http://www.totoro.or.jp/
11	所沢源流の会	所沢市	なし
12	ふじみ環境クラブ	富士見市	富士見市 http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BK00/chiikinet/dantai/fujimi.html
13	NPO 法人 エコシティ志木	志木市	エコシティ志木 http://www.cc.e-mansion.com/~eco/
14	おおたかの森トラスト	埼玉県西部	おおたかの森トラスト http://www2.tba.t-com.ne.jp/ootakanomori/
15	柳瀬川流域ネットワーク	柳瀬川流域	なし

東大和市狭山緑地雑木林の会

東大和市狭山緑地雑木林の会は、東大和市立の東大和狭山緑地内で萌芽更新や択伐、下草刈り等の維持管理活動を行っています。会員数が 100 名を超える大規模な団体であり、行政機関や他団体との交流・協働を積極的に行っています。

■団体の概要

東大和市狭山緑地雑木林の会は、東大和市立の東大和狭山緑地において 1997 年より萌芽更新や択伐、下草刈りなどの維持管理活動を行っています。平成 20 年度現在で約 110 人が会員登録しており、自然観察会への参加のみの会員もいるため、維持管理活動への参加者は約 60 人となっています。会員の募集は市報等に掲載して行っています。

会費は徴収しておらず、自然体験学習での講師等での講演料やカンパなどを財源に運営しています。また東大和市から市民活動支援としてボランティア保険等のサポートや、緑地保全にとりくんでいる財団法人等から助成金をうけています。助成金は機材の購入費に充てています。

■経緯

1996 年に東大和市の呼びかけで狭山緑地保全管理のボランティアが集まり、東大和市環境課、郷土博物館主導のもと、東京経済大学の廣井敏男^{ひろいとしお}先生の指導で勉強会、萌芽更新作業に取り組みました。狭山緑地の継続的な維持管理の必要性から、このときのボランティアを母体として東大和市狭山緑地雑木林の会が設立されました。2007 年には創立 10 周年を記念して「夢の未来へ」という冊子を発行しました。

■維持管理活動

狭山緑地は雑木林として利用され固有の生態系を育てていきました。雑木林は人の手による維持管理があつてこそ、その生態系を維持することができます。雑木林の会では定期的に萌芽更新や択伐、下草刈りなどの維持管理活動を行っています。作業にあたってはチェーンソーの使い方など専門的な技術が必要になりますが、講習会等に参加しノウハウを蓄積してきました。作業時にはチーム分けを行い、分担して効率的に作業を行っています。5カ年間の作業計画を立て、3か月ごとに見直しながらか計画的に作業を行っています。

■連携・協働

東大和市立郷土博物館の協力により、敷地内に機材を保管しています。また学芸員から保全すべき樹木等のアドバイスを受けています。また東大和市環境学習リーダー連絡会への参加や東大和市環境を考える会との交流など、他団体との交流を積極的に行っています。市内の小学校へのサタデースクールへの協力なども行っています。



炭焼き
※東大和市狭山緑地雑木林の会提供

からぼり 空堀川を考える会

空堀川を考える会では、空堀川の東大和市を流れる区間でクリーンアップや水質調査など“いい川づくり”ための活動を行っています。

■団体の概要

空堀川を考える会は、東大和市の蔵敷公民館で開催された環境講座「空堀川を考えるⅡ」の受講者有志によって、平成14年12月に設立され、同市を中心に活動しています。東大和市の都市像である「人と自然が調和した生活文化都市」の実現を目指し、行政や他の諸団体と協同して、“いい川づくり”を進めたいと考えています。会員数は15人程度で、活動時は7-8人程度が集まります。男性会員は定年退職した人が多く、女性会員の活動に負うところが大きいといえます。また会費は徴収せずに、寄付金と緑地保全に取り組んでいる財団法人等からの助成金を資金源としています。

■クリーンアップ

イベントとしては、毎回50人ほどに参加していただき空堀川のクリーンアップを行っています。参加者は市報やタウン誌で募集したり、ポスティングしてチラシを配ったりして集めています。また市内の飲料メーカーからは、多数の社員の参加と、飲料を提供いただいています。東京都北多摩北部建設事務所や東大和市からは火ばさみやごみ袋などの物品提供の他、集めたごみの処理などの支援をいただいています。現在の範囲は、出発点を清水富士見緑地とし、上橋から高木橋までですが、今後は整備工事の進展に併せて市内全域に拡大する予定です。

■水質調査

「新河岸川水系水環境連絡会」が主催している「身近な川の一斉調査」に参画して空堀川の水質調査を行っています。世界環境デーに合わせて開催するため環境市民のつどいと同日開催となることが多いですが手分けして実施しています。

■^{ぞうしき}蔵敷公民館まつり、環境市民のつどいへの出展

空堀川に関する展示をしています。河川工事の内容や経緯については、東京都北多摩北部建設事務所から説明資料を提供いただいています。蔵敷公民館まつりでは水質検査の体験コーナーを設けパックテストを経験してもらいました。

■活動スケジュール

- (4月) 空堀川、春のクリーンアップ
- (5月最終週) 蔵敷公民館まつりに出展
- (6月 第1日曜日) 環境市民のつどいに出展
- (6月) 水質の一斉調査
- (8月) 空堀川、夏のクリーンアップ
- (11月) 空堀川、秋のクリーンアップ



夏のクリーンアップ 集合写真
※空堀川を考える会提供写真

■今後の活動

空堀川では整備工事が計画のうち半分ほど終了しています。残りの部分の工事について市民の目線から意見を出していきたいと考えています。

NPO 法人 空堀川に清流を取り戻す会

空堀川に清流を取り戻す会では、「川まつり」のメイン区間を「子どもの水辺」に登録し、この区間を自然再生のモデル区域として、河川管理者とともに環境整備をしています。また、行政からの委託を受け事業も行っています。市民・行政と協働で毎年「川まつり」を行っています。

■団体の概要

空堀川に清流を取り戻す会は平成 8 年 10 月、東京都環境局に団体登録し、平成 12 年、現在の NPO 法人になりました。会員数は正会員 35 人、賛助会員 36 人、会員企業 1 社で構成しています。運営費は事業収入、会費・賛助会費をもって行い、東京都環境保全局（当時）による 3 分の 1 立ち上がり資金助成、河川に関係する財団法人等からの助成金をもって活動しています。

■河川や公園の清掃

東村山市内の河川敷、「子どもの水辺」清掃委託を受け事業を行っています。

「子どもの水辺」の刈草は行政が造ってくれた「堆肥置き場」で堆肥化実験を続けています。



空堀川の様子

■川まつり

平成 9 年、空堀川の久米川～浄水橋間約 1000m の河川改修を記念し、「川まつり」を毎年 5 月末の日曜日に設定し、自治会、商店会、環境団体、JA、消防、警察の協働で実行委員を設け、北多摩北部建設事務所、東村山市が事務局となり盛大に川まつりを行っています。



刈草から作った堆肥

■環境学習

東村山市社会教育課、市内の小・中学校、豊島区役所清掃環境部等の要請で「子どもの水辺」で自然教育体験、環境学習を行っています。



環境学習の様子

※空堀川に清流を取り戻す会提供写真

■緑化活動

会員有志の寄付をもとに基金を設け、毎年、河川管理用道路の補植を主体に水辺の緑化活動を行っています。

北川かっぱの会

北川かっぱの会は北山公園一帯の緑の保全と北川の清流復活という夢を掲げ活動しています。

■団体の概要

活動エリアである北川は、昭和30年代中盤までは子供たちが魚とりをし、泳げるような場所でしたが、都市化や高度経済成長とともにドブ川化し、市民から背を向けられた存在になってしまいました。その後、下水道整備などに伴って、平成になる頃からは水質もやや改善されて、源流部の狭山公園内ではホタルが復活し、種類は少ないもののメダカ、オイカワ、モツゴなどの小魚も戻ってきました。また、中流域部にある八国山緑地、北山公園のあたりは、新宿からわずか30分の距離にありながら、田んぼも含めて里山風景が広がる貴重な場所になっています。北山公園では、今も魚とりやザリガニ釣りに遊ぶ子供たちの姿が見られます。しかし、かろうじて残された北山公園、八国山周辺の自然に加え、流域全体でかつてのように子供たちが生き生きと遊べる清流の北川にするにはさらなる取り組みが必要です。北川かっぱの会は、今の子供たちにもう一度かつての子供のような体験をさせてみたい、と思う者が集まり会を発足しました。発足当時は10名弱だった会員も、自然に対する興味や関心が高まるにつれ、現在では約260名（準会員も含む）までになっています。



北川クリーンアップ
※北川かっぱの会 WEB ページより

■北川クリーンアップ

春、秋の2回の川そうじを地域の人々と共に行政と協働で行っています。また、会員有志による川そうじを月1回定期的に行っています。

■北川わんぱく夏まつり

夏には北山わんぱく夏まつりを多くの市民とともに主催しています。

■北川復元プラン「未来の川へ」

1998年にそれまでの活動成果として、北川復元プラン「未来の川へ」を発行し、東村山市へ市民プランとして提案しました。市ではこの提案を真摯に受け止め、行政内部での検討・調整・予算措置を経て、市民と共同で北川の復元プランを具体化、2004年にコンクリート護岸をはがして自然護岸に復元する工事の完成を見るに至りました。2005年には、さらに下流側の自然護岸化の工事が行なわれ、この際には高さ80cmほどあった垂直の落差工が、世界で4例目となる「粗石付双斜曲面式全断面魚道」として再整備されました。

湧水調査結果(平成7年調査との比較)
※北川かっぱの会 WEB ページより

■環境学習

ここ数年は、小学校や地域の環境団体と連携しながら次代を担う子供たちの環境学習(魚、昆虫、鳥など)の支援を積極的に行っています。

■各種調査

定期的に魚類調査、水質調査、底生生物調査、湧水調査、川に投棄されたゴミ調査を行っています。また、魚道魚類遡上調査も別途実施しました。

	平成19年調査
たっちゃん池上	○
多摩湖堰堤下	?
西武遊園地駅脇	×
多摩湖緑地内	○
多摩湖集会所横民家内	○
多摩湖町4丁目北川河川内	?
二ツ池	○
新山手病院内	×

○；確認できた、×；確認できず、
?；不明(立ち入り不可等のため)

清瀬の自然を守る会

清瀬市内に残る雑木林や水辺環境などの自然を守り、保全するとともに、教育・啓発活動を行っています。

■団体の概要

清瀬の自然を守り保全することを目的に、1976年に結成された市民団体で、現在の会員は約300人です。清瀬松山緑地保全地域の指定²に多大な貢献を果たし、それに続く清瀬中里、および清瀬御殿山緑地保全地域の指定を実現させ、武蔵野の雑木林の保全と維持に努めています。さらに、当会を主体とした「金山調整池ワークショップ」を結成し、柳瀬川、空堀川周辺の水辺環境の保全と維持活動を行っています。これらの活動は清瀬市や東京都などの自治体と協働で行うケースも多く、こうした実績により2000年、清瀬市より「市政30周年記念表彰」を受けています。

■自然環境保全活動

緑地保全地域の指定²への運動のほか、「清瀬せせらぎ公園」「清瀬下宿ビオトープ公園」の企画立案に参画しています。また、緑地保全地域を始めとする雑木林では、落ち葉掃き、下草刈りなどの適切な管理作業を行っています。最近では、東京都の立ち上げた東京グリーンシップ・アクションにも協力し、企業の社会貢献としての環境保全活動を支えています。

■自然観察会

当会が最も力を入れているのがこの自然観察会です。自然に親しみ、自然の仕組みや自然の大切さを育てるよい機会ととらえています。これまでに市内外で200回以上開催しています。

■環境教育

最近では学校でも環境教育に積極的に取り組むようになり、当会でも正規の授業をはじめ様々な場面での教育活動を行っています。また、社会教育の場面でも同様の活動を行っています。

■各種行事・事業

当会の提案で始まった「清瀬カタクリまつり」は、市の春の一大イベントとして定着し、市内外から2万人以上の人々が会場の「清瀬中里緑地保全地域」を訪れます。この時期には、併せて市からの依頼で同緑地保全地域において、野草などの盗掘監視パトロールを請け負っています。このほか、講演会・映写会・写真展の企画・開催等の事業を積極的に行っています。

■出版等の活動

「清瀬の自然 フィールドガイド」(全3巻)(1986、1987)、「清瀬の名木巨木百選」(2008)、などを自主出版あるいは企画・編集を行っています。



清瀬中里緑地保全区域
※清瀬市 WEB ページより



カタクリ
※清瀬市 WEB ページより



清瀬松山緑地保全区域
※清瀬市 WEB ページより

² 東京における自然の保護と回復に関する条例

川づくり・清瀬の会

川づくり・清瀬の会は清瀬市を中心に活動し、多自然川づくりを実現させるための自治体への要望活動、魚類・水質調査、ゴミ拾いなどを実施しています。

■団体の概要

川づくり・清瀬の会は、空堀川・柳瀬川を中心に活動をしています。1998年、柳瀬川の清瀬橋下流の改修工事計画に対して、「当時の天然護岸を少しでも残し、いい川づくりとしたい」との考えから、川に関心のある市民が集まり、柳瀬川流域ネットワークの清瀬ブロックとして活動を開始しました。2000年に川づくり・清瀬の会を設立し、49名の会員（2008年9月現在）で活動しています。活動資金は2,000円の年会費の他、河川に関係する財団法人等の補助を利用しています。

■川まつり

2007年までは、夏休みに4回、子供たちの川体験・川遊びを行い、その内のサタデースクールを流域の川まつりとしてきました。

また、近年の柳瀬川の水質および生態系の良さ、緑豊かな河川環境を広く市民の皆様にご覧いただき、清瀬の多くの子供たちに川遊びの体験をさせたいとの思いから、市をあげての川まつりを清瀬市に提案しました。その結果、清瀬市・東京都、参加団体のそれぞれが役割分担をし、安全確保のための備品の寄付等の企業の協力のもと、実行委員会を設立し、事務局を清瀬市緑と公園課におき、2008年、第一回川まつりが開催されました。



清瀬 川まつり
※川づくり・清瀬の会提供写真

■主な活動

河川改修計画に対して、清瀬に相応しい水と緑の調和の取れた、いい川づくりの提案をおこなっています。また、水と緑の保全活動、河川の清掃・帰化植物の除去、水辺を使った総合学習、生き物・水質調査等、流域と協働した活動を行っています。



クリーンアップ
※川づくり・清瀬の会提供写真

■空堀川改修計画への市民の目線から見た意見

「災害に強い川づくりは勿論のこと、河床幅を広くとり流れを固定せず、落差を極力少なくし、生物の生息環境を創出し上下流につなげる。降雨が少ない時期には瀬切れを起こし、ヒートアイランド化する空堀川の水量確保。市民が親しめ、「ふるさとの川」として誇れる、散策者に優しい木陰や緑の続く、魅力ある河川環境の創出。東京都の策定した柳瀬川流域河川整備計画案を生かした川づくりを！」等の意見をだしています。



クリーンアップ
※川づくり・清瀬の会提供写真

清瀬ダイオキシン対策等市民協議会

清瀬市内において、緑地保全を始めとする自然保護活動を行っています。

■団体の概要

清瀬ダイオキシン対策市民協議会は、有害化学物質の発生抑制や緑地保全を始めとする自然保護活動を行っています。同会は、清瀬市に所在する自治会、目的に賛同する団体・グループ、あるいは個人によって構成されています。同会では、(1) ダイオキシンその他の有毒物質の生成および排出の削減について、一般市民、産業等および行政への働きかけ (2) 地域に清らかな水、空気、緑を回復し、自然豊かな環境を生み出すための活動 (3) 目的を同じくして活動する他の組織・グループとの協同活動等、目的として様々な活動を行っていますが、以下に緑地保全に関する活動を中心に紹介します。

■落ち葉の堆肥化

かつて雑木林の落ち葉は、農家の堆肥づくりになくはならないものでしたが、最近では堆肥づくりを行う農家も少なくなり、可燃ごみとして処理せざるを得ない状況になっています。そこで、同会では、落ち葉や剪定枝の堆肥化に多くのボランティアとともに取り組みました。

堆肥化する施設(処理プラント)は、清瀬市内の公共施設に位置しており、EM菌などを使った堆肥づくりが行われています。この取り組みにより、ゴミ減量や、資源のリサイクルなどの効果が期待されています。これらの堆肥は、学校の農園や、市内の園芸農家で使用されています。また、市民祭り等において市民の皆さんにも販売されており、そのお金は緑の基金に寄付されています。

■緑地保全によるCO₂の削減の取り組み

緑地の保全は、水循環系の健全化のみならず、地球温暖化対策としてのCO₂の吸収源対策としても有効です。そこで同会では、樹木の幹周を測定する活動を清瀬市のケヤキ通りの街路樹や、私有林の雑木林において行っています。樹種ごとに、幹周から葉の面積を想定し、葉が年間に吸収するCO₂の吸収量を算定しています。これらの活動を通じ、市民に広く緑地の重要性を訴えています。



旭が丘団地の樹木が吸収するCO₂の調査
※清瀬ダイオキシン対策等市民協議会提供写真



植栽された樹木が吸収するCO₂の調査
※清瀬ダイオキシン対策等市民協議会提供写真

金山調節池ワークショップ

金山調節池ワークショップは、ビオトープの多様な生態系を保存するため、市民と行政(東京都・清瀬市)が協働して、維持管理活動を主に、生態系の調査や観察会、地域や学校の環境学習や自然保護・啓発活動などを行っています。

■団体の概要

金山調節池は柳瀬川の洪水調整池として平成6年の完成後、豊富な湧水により湿地生態系が徐々に回復し、定期的な維持管理活動での保全が不可欠になったため、平成13年、清瀬の自然を守る会会員を主体に地域市民と行政の連携体として組織され、周辺河川域の自然保護・復元も含めた幅広い活動を、約70名の会員で行っています。地道な活動実績が評価され、平成7年に東京都知事、また平成8年には日本河川協会から河川ボランティア功労賞を受けました。

■維持管理活動

洪水流入、台風被災など激しく変化する水辺環境に対応して、湿地植生の除草やごみ類・流木・倒木類の処理、ヤナギの整枝と剪定を行い、また日常的に発生する外来植物・蔓植物の処理とアオミドロの除去、看板類の補修と巡視・啓発などの維持管理作業を行っています。

東京都の業者と協力し年3回(春・夏・秋)の大々的な定期管理作業では、セイタカアワダチソウ・オオフサモ・アメリカセンダングサ・キシノウブなど侵入外来植物類の除去と、水路部の維持管理、ヤナギの倒木・枯木処理、植生管理など、常に生物の多様性向上に配慮した作業を実施しています。

■生物類の観察・調査

金山調整池は豊かな湧水と変化に富んだ水環境、そして適切な維持管理に支えられ、多様な湿地性の生態系が形成され、植物・野鳥・昆虫など多くの貴重な生き物が生息しています。年間を通して植物や野鳥・昆虫などの各種自然観察会が開催され、また自然を守る会と連携し定点観測や植生調査が実施されています。特に多種の野鳥が観察できる場所として愛好者の間で広く注目されています。

■環境教育

市内小学校の児童に対する環境教育や、地域の児童・保護者の自然学習に、金山調整池は格好の場としてよく活用され、教育指導と普及活動も積極的に行っています。毎年7月の『河川愛護月間』には、ワークショップ会員と地元小学校の児童・保護者・一般市民・東京都職員などが参加して、維持管理作業を主に交流会などの行事が行われています。



金山調節池
※金山調節池パンフレットより



帰化植物の除草
※金山調節池ワークショップ提供写真



探鳥会
※金山調節池パンフレットより

淵の森の会

淵の森の会では、淵の森・八郎山の保全に際して募金活動などを行い、保全の中心的な役割を果たしました。現在では、淵の森・八郎山の維持管理活動などを行っています。

■団体の概要

1996年5月、淵の森を保全するため近隣の5つの自治体、2つの市民団体、市民が集まり「安松橋付近の貴重な緑地を保全する連絡協議会」を結成しました。その後、同年9月に「淵の森保全連絡協議会」、2008年に「淵の森の会」と改称しました。事務局は5、6人で活動時の炊き出しや配付資料の作成などを行っています。ただし任意団体のため明確な役割分担はあまりなく各自が自発的に行動している状態です。特に会費等は集めずに、募金やイベント時の参加費徴収で活動費をまかなっています。



淵の森、八郎山の位置図

■これまでに保全した緑地

淵の森の会では、1996年～1997年に「淵の森（東村山市・所沢市）」、2007年～2008年に「八郎山（東村山市）」の保全運動を行い、寄付をはじめ両緑地の保全に中心的な役割を果たしました。

■維持管理活動

ゴミ掃除や下草刈りなどの維持管理活動を行っています。多くの人手が必要な際には広く呼び掛けて参加者を集めますが、会長のネームバリューがありたくさんの方に参加していただいています。毎回100人から200人くらいの参加者があり、近所の飲食店などが無料で差し入れをしてくれたり、企業のボランティアの方が重機での作業や階段等の設置作業を行ったりしてくれています。

■広報活動

ホームページ上で募金を呼び掛けたり、活動の紹介を行ったりしています。またイベントへの参加呼びかけのチラシの作成なども行っています。



淵の森

財団法人トトロのふるさと財団

トトロのふるさと財団では、狭山丘陵周辺でナショナルトラスト活動を中心に、良好な自然環境や文化財を保存活用するために活動を行っています。

■団体の概要

1990年の春から狭山丘陵の豊かな自然を次世代に引き継ぐために、「トトロのふるさと基金委員会」を立ち上げ、ナショナルトラスト活動を始めました。そして1998年4月に環境省に認められた法人格を持つ財団法人トトロのふるさと財団となりました。会員の年会費、トトロファングッズの収益金等で運営し、また多くのボランティアスタッフにより活動を行っています。



トトロファングッズ
※(財)トトロのふるさと財団 WEB ページより

■ナショナルトラスト活動

ナショナルトラスト活動とは、たくさんの人たちから少しずつ寄付を集めて、すばらしい自然や文化財を買い取り、それを永久に守る活動です。もともとは自然環境や歴史的環境の保存を目的に、1895年にイギリスで発足した民間組織運動のことです。トトロのふるさと財団では、狭山丘陵を開発から守るために、1990年から買取り活動を始めており、2005年度までに狭山丘陵周辺の土地（埼玉県所沢市）を6カ所購入しています。



トトロの森 3号地

■里山管理活動

狭山丘陵の雑木林や湿地などを、緑豊かな里山として維持していくための管理活動をしています。現在6カ所あるトラスト地の手入れや、ふるさと農業体験、里山技術研修会など、ボランティア活動や行事などのスタイルで雑木林にかかわり、狭山丘陵の保全に有効な手段を、地域と共に考えながら活動しています。



里山技術研修会
※(財)トトロのふるさと財団 WEB ページより

ふじみ環境クラブ

「環境」をキーワードに市民が広くつながっていくことを目指して、自然環境の調査や農作業体験、緑地の維持管理などを行っています。

■ 団体の概要

自然環境に興味、関心のある人たちが世話人となり、公民館を通して多くの市民に呼びかけて参加者を募り、ふじみ環境クラブとして設立しました。活動にあたっては自分たちの住んでいる地域を基本に、市内を流れる河川の水質調査、緑地公園の管理、田んぼの農作業体験、子ども向けの自然体験、地域のお祭りで市内の自然紹介などの活動を行っています。環境問題は興味関心の有無に関わらず、市民共通の課題だという認識のもと、学習会や実践活動など地域に根差した活動を通じて環境問題への関心を広めていこうと考えています。

■ 身近な川の一斉調査

「新河岸川水系水環境連絡会」が主催している「身近な川の一斉調査」に当会も毎年参画し、新河岸川水系内の13か所の水質調査を実施しています。この調査結果は、「全国水環境マップ実行委員会」が主催している「身近な水環境の全国一斉調査」にも活用されています。

■ 石井緑地公園(どんぐり山)の手入れ

柳瀬川下流域の左岸側にある雑木林「石井緑地公園(どんぐり山)」は、湧水や貴重な生態系が残されています。当会ではどんぐり山を愛する会、(財)埼玉県生態系保護協会富士見支部、富士見市の協力により、下草刈りや落ち葉はきなどの手入れ作業を定期的に行っています。

■ 水谷田んぼの農作業体験

柳瀬川下流域の左岸にある「水谷田んぼ」は、柳瀬川流域で最大の水田地域であり、貴重な生態系が残されています。当会では農家さんのご好意により田んぼをお借りし、NPO法人ふれあいTAPと協力して農作業体験を実施しています。また、農作業体験だけではなく、自然観察会も実施しています。

■ 富士見江川のお魚しらべ ※柳瀬川流域外の活動です。

東武東上線の鶴瀬駅とみずほ台駅の間を流れる準用河川「富士見江川」は、住宅街を流れているため市民にはとても身近な川です。当会では新河岸川流域川づくり連絡会、新河岸川水系水環境連絡会、黒目川に親しむ会、NPO法人エコシティ志木、(財)埼玉県生態系保護協会富士見支部等の協力により、毎年7月に富士見江川と山崎公園をお魚の捕り方・調べ方の子ども向け自然体験を実施しています。

■ 地域のお祭りで市内の自然紹介

当会ではどんぐり山を愛する会と協力して、富士見ふるさと祭り(富士見市環境フェア)や水谷公民館まつり等に市内の自然紹介の出展をしています。



水谷田んぼの農作業体験
※ふじみ環境クラブ提供写真

所沢源流の会

所沢源流の会では、川にかかわる文化・歴史の調査、自然環境の調査、環境学習など多彩な活動を実施しています。小規模な団体ですが、文化・歴史の調査など特色のある取り組みを行っています。

■ 団体の概要

所沢源流の会は、平成 14 年から活動を始め、現在は 10 人程度で活動を行っています。会員は 60 歳を過ぎた人が大半で、会員からの会費や公益法人等からの助成金などで活動しています。会の代表は、埼玉県生態系保護協会が開かれた環境研修会に参加し、その研修会での卒業論文を書いた際、「研究だけではだめだ。実際に行動しないと何も変わらない。志を同じくする人と活動団体を立ち上げよう。」と思い、環境研修会の参加者有志を中心として「所沢源流の会」を立ち上げました。また、立ち上げにあたっては不老川で活動しているグループに参加し、運営手法をまなび、また「柳瀬川流域ネットワーク」に相談しながら、団体の立ち上げ・運営を始めました。

■ 川にかかわる文化・歴史の調査

昔から柳瀬川はどう変わってきたのか、人との関わりの中での流域の歴史的変遷などを調査しています。また勉強会として柳瀬川以外の河川へ見学に行くこともあります。ゆくゆくは調査結果をまとめ流域マップを作りたいと考えています。

■ 自然環境の調査

柳瀬川の狭山湖堰堤下流から北川との合流点までの区間で、自然護岸や瀬・淵の分布、河畔林の分布等を調査しました。また、トトロのふるさと財団の協力により河川周辺の草本類調査を行いました。定期的に水生生物の調査を行い、水生生物の変化から川の自然環境の回復の程度をトレースしています。

■ 環境学習

柳瀬川、地蔵橋近くの荒幡小学校で環境学習に協力しています。子供たちに投網の実演をみせたり、一緒にタモ網で魚をとったりした後、「もし自分が魚だったらどんな川がいいか、どんな川にしたいか。」について話し合っています。今年（平成 20 年）は、とれた魚種が 5 種類から 9 種類に増え、数も倍増しました。メダカが増えてきたと感じています。

■ 清掃活動

柳瀬川、砂川堀、東川で自治会等の清掃活動を手伝っています。



荒幡小学校環境学習
※所沢源流の会提供写真

NPO 法人 エコシティ志木

志木市で活動している自然保護団体で、会員数も多く多彩な活動に取り組んでいます。

■団体の概要

NPO 法人エコシティ志木は会員数 65 人ほどですが、平均年齢は比較的高く遠方に住む人もおり、常時活動に参加する会員は少ないものの、他の会員は会費を払って活動に協力しています。

■西原斜面林の維持管理活動

志木市幸町の旧西原地区にある斜面林で、平成 14 年から下草刈りやごみ拾いなどの維持管理活動を志木市のアダプト制度により行ってきました。当時は志木市が地主から借地し固定資産税を減免して保全していました。現在は、土地区画整理事業にともない公園として整備中で、管理活動は休止しています。斜面の下部には市民による掘削で復活された湧水がわき出ています。



西原斜面林の様子

■いろは親水公園の維持管理

志木市役所の近くにあるいろは親水公園こもれびのこみち斜面林では、下草刈りやごみ拾いなどの維持管理活動を行っています。

この活動は、志木市で実施している志木市市民プロポーザル方式「公園美化活動会」に応募し、いろは親水公園こもれびのこみち斜面林の維持管理団体として選定され、志木市から一定額の報奨費を受けて実施しています。



いろは親水公園の斜面林と湧水

もともとは志木市が地主から借りていた土地でしたが、最近、地主が志木市へ土地を寄付しました。

■自然観察会

年間 4 回程度、柳瀬川の河川敷などで自然観察会を行っています。春の野草、夏の魚とり、秋の鳴く虫、冬の水鳥等、季節ごとのテーマで実施しています。



ふるさと 手づくり郷土賞

国土交通省では、地域の魅力や個性を創出している、良質な社会資本及びそれと関わりを持つ優れた地域活動を一体の成果として発掘・評価し、「手づくり郷土賞」として表彰することにより、好事例を広く紹介し、個性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組が進むことを目指しています。

いろは親水公園は平成 7 年度の「手づくり郷土賞自然部門」を受賞しました。

おおたかの森トラスト

埼玉県西部の雑木林で、募金等による雑木林の購入や森の維持管理などを行っています。

■団体の概要

埼玉県西部に広がる雑木林には絶滅の危機に瀕しているオオタカが生息しています。1994年6月、この雑木林を守るために（財）埼玉県生態系保護協会所沢支部が中心になって「おおたかの森トラスト」が誕生しました。おおたかの森は埼玉県所沢市、狭山市、入間市、川越市と大井町、三芳町の四市二町にまたがる合計550haの平地林です。この地域は江戸時代に新田開発が行われ、住民らが畑を乾燥と強い風から守るために屋敷林や大きな雑木林を作りました。薪や炭にするコナラ、クヌギ、アカマツ、農具に使うエゴノキなどを主体にいろいろな樹種からなる森です。農業とともに生きてきた雑木林はオオタカのほか、キツネ、タヌキ、野ウサギなど多くの野生の生き物が棲む豊かな森になりました。現在、この雑木林は開発により少しずつ面積を減らしています。おおたかの森トラストでは、この雑木林を残すために活動しています。これまでの活動が認められ、自然環境功労者環境庁長官表彰などを受賞しています。買い取った森は合計5ヶ所で約0.9haになります。又、借りている森は12ヶ所（約7.6ha）です。

■森の手入れ

枯れ木の伐採や森の下草の手入れを行います。切り取った木は炭焼きに利用したり、「虫元気」（小枝や木の葉で虫たちのすみか）をつくったりします。

■炭焼き

竹炭を作り、それを売って森を買う資金の一部にしたり、焼いた炭を粉にして土壌改良に使ってもらったりしています。また、竹酢液、木酢液を作っています。



募金箱
※おおたかの森トラスト
WEB ページより

■ゴミ拾い

森の中に捨てられたゴミは鳥たちが誤って食べるなどの問題があるので、ゴミ拾いを行っています。

■きのこづくり ～椎茸栽培～

森で切られた木（クヌギやコナラなど）を利用して椎茸などのきのこを栽培して、これを売って森を買う資金の一部にします。

■川の浄化 ～川に炭を入れる～

自分たちで焼いた炭を毎年7月の海の日には砂川堀に入れ、川の水質浄化に役立てます。

■自然再生・復元

苗木を育てたり、植えたりします。また、学校ビオトープ作りのお手伝いもします。

■「こどもエコクラブ」の開催

活動を次世代へとつなげていくために、子供たちと炭焼き・しいたけのコマ打ち・森の生き物調べなどを行っています。

柳瀬川流域ネットワーク

柳瀬川流域ネットワークでは、柳瀬川の「いい川」づくりを目指して提案活動などを行っています。

■団体の概要

柳瀬川流域で活動している市民団体と川に関心を持つ個人が集まり”ゆるやかなネットワーク”として活動するネットワーク団体です。川は都市（まち）の暮らしの根本をささえる大切な資源であるという認識のもと、柳瀬川が未来も「いい川」として人々に親しまれるよう、「(1) 地域住民が親しめ、かかわれる川」「(2) 緑が多く、多様な生物が生息する川」「(3) 健全な水質と流れが確保された川の復活」を目指して、各地域の市民と協力しながら、提案型・参加型の活動を行っています。平成 20 年現在で、9 つの団体会員³と 22 人の個人会員で構成されています。

■川づくりの提案活動

平成 8 年の発足以来、清瀬市周辺の柳瀬川中流部の河川改修に対し、川づくり市民プランを描き提案をしてきました。それらの中には、種々の制約から実現しなかったもの、保全できなかったものも多々ありますが、①河道法線の変更による金山公園の保全、②同公園隣接部の緑の岸辺（覆土護岸）などはその成果です。

新河岸川流域河川整備計画の策定の際にも、私達の調査・研究をもとに具体的な提案を行うとともに、専門家を招いて「柳瀬川流域フォーラム」を開催するなど、合意形成に尽力してきました。また、「柳瀬川流域水循環マスタープラン」の策定においても、検討委員会や懇談会に参画するとともに、私達の調査・研究から水質、魚類、河岸状態、市民意識などのデータを提供する他、流域住民の意見交換のコーディネートなどの役割を果たしてきました。



柳瀬川流域フォーラム 2004



多自然川づくりフォーラム

³ NPO 法人エコシティ志木、ふじみ環境クラブ、川づくり・清瀬の会、柳瀬・空堀清流と緑の会、柳瀬川をきれいにする会、NPO 法人空堀川に清流を取り戻す会、所沢源流の会、北川かっぱの会、武蔵村山市の環境を考える市民の会

5 モデル地区

5.1 モデル地区指定の目的

アクションプランで実施する取り組みは、柳瀬川流域全体で取り組んでいくものであり、また行政だけではなく市民・企業と協力して取り組んでいくべきものです。しかし、すべての取り組みが流域全体として均一的に取り組めるものばかりではなく、重点的に実施していく地区を決め、「見ためし」の考え方により地区の状況に合わせて、試行錯誤しながら柔軟に取り組むことが必要です。

柳瀬川流域水循環アクションプランでは、施策の柱である「緑地・農地の保全」「雨水貯留浸透施設の普及推進」において、地域の実情に合わせた取り組みが必要になると考えられるため、重点的に取り組みを行っていく「モデル地区」を定めます。また、モデル地区において重点的に取り組みを行っていくことで、水循環系健全化への機運を高めることも期待できます。なお、モデル地区では取り組みの状況についてモニタリング（後述）を行っていきま

す。モデル地区での取り組みにより得られる効果は以下のものが考えられます。

- ・ モデル地区及び柳瀬川流域のイメージ向上
- ・ 重点的な実施による対策効果の早期発現
- ・ 取り組みの有効性・効果の確認
- ・ 取り組みの問題点や課題の抽出
- ・ 取り組みのノウハウの蓄積
- ・ アクションプランの実効性の向上
- ・ 周辺地区への波及効果
- ・ 類似地区への応用
- ・ 水循環や緑地保全などに関する住民意識の向上

5.2 モデル地区として指定する地区の抽出経緯

モデル地区の指定をするにあたっては、特に緑地・農地保全の取り組みを行う際に地権者との調整が必要なことから、取り組みとして公表することのできる地区を選定する必要がありました。そこで、マスタープラン策定後4年をかけて行政間および市民懇談会で議論した結果、モデル地区として指定する地区（7地区）を抽出しました。

東大和狭山緑地、清瀬中里緑地保全地域周辺、下清戸道東特別緑地保全地区周辺、北山公園、こぶしの里周辺の5地区については、流域自治体から候補地区を募りモデル地区として選定しました。さらに、大沼田緑地保全地域、東川については市民懇談会からの意見を受けて、関係する行政機関の調整を行い、モデル地区として指定しました。

モデル地区の指定を行うにあたっては、さまざまな行政機関が縦割りを越えた議論を行い、また市民からの意見を尊重しました。モデル地区を指定して見ためしの考え方によりアクションプランを推進していくことは全国でも先進的な取り組みであり、またこれらの議論の過程そのものが流域全体として一丸となった取り組みといえます。モデル地区の指定を実現できたことは関係各位の熱意のたまものであり、今後は継続してモデル地区での見ためしの取り組みを推進していく必要があります。

ひがしやまとさやま
(1) 東大和狭山緑地【東大和市】

東大和狭山緑地は多摩湖の南側に位置し、狭山丘陵の豊かな緑の一部を形成しており、東大和市内の残していきたい景観として市民が選んだ「東やまと 20 景」に選ばれています。

周辺の地域では市街化が進んでいますが、東大和狭山緑地は都市計画緑地として都市計画決定され保全されています。現在、公有地化事業を進めており、平成 19 年度末で進捗率は約 60%となっています。市の緑化基金や国庫補助等を活用して、今後も継続的に事業を実施していきます。

東大和狭山緑地では、1997 年より「東大和市狭山緑地雑木林の会」が萌芽更新や択伐、下草刈りなどの維持管理活動を行っています。活動にあたっては東大和市によるボランティア保険、東大和市立郷土博物館によるアドバイス、各種団体からの助成金などのサポートがあります。柳瀬川流域では最も成功している活動の一つですが、会員の高齢化や運営費の不足等の問題を抱えており、今後も積極的なサポートを行っていきます。



狭山緑地



狭山緑地内の園路



東やまと 20 景説明板

アクションプランでの取り組み
公有地化による緑地の保全を進めていきます
市民活動へのサポートを推進していきます
市民との連携を充実させていきます



(2) 北山公園【東村山市】

東村山市北部に位置する北山公園は、カキツバタ・花菖蒲・ハスが6月から7月に見事な花を咲かせ、隣接する北川や八国山緑地と一体となった素晴らしい景観を作り出しています。公園の東側には池がありその周囲は樹木に囲まれており、野鳥の中継地となっています。

北山公園は、都市計画公園として都市計画決定されていて公有地化事業を進めており、進捗率が約70%となっています。また景観保全のため平成20年度には都市計画変更を行い、面積を拡大させました。東京都の優先整備区域⁴に指定され今後重点的に整備が進められていく予定であり、また国庫補助等も活用しながら継続して公有地化事業を進めていきます。

公園内の維持管理は、市民・行政や地元商店街等との協働により行っています。今後も継続してPRを実施し、維持管理活動への参加者を増やしていきます。



⁴ 都市計画公園・緑地の整備方針，東京都・特別区・市町，平成18年（2006年）3月

(3) 大沼田緑地保全地域【東村山市】

大沼田緑地保全地域は東村山市北部の空堀川右岸にあり、国立療養所多摩全生園と一連となる大きな緑の一部をなしています。住宅地に近接した雑木林ですが林床植物は比較的多く、全域がコナラ、クヌギを主体とする雑木林で、市街地の中にある貴重な緑地であり、また空堀川近傍にあるため河川と一体となった緑地として水循環に対する理解を深めるための材料としての意味からも重要です。

現在、東京都の条例⁵によって緑地保全地域として保全されており、少しずつ公有地化を進めていく予定です。公有地部分は東京都と東村山市で維持管理を実施しています。同地域は東京都が主宰する緑のボランティア指導者等育成講座の会場としても使用されており、その際には市民にも参加を呼びかけて保全活動を実施しています。

現在、定期的な維持管理を行っている市民団体等はありませんが、将来的には市民団体と協働・連携による維持管理を実施していきたいと考えています。



アクションプランでの取り組み
公有地化による緑地の保全を進めていきます
市民活動へのサポートを推進していきます
市民との連携を充実させていきます



⁵ 東京における自然の保護と回復に関する条例

(4) **清瀬中里緑地保全地域周辺【清瀬市】**

清瀬中里緑地保全地域周辺では、空堀川や斜面林が一体的な風景を形成しており、一部はせせらぎ公園として整備されています。また周辺には多くの農地が残っています。

清瀬中里緑地保全地域は東京都の条例⁶で指定され保全されており、公有地化事業の進捗率は約40%となっています。また清瀬市の緑地環境保全地域⁷として指定されている緑地もあり、周辺の多くの緑地は東京都と清瀬市の制度により保全されています。清瀬市の緑地環境保全区域として指定されると、条例により市の先買い権が担保されますので、緑地の購入に備え財源の確保に努めていきます。

周辺の多くの農地は、生産緑地地区として指定され保全されています。また、市民農園として活用されている農地もあります。今後も継続して農地の保全に努めていきます。

清瀬中里緑地保全地域では、清瀬の自然を守る会・清瀬市・東京都（多摩環境事務所）が役割分担しながら維持管理活動を行っています。これまでの活動により地域固有の植生が回復し、良好な環境が保たれています。また自然保護レンジャーによりゴミ投棄の監視が行われています。今後も継続して市民活動のサポートや市民との協働を図っていきます。



清瀬中里緑地保全地域

アクションプランでの取り組み	
公有地化による緑地の保全を進めていきます	
市民活動へのサポートを推進していきます	
市民との連携を充実させていきます	



清瀬中里緑地保全地域



せせらぎ公園



市民農園



平成17年度撮影航空写真(荒川下流河川事務所)

⁶ 東京における自然の保護と回復に関する条例

⁷ 清瀬市みどりの環境をつくる条例

(5) ^{しもきよどみどりがし}下清戸道東特別緑地保全地区周辺【清瀬市】

下清戸道東特別緑地保全地区周辺では市街化が進行しており、住宅地や農地に囲まれて比較的小規模な緑地が残っています。

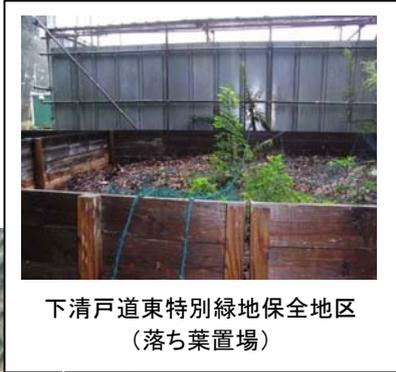
下清戸道東特別緑地保全地区では、「清瀬みどり債」により財源を確保し公有地化を行いました。緑地の取得にあたっては、地主からの一部寄付があり、また緑地保全基金や国庫補助も活用しました。下清戸道東緑地は清瀬市で唯一の特別緑地保全地区となっています。

周辺には清瀬市の条例⁸に基づく緑地環境保全区域があり、売却時に市の先買い権が担保されています。今後は緑地の購入に備え、財源の確保に努めていきます。

下清戸道東緑地では、自然保護レンジャーが落ち葉掃きなどの維持管理活動を実施しており、今後も継続的に市民との協働を進めていきます。



アクションプランでの取り組み
公有地化による緑地の保全を進めていきます
市民活動へのサポートを推進していきます
市民との連携を充実させていきます



⁸ 清瀬市みどりの環境をつくる条例

(6) 東川【所沢市】

東川は平常時の流量が少なく、下流部では所沢浄化センターの下水処理水が主な水源となっていますが、今後、流域下水道事業により処理水の排水がなくなり、河川水量の減少が見込まれます。一方で、東川流域は雨水が地下にしみ込みやすい地層であることから、各家庭において雨水貯留浸透施設を増やしていくことができれば、平常時の河川流量の増加が期待できます。

このことから、埼玉県では各戸貯留浸透事業により既存住宅への雨水浸透ますの設置のお願いを行うことで、雨水浸透ますの普及を図っています。東川流域は県内でも最初にこの事業に着手した地域で、平成6年に事業着手してから、現在までに所沢市で約2000戸、全体で約4300戸の既設住宅に設置されています。

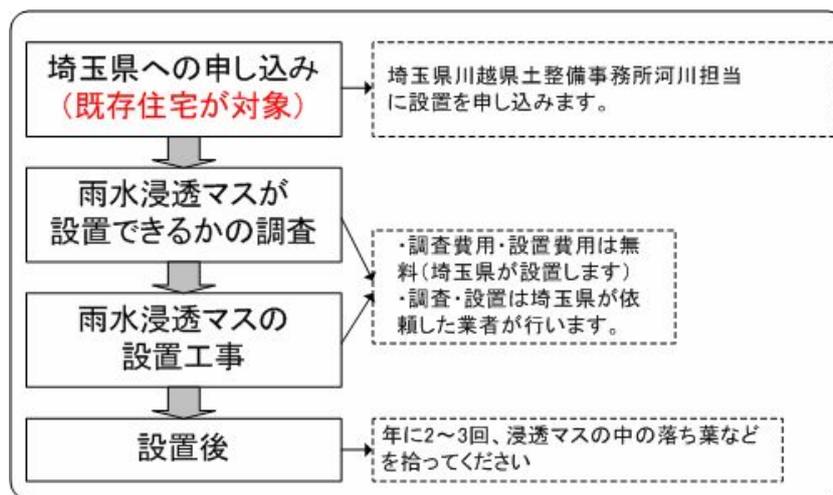
また、埼玉県内では他に新河岸川流域の志木市と朝霞市、不老川流域の所沢市で実施しています。

雨水浸透ますは下記の方法で設置できます。設置後は落ち葉等のゴミを拾っていただくなどのメンテナンスが必要です。今後も所沢市や地域の自治会の協力を得て、雨水浸透ますのさらなる普及を図っていきます。



アクションプランでの取り組み

- 流域の貯留浸透化の取り組みを進めていきます
- 貯留浸透施設の普及を進めていきます
- 普及のためのPRを積極的に進めていきます



(7) こぶしの里周辺【三芳町】

こぶしの里周辺では農地の中に多くの斜面林が残され、湧水が豊富であり、三芳町の緑の景観八景に指定されています。また北東側にある調整池ではアシが繁茂し、春先にはカモやサギの繁殖地となっています。

こぶしの里は町が借り上げて保全しています。また周辺の多くの緑地は埼玉県の制度⁹により、「竹間沢ふるさとの森」として保全されています。今後は、現在のところ保全されていない緑地についても保存樹林制度等を活用して保存することを検討していきます。

こぶしの里に隣接した「こどもの川」ではホタルの復活を目指して「竹間沢ほたる育成会」が活動しています。また周辺の清掃活動も実施しています。活動にあたっては埼玉県の「農地・水・環境保全向上対策」による助成金を受けています。今後も継続して市民活動へのサポートや市民協働を推進していきます。



アクションプランでの取り組み

- 保存樹林等の制度を活用して緑地を保全していきます
- 市民活動へのサポートを推進していきます
- 市民との連携を充実させていきます

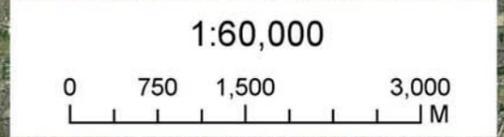
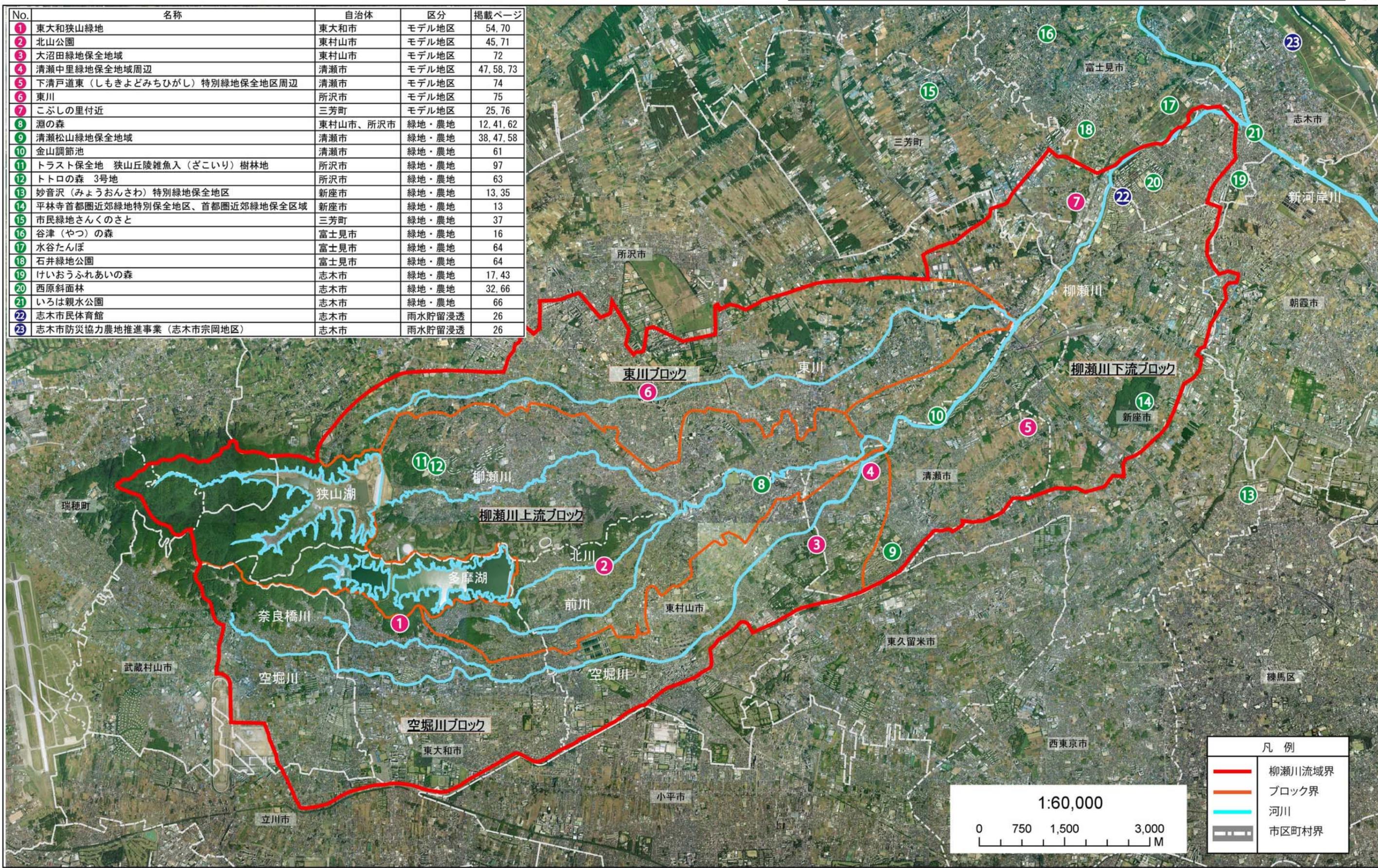


⁹ ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例

柳瀬川流域水循環アクションプラン事例マップ



No.	名称	自治体	区分	掲載ページ
1	東大和狭山緑地	東大和市	モデル地区	54, 70
2	北山公園	東村山市	モデル地区	45, 71
3	大沼田緑地保全地域	東村山市	モデル地区	72
4	清瀬中里緑地保全地域周辺	清瀬市	モデル地区	47, 58, 73
5	下清戸道東（しもきよどみちひがし）特別緑地保全地区周辺	清瀬市	モデル地区	74
6	東川	所沢市	モデル地区	75
7	こぶしの里付近	三芳町	モデル地区	25, 76
8	淵の森	東村山市、所沢市	緑地・農地	12, 41, 62
9	清瀬松山緑地保全地域	清瀬市	緑地・農地	38, 47, 58
10	金山調節池	清瀬市	緑地・農地	61
11	トラスト保全地 狭山丘陵雑魚入（ざこいり）樹林地	所沢市	緑地・農地	97
12	トトロの森 3号地	所沢市	緑地・農地	63
13	妙音沢（みょうおんさわ）特別緑地保全地区	新座市	緑地・農地	13, 35
14	平林寺首都圏近郊緑地特別保全地区、首都圏近郊緑地保全区域	新座市	緑地・農地	13
15	市民緑地さんくのと	三芳町	緑地・農地	37
16	谷津（やつ）の森	富士見市	緑地・農地	16
17	水谷たんぼ	富士見市	緑地・農地	64
18	石井緑地公園	富士見市	緑地・農地	64
19	けいおうふれあいの森	志木市	緑地・農地	17, 43
20	西原斜面林	志木市	緑地・農地	32, 66
21	いろは親水公園	志木市	緑地・農地	66
22	志木市民体育館	志木市	雨水貯留浸透	26
23	志木市防災協力農地推進事業（志木市宗岡地区）	志木市	雨水貯留浸透	26



凡例	
—	柳瀬川流域界
—	ブロック界
—	河川
 	市区町村界

背景図：平成15年撮影航空写真（荒川下流河川事務所）

6 フォローアップ

6.1 目的

マスタープラン及びアクションプランの推進にあたっては、社会情勢の変化にも柔軟に対応ができるように、計画・実行・モニタリング・分析を継続的に行い、必要に応じてアクションプランの更新などのフォローアップを行っていきます。

また、そのモニタリング結果や取り組みの効果を市民の皆さんへ分かり易く示すことで、水循環再生への理解を深めていただくとともに、市民の皆さんの水循環回復の取り組みへの積極的な参加を期待するものです。

6.2 モニタリングの方法

モニタリングは大別すると次の3つが挙げられます。

- ① アクションプランの取り組みに関するモニタリング
- ② 基礎的な流域状態量に関するモニタリング
- ③ 市民と連携したモニタリング

(1) アクションプランの取り組みに関するモニタリング

アクションプランでは市民団体による緑地維持管理など、水循環を再生するための様々な取り組みが掲げられています。市民団体や自治体などが実施するこれらの取り組みについて、その実施状況や内容を確認するとともに、年1回の報告会などを通じてその情報を共有していくことで活動の活性化を図っていきます。

アクションプランの取り組みに関するモニタリングの例

アクションプランの取り組み	モニタリングの例
緑地・農地の保全	市民団体による緑地維持管理活動状況について
	市民農園・体験農園の利用状況について
市民活動の充実	市民参加イベントの開催状況について
	支援制度の利用状況について
雨水貯留浸透施設の普及	雨水貯留浸透施設の普及状況について
	普及イベントの開催状況について

(2) 基礎的な流域状態量に関するモニタリング

河川流量や河川水質などは、水循環・水環境の面から柳瀬川流域の基礎的な状態を把握するために必要な指標となります。これらの基礎的なデータの内、専門的技術や施設を要する流量や水質（BOD等）データについては、自治体において適切に実施するとともに、その調査結果を適宜公表していきます。

基礎的な流域状態量に関するモニタリング指標

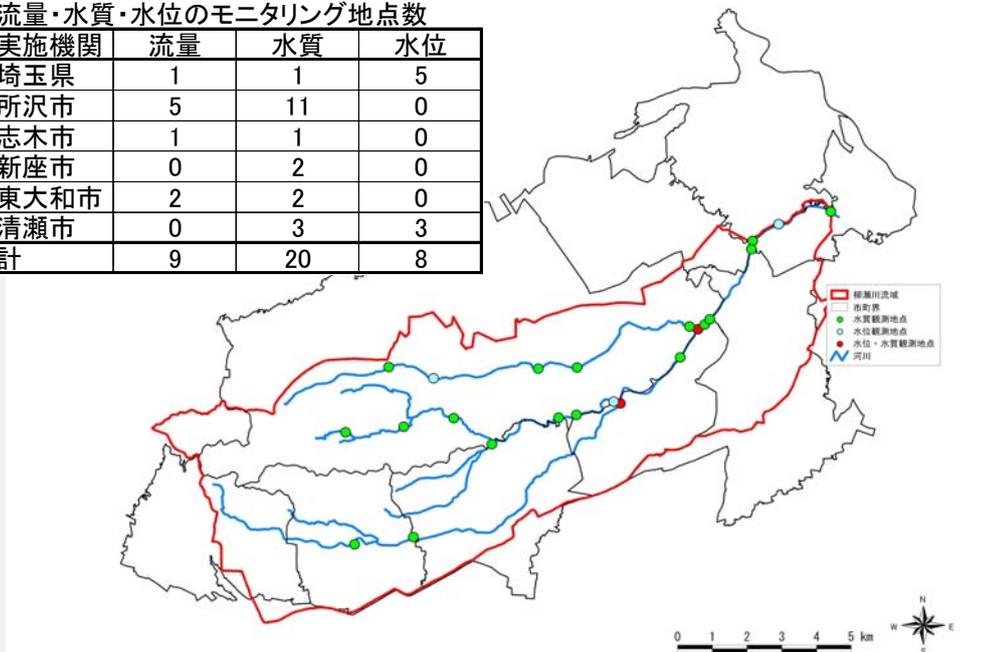
モニタリング指標	自治体による主な実施箇所
河川流量	柳瀬川、東川、空掘川
河川水位	〃
河川水質（pH、DO、BOD、SS、大腸菌群数等）	〃
地下水水位	所沢市、志木市
地下水水質	所沢市、東大和市、志木市、新座市
湧水量	東大和市
動植物の分布	柳瀬川

流域状態量に関するモニタリングの例

自治体で現在実施中の流域状態量に関するモニタリング地点数とモニタリング位置は次のとおりです。

流量・水質・水位のモニタリング地点数

実施機関	流量	水質	水位
埼玉県	1	1	5
所沢市	5	11	0
志木市	1	1	0
新座市	0	2	0
東大和市	2	2	0
清瀬市	0	3	3
計	9	20	8



水量・水質・水位に関するモニタリング位置図

(3) 市民と連携したモニタリング

柳瀬川流域の状態を把握するための調査は、市民が簡単に実施できるものも多くあります。

これら市民が調査可能な項目（COD、透視度、水生生物など）は、市民団体が行う活動や学校の実習、各種イベントへの参加などを通じて市民の協力を得ながらモニタリングを行っています。

新河岸川水系水環境連絡会

新河岸川水系水環境連絡会は、新河岸川流域の自然環境の保全・回復、流域の市民団体や行政などとの交流、河川環境の調査とおした市民科学・環境科学の普及・発展などを目的として設立された市民団体です。

連絡会では、その活動の中で次のような調査を行い、その結果を広く公表しています。



<主な調査活動>

- ① 水質調査：毎年6月に「身近な川の一斉調査」を行っています。
- ② 魚類調査：埼玉県より「特別採取許可」と、流域漁協からの承諾を受けています。
- ③ ポスター：毎年、新河岸川流域の「水質調査」と「魚類調査」の結果をまとめたポスターを作成しています。

E ボートによる新河岸川の現況調査の様子

ホームページ <http://shingashi.hp.infoseek.co.jp/index.html>

柳瀬川流域コミュニケーションマップ

柳瀬川流域コミュニケーションマップとは、柳瀬川流域水循環市民プロジェクトによる具体的な取り組みの1つです。

同マップは、柳瀬川流域の水循環に関係するデータや諸情報、流域の資源や魅力情報を流域市民の参加によって収集し、地図上に“流域資源・魅力マップ（柳瀬川物語）”として整理・蓄積・発信するものです。同マップ上では今後「身近な川の一斉調査」の結果等の市民が独自で実施した調査結果を掲載していきます。



<柳瀬川流域水循環市民プロジェクト>

柳瀬川流域水循環市民プロジェクトとは、「柳瀬川流域水循環マスタープラン」を実現するための市民有志による具体的な取り組みです。このプロジェクトでは、上記の「流域コミュニケーションマップ」の作成や、市民自身が水循環系をモニタリングするための知識や技術を学ぶ「水循環系市民モニター育成講座」などを企画・開催しています。

ホームページ <http://www.strata.jp/yanase/pj/>



6.3 モニタリング結果の報告及び計画の更新

1年間を通して市民や自治体が行った水循環再生に関する活動や取り組み、及びモニタリング結果については、年1回開催予定の「(仮称)柳瀬川流域水循環再生に関する取り組み活動報告会」において報告するとともに、国土交通省荒川河川事務所のホームページや「新河岸川流域しんぶん里川」などを通じて広く公開していく予定です。

また、これらの取り組みやモニタリング結果をフィードバックさせ、5年に1回程度の間隔でアクションプランの更新を行います。このようなPDCAサイクルをまわすことによって、アクションプランの取り組みの効果を検証しながら、計画の実効性の向上を図っていきます。

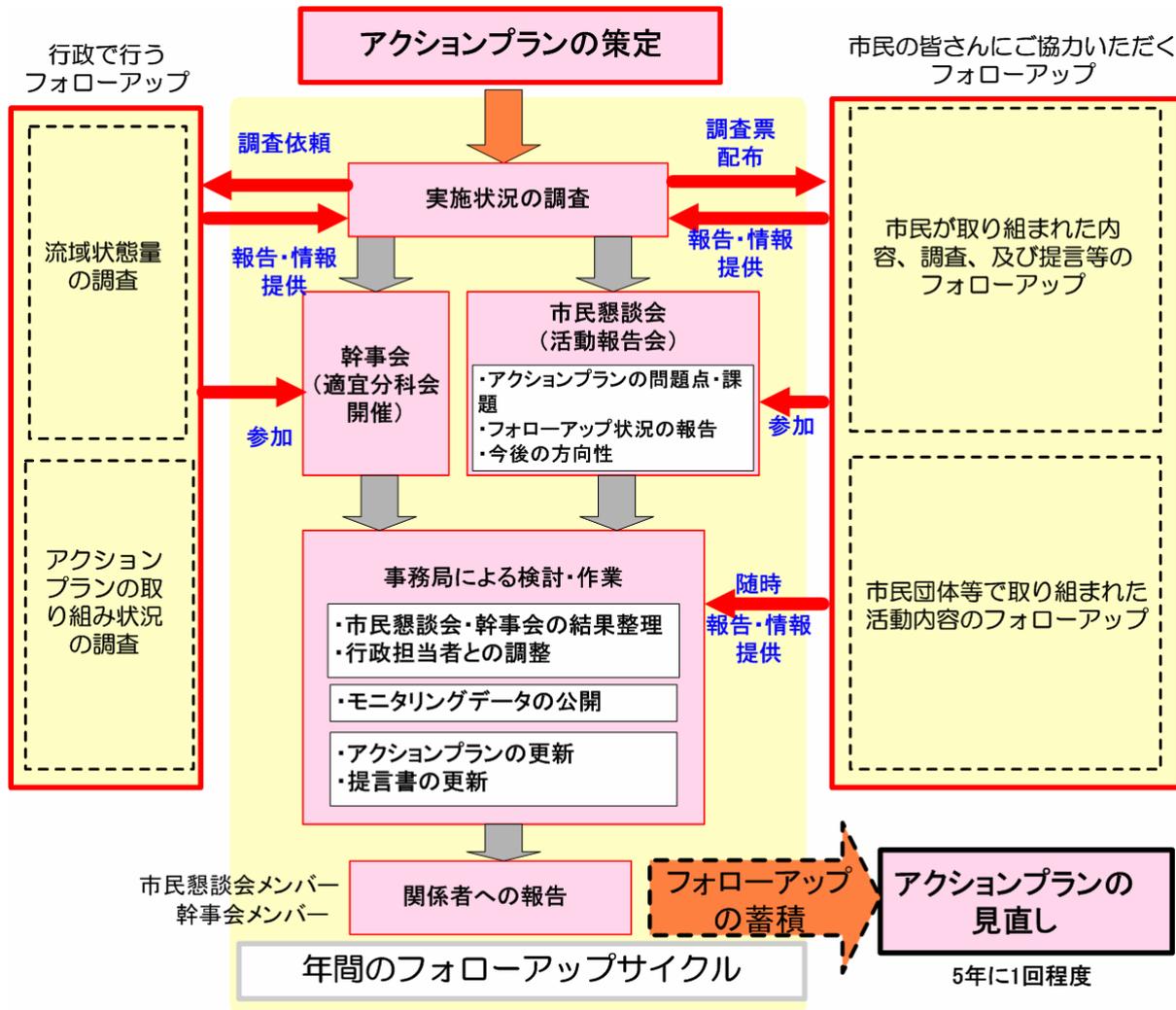


図 11 フォローアップの実施体制

7 参考資料

7.1 柳瀬川流域のあらまし

(1) 流域諸元

柳瀬川は、荒川水系新河岸川の一次支川です。全長は 19.6km、流域面積は 95.5km² となっており、新河岸川の支川の中では最も大きい流域です。

表 1 新河岸川流域諸元表¹⁰

本川	一次支川	二次支川 三次支川	法区間 流路延長 (km)	流域面積 (km ²)	摘要
新河岸川			34.6	411.0	
	不老川		18.0	56.6	
	九十川		4.2	14.5	
	富士見江川		2.9	14.7	準用河川
	柳瀬川		19.6	95.5	
		東川	12.6	18.1	
		空堀川	14.0	26.2	
	奈良橋川		2.9	2.7	
	黒目川		15.0	37.6	
		落合川	3.4	6.8	
		中沢川	1.4	0.9	準用河川
	越戸川		3.6	7.9	
		谷中川	0.5	4.0	
	白子川		10.0	25.0	

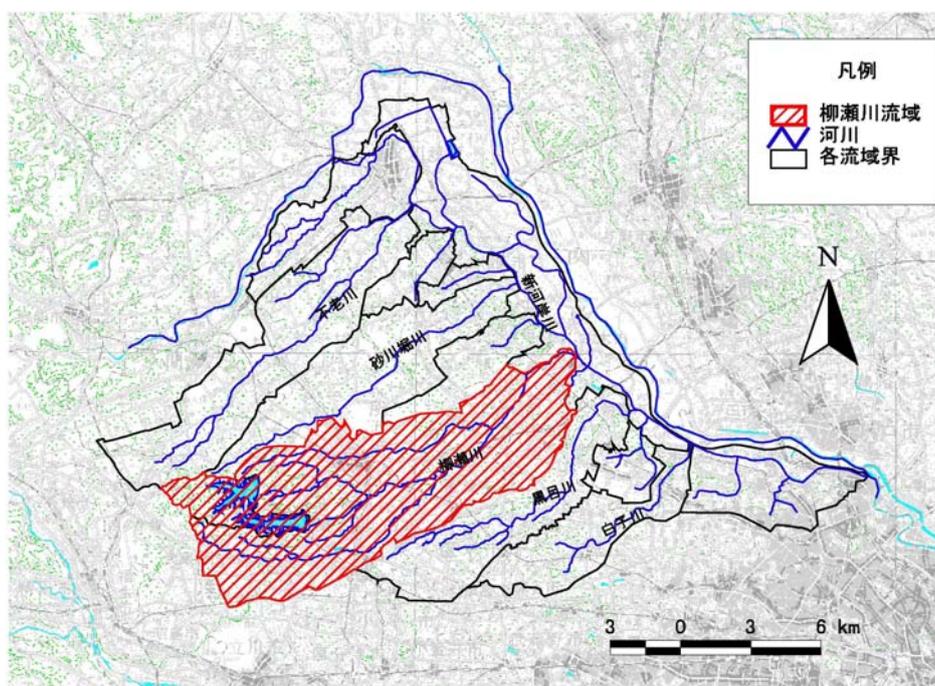


図 12 新河岸川流域と柳瀬川流域¹¹

¹⁰ 国土交通省荒川下流河川事務所資料 より

¹¹ 背景：数値地図 200000（地図画像）,国土地理院

柳瀬川流域には東川、空堀川、北川、奈良橋川、前川の5つの支川があります。

流域に係わる自治体は下表に示す13市町ですが、面積比率は所沢市が約40%、新座市、東村山市、東大和市、清瀬市がそれぞれ10%前後で、この5市で流域の約86%を占めています。

表2 柳瀬川流域に関連する自治体と流域内面積¹²

自治体	柳瀬川流域内面積 (km ²)	柳瀬川流域に占める面積割合 (%)
所沢市	41.2	38.7
入間市	1.6	1.5
朝霞市	0.3	0.3
志木市	2.8	2.6
新座市	12.1	11.4
富士見市	0.2	0.2
三芳町	1.6	1.5
立川市	0.7	0.7
東村山市	14.3	13.5
東大和市	13.5	12.7
清瀬市	10.1	9.5
武蔵村山市	6.9	6.5
瑞穂町	1.0	0.9
合計	106.3	100.0

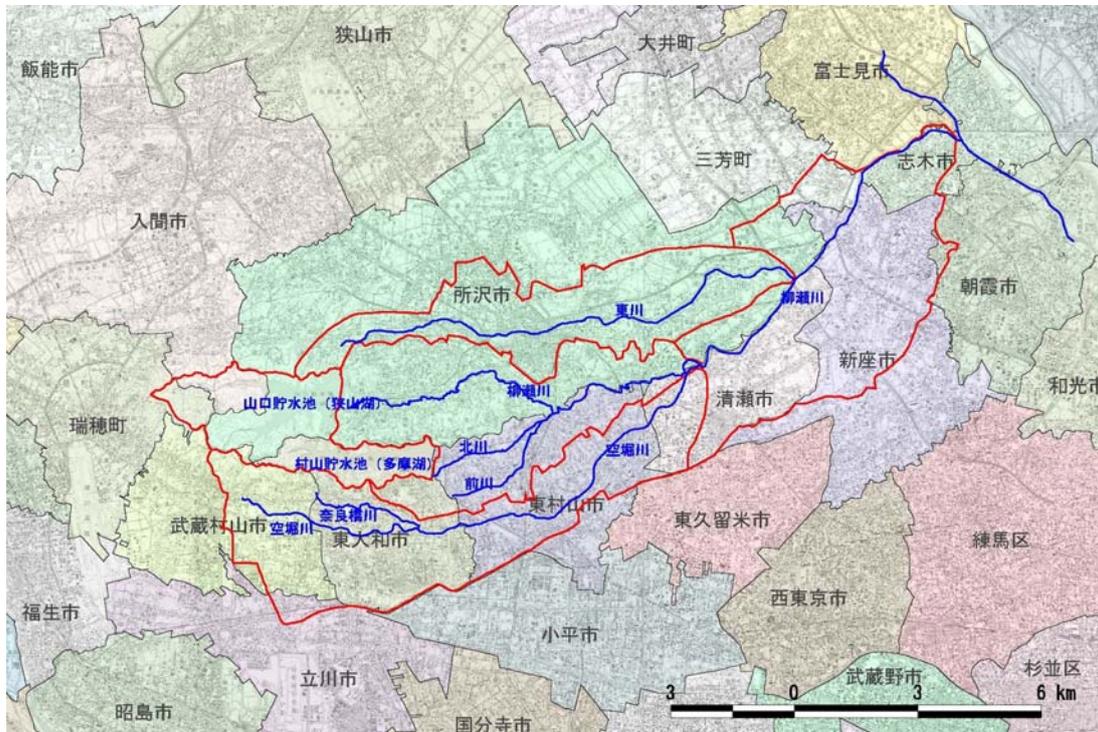


図13 柳瀬川流域と関係自治体¹³

¹² データ出典：1/50,000 地形図（国土地理院）をもとに作成

¹³ 背景：1/50,000 地形図（国土地理院）

(2) 社会条件

a) 流域土地利用

柳瀬川流域は都心部より 20~30km 圏内に位置するため、市街化の圧力は高く、現在 55% 程度が市街地として開発されています。近年では市街地の進展は緩やかになってきていますが、市街地が増加し、緑地が減少するという傾向は今後も続くものと見られます。

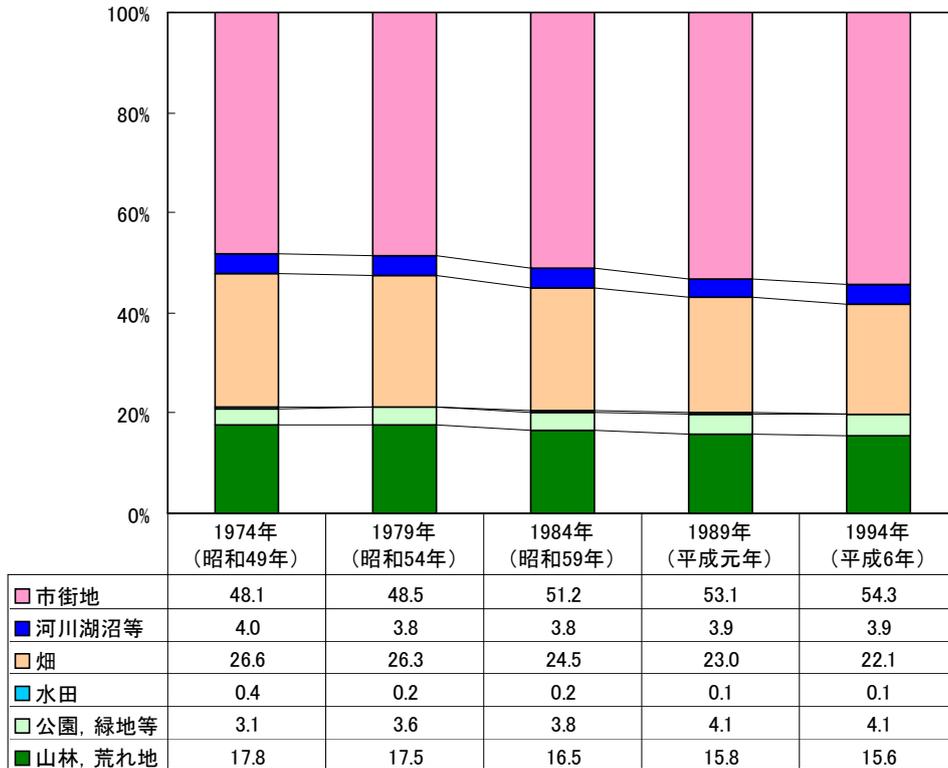


図 14 流域内土地利用の変遷¹⁴

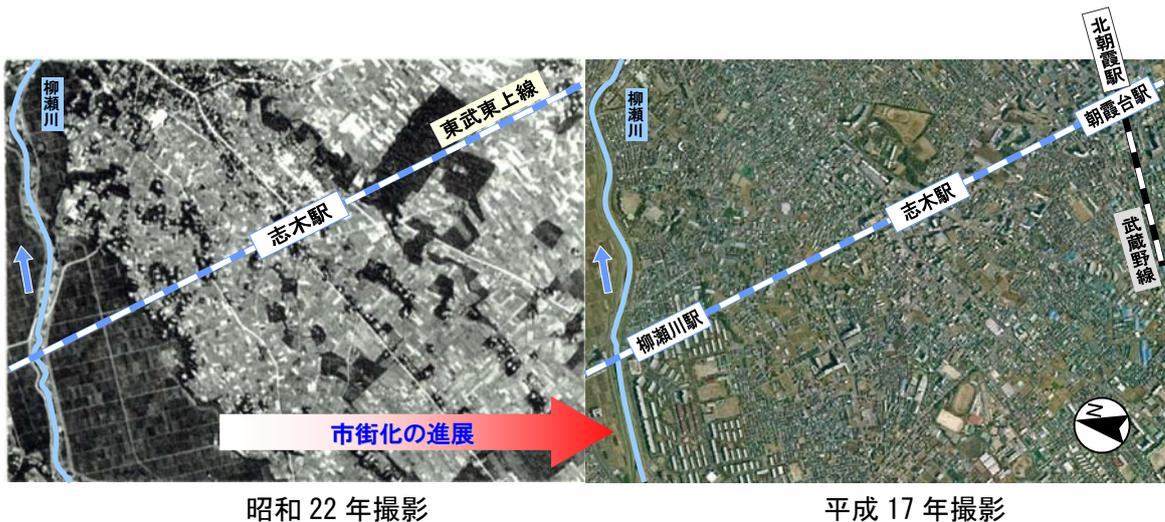


図 15 柳瀬川下流部の変遷¹⁵

¹⁴ データ出典：細密数値情報（10m 土地利用メッシュ）,昭和 49 年、54 年、59 年、平成元年、6 年,国土地理院 をもとに作成

¹⁵ 昭和 22 年は米軍撮影、平成 17 年は国土交通省荒川下流河川事務所資料 より

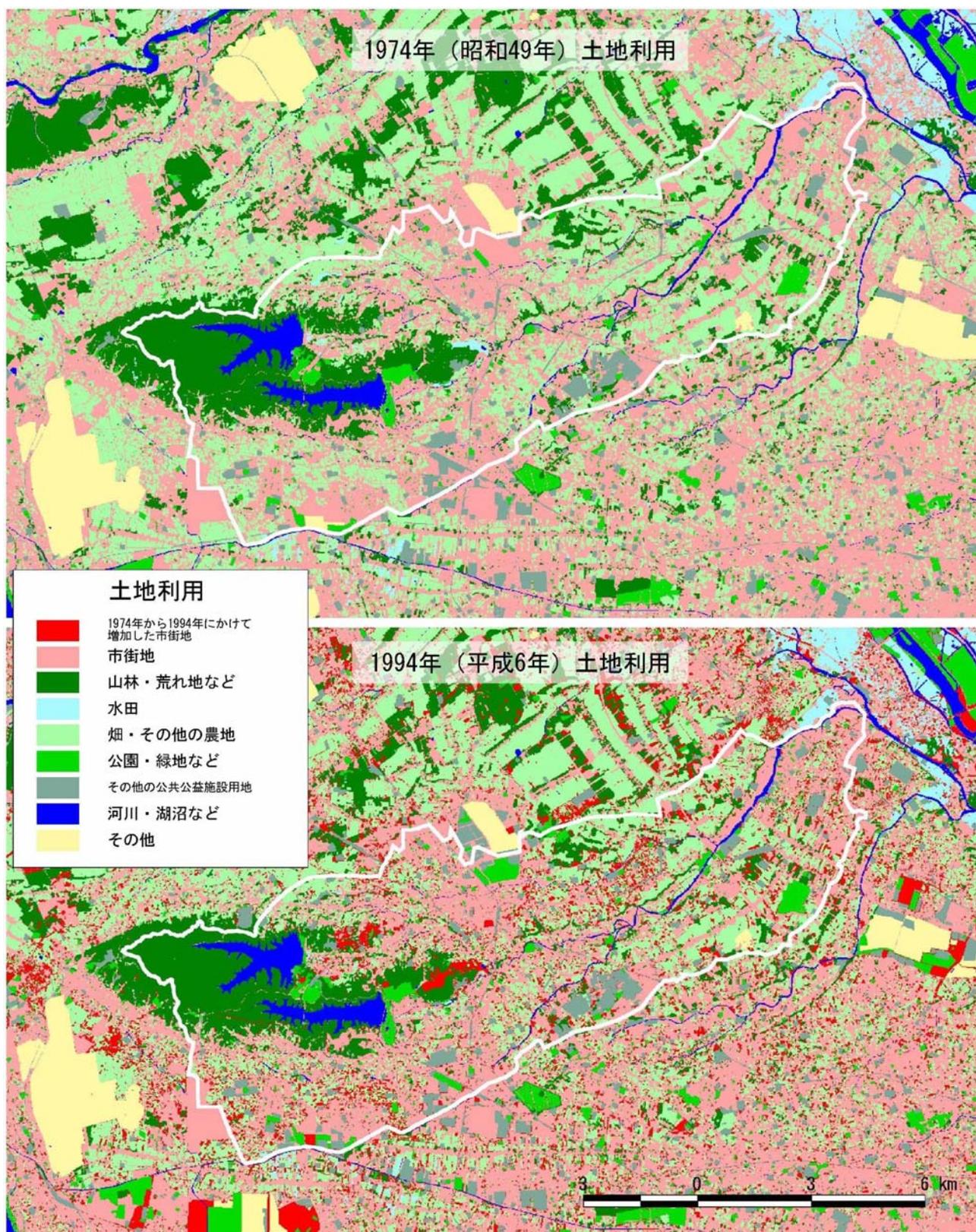


図 16 流域土地利用の変遷¹⁶

¹⁶ データ出典：細密数値情報（10m 土地利用メッシュ,国土地理院）,昭和 49 年、平成 6 年 をもとに作成

b) 人口

流域の市街化の進展に伴い、人口も増加してきています。高度成長期には東京への一極集中により、爆発的に人口が増加しました。近年の人口増加は緩やかとなっていますが、その傾向は今後も続くものと見られます。流域内人口は平成18年度で約64万人となっています。

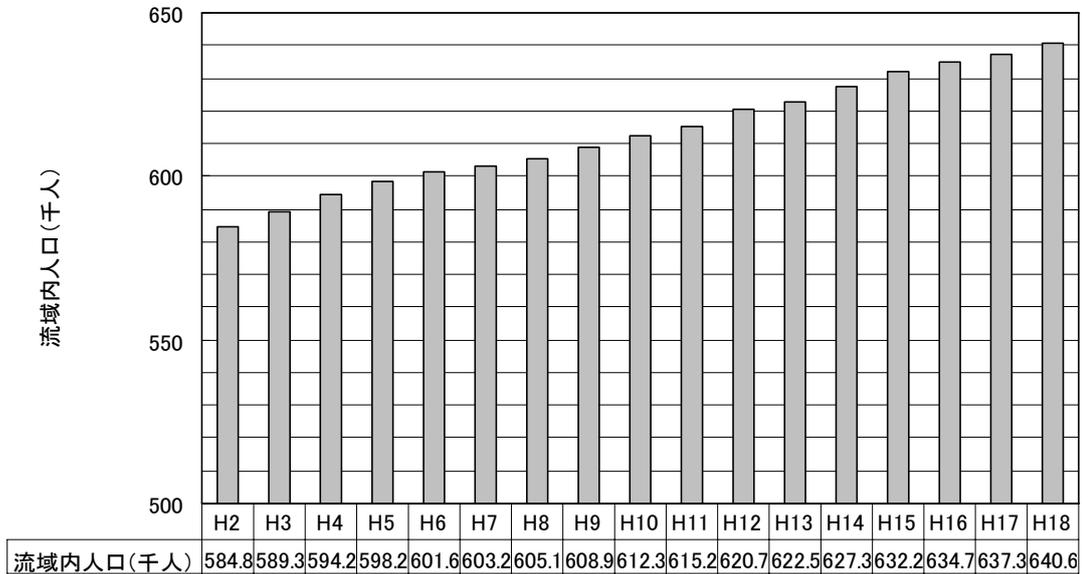


図 17 流域内人口の推移¹⁷

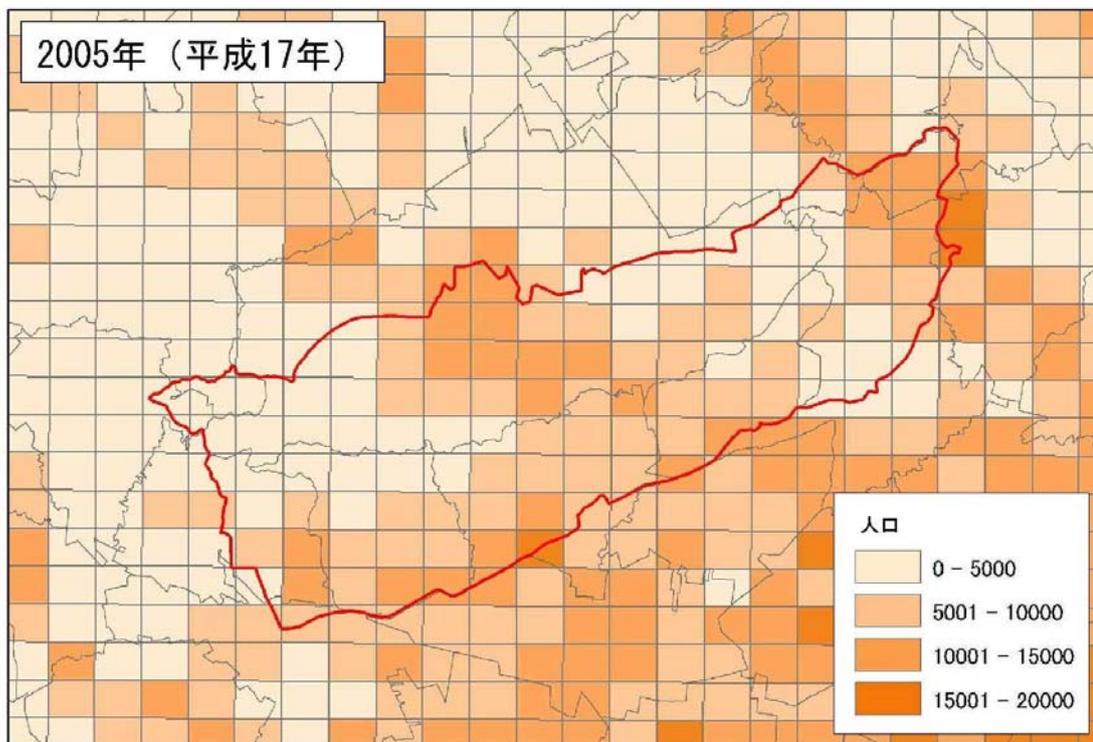


図 18 平成17年度人口分布¹⁸

¹⁷ データ出典：統計年鑑，平成2年～18年（埼玉県、東京都）の人口データを細密数値情報（10m土地利用メッシュ，国土地理院，平成6年）の市街地メッシュに割り振り集計した。

¹⁸ データ出典：地域メッシュ統計（国勢調査），平成17年度

(3) 柳瀬川流域の水量・水質

a) 水量の経年変化

上流側では、下水道の整備に伴う生活雑排水の減少が河川水量の減少に影響していると考えられます（二柳橋、梅坂橋）。一方、下流側では、下水処理場からの処理水の放流が河川水量の増加に影響していると考えられます（城下橋、栄橋）。

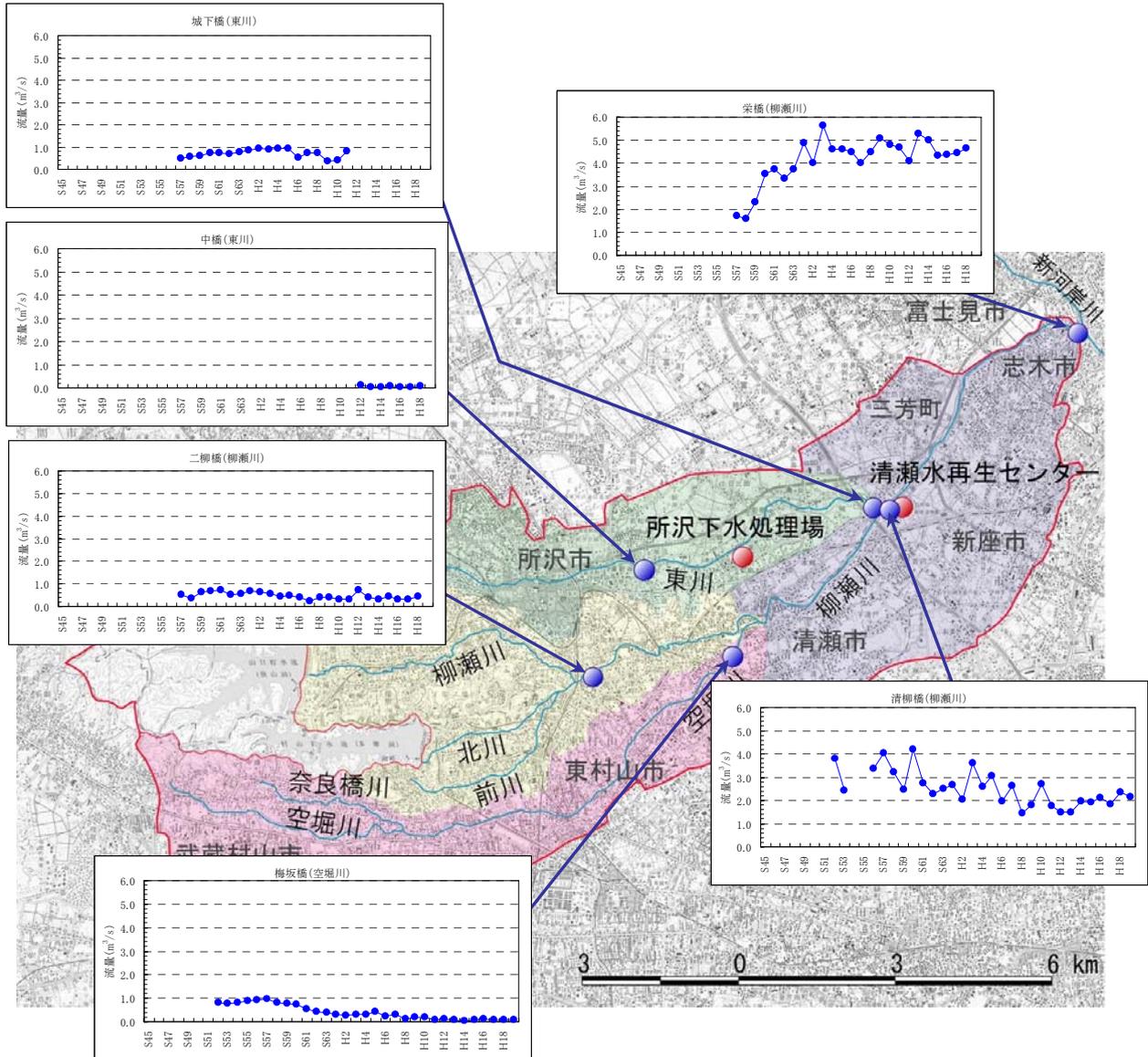


図 19 水量の経年変化¹⁹

19 データ出典：公共用水域の水質測定結果,昭和 45 年～平成 19 年（東京都、埼玉県）
背景：国土地理院：1/50,000 地形図

b) 水質の経年変化

昭和 50 年代までは、全体的に水質が悪かったものが、下水道の整備に伴って改善されており、近年では、各地点で環境基準値 (E 類型 : BOD10m g/l) ²⁰を達成しています。しかし、東川下流域地点では水質改善の傾向が見られません。

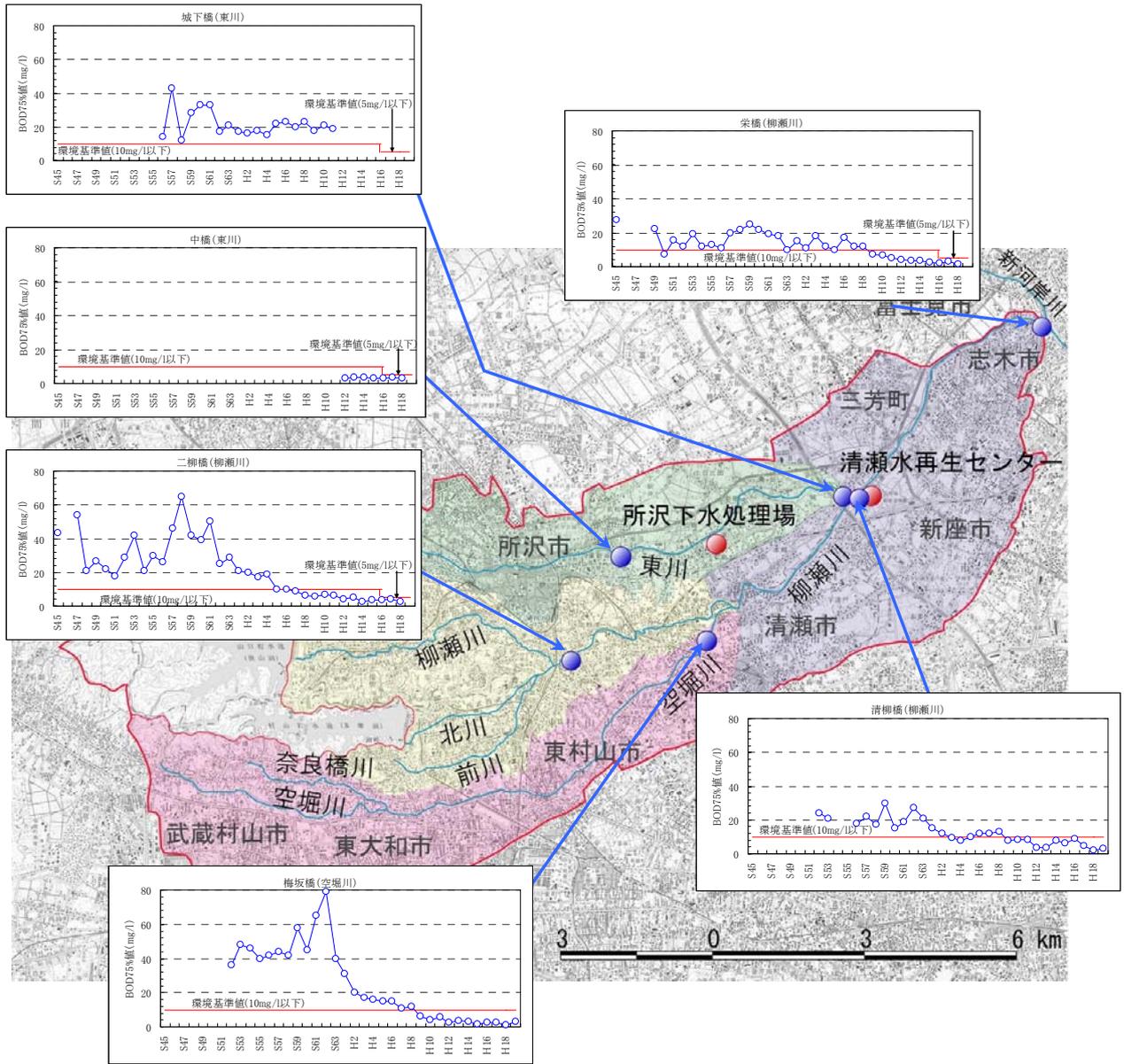


図 20 水質の経年変化²¹

²⁰ 埼玉県では、平成 16 年 3 月末より環境基準値を C 類型 : BOD5m g/l としている。

²¹ データ出典 : 公共用水域の水質測定結果,昭和 45 年~平成 19 年 (東京都、埼玉県)
背景 : 国土地理院 : 1/50,000 地形図

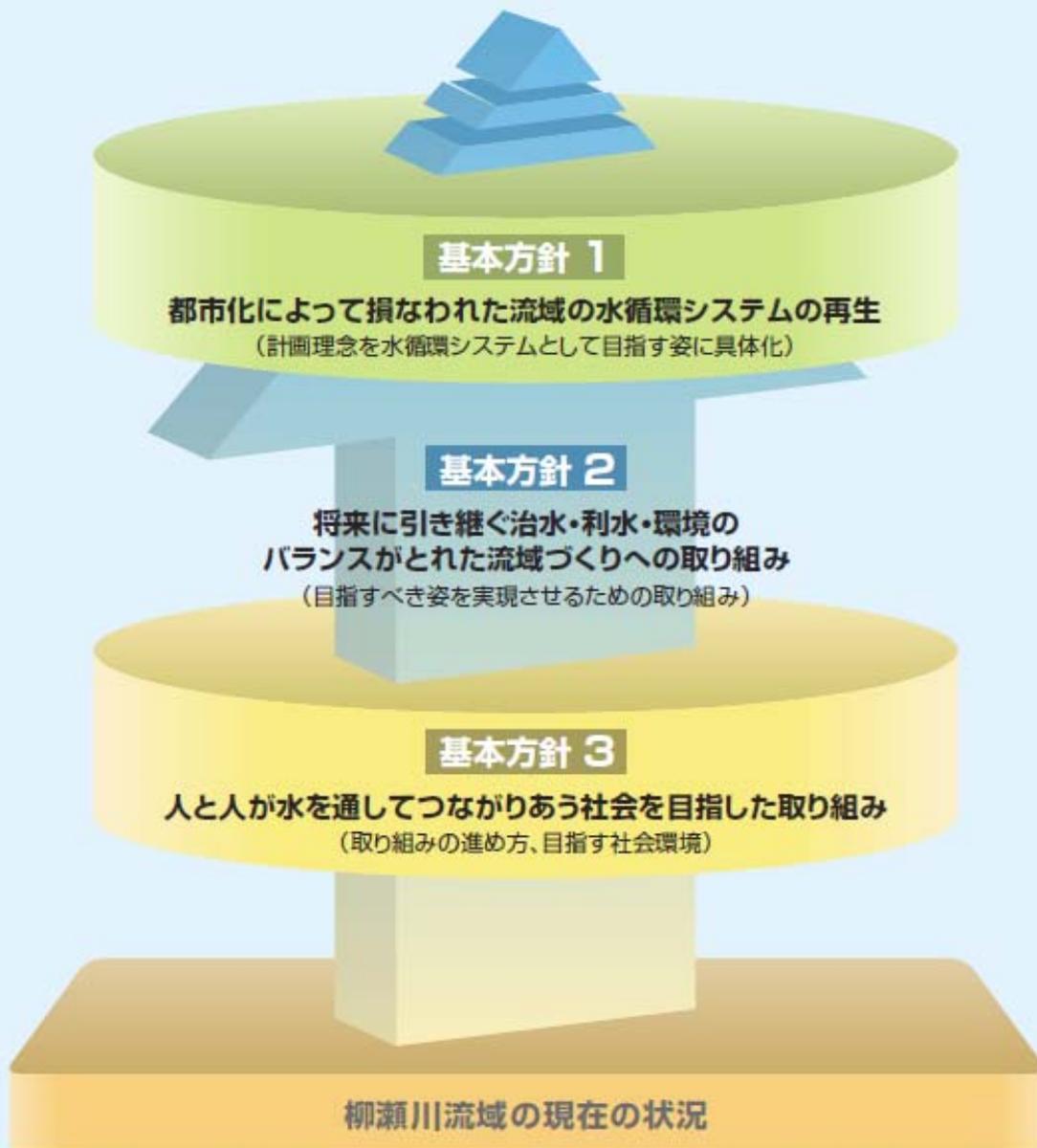
7.2 柳瀬川流域水循環マスタープラン

(1) 柳瀬川流域水循環マスタープランの計画理念

柳瀬川流域水循環マスタープランの計画理念

『人と水とみどりがつながりあう魅力ある流域づくり』

都市化によって損なわれた流域の水循環系の再生を目指し、水とみどりが豊かな流域づくりを目指します。また、人々が理解・協力しあい、やりがいをもって水循環系再生の取り組みを行い、柳瀬川流域に訪れたり、住みたくなるような魅力ある流域づくりを目指します。魅力ある流域となれば、さらに人々の水循環に対する興味や取り組みへの理解が高まり、一連の取り組みがつながり続け、将来にも豊かな流域を引き継ぐことができます。



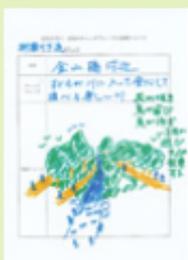
(2) 柳瀬川流域水循環マスタープランの基本方針

基本方針 1

都市化によって損なわれた流域の水循環システムの再生

雨がゆっくりと川へ流れる流域、豊かな流れのある流域など、目指す流域の姿を具体化します。市民懇談会から提案されたキャッチフレーズとイメージ図をもとに、水辺利用や生きものの生息・生育環境などの条件から、各地点の河川流量を数値目標として設定します。

市民懇談会の様子



市民からの提案の例

キャッチフレーズ、イメージ図の例 (柳瀬川下流ブロック)

○キャッチフレーズ

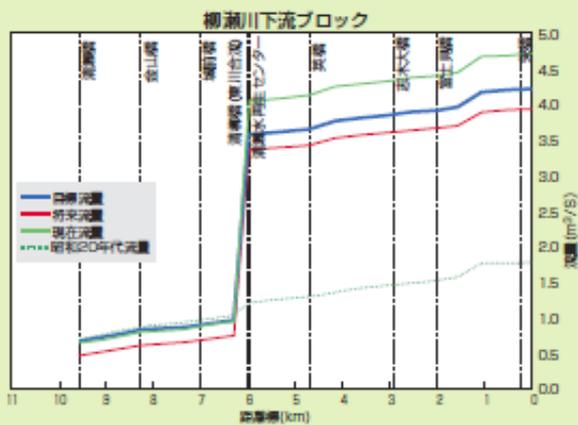
子どもが川に入って安心して遊べる楽しい川
(お母さん、川に行こうよ)
〔対象区間：清流橋～金山橋〕

○イメージ図



金山橋付近 (柳瀬川中流部)

数値目標の設定



流量の縦断形の例

基本方針 2

将来に引き継ぐ治水・利水・環境の バランスがとれた流域づくりへの取り組み

治水・利水・環境のそれぞれにおいて計画理念を実現するための多方面からの取り組みをまとめるとともに、数値目標の達成に必要な「基本対策」を設定します。

■基本対策の設定

緑地・農地の保全 (現状の緑地・農地を最大限保全)

望ましい流域づくりのうえでさまざまな役割を持つ緑地や農地の保全を進めていきます。



雨水貯留浸透施設の普及 (既成市街地やミニ開発地にも設置)

自然の水循環経路を再生する雨水貯留浸透施設の普及をさらに進めていきます。



河床の遮水工 (地下に水がしみこみやすい区間に設置)

地下にしみこみやすい区間で、設置が適切と考えられる区間には、河床への遮水工（水をしみこませない工夫）を設置していきます。



下水道整備の推進 (下水道整備計画区域の整備率100%)

下水道整備計画区域内で、未整備となっている区域は、早期に整備率100%の達成を目指し、河川の水質向上に努めていきます。

■例えば緑地・農地を保全しないと…

都市化によって水循環系が健全さを失い、雨水の地中への浸透量が減ることで洪水の危険性が高まるとともに、平常時の地下水位の低下から、河川の流量の減少やヒートアイランド現象の発生が考えられます。



基本方針 3

人と人が水を通して つながりあう社会を目指した取り組み

基本方針 2で示された取り組みの進め方や、プランで実現を目指す社会の姿を表しています。人と人がそれぞれの立場をお互いに理解し合いながら、やりがいをもって水循環系再生のための取り組みを行い、魅力ある流域を将来につなげていくことを目指します。

環境学習：次代を担う子どもと川をつなぐ

市民参加：流域の人々の意欲と経験を活かす

まちづくり：水の流れるを感じるまちづくり・
人々が誇りを持って住みたくする流域づくり

連携・協働：流域の人々のつながりをつくる



(3) 柳瀬川流域水循環マスタープランの数値目標

マスタープランでは数値目標として柳瀬川各ブロックにおける流量を設定しています。この目標を満足するための基本対策を検討した結果、以下に示す基本対策量を設定しました。

表 3 マスタープランの数値目標

地点	流量	水質 (BOD)
柳瀬川下流ブロック	3.93 m ³ /s	3 mg/l
柳瀬川上流ブロック	0.48m ³ /s	4 mg/l
東川ブロック	0.05m ³ /s	10 mg/l
空堀川ブロック	0.14m ³ /s	5 mg/l

表 4 マスタープランの基本対策

項目	内容
緑地・農地の保全	将来にわたって、流域の緑地・農地を最大限保全するとともに、緑地や農地等の持つ雨水浸透等の水循環に果たす機能を持続させます。
雨水貯留浸透施設の普及	総合治水対策で貯留浸透対策が見込まれていないミニ開発地、既成市街地に関し、浸透適地にあつて、不浸透域となっている区域を対象に浸透対策を実施します。 <small>注)「浸透域」は裸地、グラウンド、山林や畑等、雨が地中に浸透できる区域であり、「不浸透域」は、建物、アスファルトやコンクリートで被覆されている区域が該当。また、「浸透適地・不適地」は、浸透施設設置が適しているか否かを表し、表層土壌の透水性、地下水の高さや地形などから判断される。</small>
下水道整備の推進	東京都、埼玉県の下水道の整備計画(平成 27 年目標)における計画区域内の下水道整備率 100%を達成します。
河床の遮水工	空堀川の河川流量確保のため、涵養区間と推定される区間については遮水工等の河川流量が確保できるような対策に取り組みます。 <small>注)雨水貯留浸透施設等による平常時の河川流量の増加や地下水位の上昇等の効果、その時代のニーズ、東京都の河川改修状況等を考慮するとともに、特定の工法に限定しないやり直しが可能な手法(見試しの技術)を検討していく必要がある。</small>

基本対策のそれぞれの項目について、このような対策を実施していくためには、さらに具体的な取り組みを設定し、適切な役割分担によって着実に実施していく必要があります。また、その実施に際しては自治体だけの対策では十分な効果が得られないものも多く、市民や企業など流域全体での取り組みが不可欠となります。

よって、これら 4 つの基本対策の中でも、特に市民と自治体が協働して実施していく取り組みである「緑地・農地の保全」「雨水貯留浸透施設の普及」については、マスタープランを実現するための具体的な行動計画として、アクションプランの中で重点的に実施していきます。

表 5 柳瀬川流域水循環マスタープランの概要とアクションプラン

基本理念	基本方針	基本方針【1】の計画目標と基本対策		基本方針【2】の対策メニュー	基本方針【3】の取り組み方針																																								
<p>人と水とみどりがつながりあう魅力ある流域づくり</p>	<p>基本理念を実現するための基本方針を設定</p> <p>基本方針【1】都市化によって損なわれた流域の水循環システムの再生</p> <p>計画理念を水循環システムとして目指すべき姿に具体化したもの</p> <p>基本方針【2】将来に引き継ぐ治水・利水・環境のバランスがとれた流域づくりへの取り組み</p> <p>目指すべき姿を実現させるための取り組みを示したもの</p> <p>基本方針【3】人と人が水を通してつながりあう社会を目指した取り組み</p> <p>取り組みの進め方、目指す社会環境を示したもの</p>	<p>計画目標</p> <p>基本方針【1】で目指す流域の姿を具体化するための計画目標を設定</p>	<p>基本対策</p> <p>平常時の計画目標を達成するために必要と考えられる対策として基本対策を設定</p>	<p>赤字：基本対策として設定された項目</p> <p>(1) 自然の水循環経路を保全・再生させる対策</p> <p>1) 土地利用の規制</p> <p>2) 緑地・農地の保全 里山の維持管理 河畔林の保全 公園の整備</p> <p>3) 雨水貯留浸透施設の普及</p> <p>第1の柱</p> <p>第2の柱</p> <p>(2) 流域における洪水対策・河川における洪水対策</p> <p>1) 流域における洪水対策 雨水流出抑制施設、雨水排水整備、及び内水排除 遊水機能の維持・保全</p> <p>2) 河川における洪水対策</p> <p>(3) 人工的に川の水を確保する対策</p> <p>1) 漏出地下水の有効利用</p> <p>2) 工場の良好な水質の自家処理排水の維持</p> <p>3) 河床の遮水工</p> <p>4) 下水処理水の活用</p> <p>(4) 水を有効活用する対策</p> <p>1) 節水の推進、意識啓発</p> <p>2) 雨水の活用</p> <p>3) 地下水の保全と管理</p> <p>4) 下水処理水の再利用</p> <p>5) 緊急時の河川水利用のための整備</p> <p>6) 災害用井戸の指定・活用</p> <p>(5) 浸水被害発生に備える対策</p> <p>1) ハザードマップの作成・周知</p> <p>2) 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>3) 水災に対する危機管理訓練</p> <p>(6) 河川に流れ出す汚濁物質を削減する対策</p> <p>1) 下水道整備の推進</p> <p>2) 合併処理浄化槽の推進</p> <p>3) 高度処理の導入</p> <p>4) 工場排水の規制・監視の強化、生活排水対策の推進</p> <p>(7) 環境に配慮した対策</p> <p>1) 親水利用区域と自然保全区域とのゾーニング</p> <p>2) 固有種の保護</p> <p>3) 水辺へのアクセスの整備</p> <p>4) 旧河道の有効利用</p>	<p>(1) 環境学習：次代を担う子どもと川をつなぐ</p> <p>1) 「総合的な学習の時間」に柳瀬川流域を活用する</p> <p>2) 環境学習施設の設置</p> <p>3) 環境学習リーダーの養成</p> <p>(2) 市民参加：流域の人々の意欲と経験を活かす</p> <p>1) 市民団体との連携・市民活動の支援</p> <p>2) 水循環学習会の実施</p> <p>3) 市民活動などのコーディネーターの養成と人材情報の蓄積</p> <p>4) 市民活動用の交流の場の設置・提供</p> <p>5) 水辺の清掃活動の実施</p> <p>第3の柱</p> <p>(3) まちづくり：水の流れるを感じるまちづくり・人々が誇りをもって住みたくなる流域づくり</p> <p>1) まちから水辺へのアクセスの整備</p> <p>2) 市民・市町・河川管理者が一体となったの川沿いのまちづくり</p> <p>3) 環境拠点の整備・保全・PR</p> <p>(4) 連携・協働：流域の人々のつながりをつくる</p> <p>1) 「市民参加：流域の人々の意欲と経験を活かす」取り組みの推進</p> <p>2) 市民と行政の意見交換の場の設立</p> <p>3) 行政間の連携の充実</p> <p>4) イベントの開催</p> <p>第3の柱</p> <p>(5) 市民ができる8つの行動の提案</p> <p>1) 流域のつながりをよく知り、人にも伝えていこう</p> <p>2) 流域と川、自然とのつながりを守り育てていこう</p> <p>3) 水のつながりや川を守り育てる輪を作ろう</p> <p>4) 市民の思いやつぶやきを行政に伝え、話し合いをしよう</p> <p>5) 雨を大地と空に還えそう</p> <p>6) 暮らしと水循環のつながりを知り、川に配慮した工夫を行っていこう</p> <p>7) 洪水にも備える暮らしを工夫しよう</p> <p>8) 次代の子どもたちに川の楽しさをつなげていこう</p>																																								
		<p>【洪水時】</p> <p>流域の貯留浸透機能の保全・拡充による治水安全度の向上</p>	<p>【洪水時】</p> <p>未設定</p>																																										
		<p>【平常時】</p> <p>ブロック毎にキャッチフレーズ、イメージ図による望ましい流域像の設定</p> <p>目標値の設定</p> <table border="1" data-bbox="848 814 1270 1087"> <thead> <tr> <th>ブロック</th> <th>管理地点</th> <th>河川流量 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柳瀬川下流</td> <td>富士見橋</td> <td>3.93m³/s</td> </tr> <tr> <td>柳瀬川上流</td> <td>新柳瀬橋</td> <td>0.48m³/s</td> </tr> <tr> <td>東川</td> <td>柳瀬橋</td> <td>0.05m³/s</td> </tr> <tr> <td>空掘川</td> <td>石田橋</td> <td>0.14m³/s</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="848 1136 1270 1409"> <thead> <tr> <th>ブロック</th> <th>管理地点</th> <th>水質（BOD） 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柳瀬川下流</td> <td>富士見橋</td> <td>3 mg/l</td> </tr> <tr> <td>柳瀬川上流</td> <td>新柳瀬橋</td> <td>4 mg/l</td> </tr> <tr> <td>東川</td> <td>柳瀬橋</td> <td>10 mg/l</td> </tr> <tr> <td>空掘川</td> <td>石田橋</td> <td>5 mg/l</td> </tr> </tbody> </table>	ブロック			管理地点	河川流量 目標値	柳瀬川下流	富士見橋	3.93m ³ /s	柳瀬川上流	新柳瀬橋	0.48m ³ /s	東川	柳瀬橋	0.05m ³ /s	空掘川	石田橋	0.14m ³ /s	ブロック	管理地点	水質（BOD） 目標値	柳瀬川下流	富士見橋	3 mg/l	柳瀬川上流	新柳瀬橋	4 mg/l	東川	柳瀬橋	10 mg/l	空掘川	石田橋	5 mg/l	<p>【平常時】</p> <p>基本対策の達成により全てのブロックで目標値を達成可能</p> <table border="1" data-bbox="1299 768 1715 1010"> <thead> <tr> <th>基本対策</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑地・農地の保全</td> <td>将来にわたって、流域の緑地・農地を最大限保全するとともに、緑地や農地等の持つ雨水浸透等の水循環に果たす機能を持続させます。</td> </tr> <tr> <td>雨水貯留浸透施設の普及</td> <td>総合治水対策で貯留浸透対策が見込まれていないミニ開発地、既成市街地に関し、浸透適地にあつて、不浸透域となっている区域を対象に浸透対策を実施します。</td> </tr> <tr> <td>下水道整備の推進</td> <td>東京都、埼玉県の下水道の整備計画(平成 27 年目標)における計画区域内の下水道整備率 100%を達成します。</td> </tr> <tr> <td>河床の遮水工</td> <td>空堀川の河川流量確保のため、涵養区間と推定される区間については遮水工等の河川流量が確保できるような対策に取り組みます。</td> </tr> </tbody> </table>	基本対策	達成状況	緑地・農地の保全	将来にわたって、流域の緑地・農地を最大限保全するとともに、緑地や農地等の持つ雨水浸透等の水循環に果たす機能を持続させます。	雨水貯留浸透施設の普及	総合治水対策で貯留浸透対策が見込まれていないミニ開発地、既成市街地に関し、浸透適地にあつて、不浸透域となっている区域を対象に浸透対策を実施します。	下水道整備の推進	東京都、埼玉県の下水道の整備計画(平成 27 年目標)における計画区域内の下水道整備率 100%を達成します。	河床の遮水工	空堀川の河川流量確保のため、涵養区間と推定される区間については遮水工等の河川流量が確保できるような対策に取り組みます。
		ブロック	管理地点			河川流量 目標値																																							
柳瀬川下流	富士見橋	3.93m ³ /s																																											
柳瀬川上流	新柳瀬橋	0.48m ³ /s																																											
東川	柳瀬橋	0.05m ³ /s																																											
空掘川	石田橋	0.14m ³ /s																																											
ブロック	管理地点	水質（BOD） 目標値																																											
柳瀬川下流	富士見橋	3 mg/l																																											
柳瀬川上流	新柳瀬橋	4 mg/l																																											
東川	柳瀬橋	10 mg/l																																											
空掘川	石田橋	5 mg/l																																											
基本対策	達成状況																																												
緑地・農地の保全	将来にわたって、流域の緑地・農地を最大限保全するとともに、緑地や農地等の持つ雨水浸透等の水循環に果たす機能を持続させます。																																												
雨水貯留浸透施設の普及	総合治水対策で貯留浸透対策が見込まれていないミニ開発地、既成市街地に関し、浸透適地にあつて、不浸透域となっている区域を対象に浸透対策を実施します。																																												
下水道整備の推進	東京都、埼玉県の下水道の整備計画(平成 27 年目標)における計画区域内の下水道整備率 100%を達成します。																																												
河床の遮水工	空堀川の河川流量確保のため、涵養区間と推定される区間については遮水工等の河川流量が確保できるような対策に取り組みます。																																												
<table border="1" data-bbox="848 1136 1270 1409"> <thead> <tr> <th>ブロック</th> <th>管理地点</th> <th>水質（BOD） 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柳瀬川下流</td> <td>富士見橋</td> <td>3 mg/l</td> </tr> <tr> <td>柳瀬川上流</td> <td>新柳瀬橋</td> <td>4 mg/l</td> </tr> <tr> <td>東川</td> <td>柳瀬橋</td> <td>10 mg/l</td> </tr> <tr> <td>空掘川</td> <td>石田橋</td> <td>5 mg/l</td> </tr> </tbody> </table>	ブロック	管理地点	水質（BOD） 目標値	柳瀬川下流	富士見橋	3 mg/l	柳瀬川上流	新柳瀬橋	4 mg/l	東川	柳瀬橋	10 mg/l	空掘川	石田橋	5 mg/l	<p>雨水貯留浸透施設の普及</p> <p>総合治水対策で貯留浸透対策が見込まれていないミニ開発地、既成市街地に関し、浸透適地にあつて、不浸透域となっている区域を対象に浸透対策を実施します。</p> <p>下水道整備の推進</p> <p>東京都、埼玉県の下水道の整備計画(平成 27 年目標)における計画区域内の下水道整備率 100%を達成します。</p> <p>河床の遮水工</p> <p>空堀川の河川流量確保のため、涵養区間と推定される区間については遮水工等の河川流量が確保できるような対策に取り組みます。</p>																													
ブロック	管理地点	水質（BOD） 目標値																																											
柳瀬川下流	富士見橋	3 mg/l																																											
柳瀬川上流	新柳瀬橋	4 mg/l																																											
東川	柳瀬橋	10 mg/l																																											
空掘川	石田橋	5 mg/l																																											

7.3 各自治体における関連施策

アクションプランに関する施策の実施状況を以下の一覧に示す。なお、具体的な施策等の名称は次項以降に示した。

	武蔵村山市	東大和市	東村山市	清瀬市	所沢市	新座市	三芳町	富士見市	志木市	東京都	埼玉県
緑地・農地の保全											
①公有地化による緑地の保全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②民有緑地の公開による保全	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
③保存樹林など	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④市民農園・体験農園	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
雨水貯留浸透施設の普及											
雨水貯留浸透施設の設置補助制度			○		○				○		○
開発に対する指導要綱等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市民活動の充実											
ボランティア制度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他の市民連携に関する施策等		○	○	○	○	○				○	

7.3.1 緑地・農地の保全

(1) 公有地化による緑地の保全

1) 公有地化面積

自治体	公有地化した面積	備考
武蔵村山市	7.4ha	東京都の所有であるが市が管理の委託を受けている。
東大和市	11.3ha	保有緑地はほとんど狭山緑地に存在。昭和60年代より公有地化を進めている（全体14.5haのうち進捗率58.6%）。狭山緑地以外の緑地については、民間からの寄付や区画整理事業による。
東村山市	1.6ha	
清瀬市	4.1ha	市内住民より1.9haの緑地の提供・寄付を受け、2年間かけて公園整備中。都市計画決定済み。
所沢市	18.0ha	トラスト地3.4haを含む。（財）さいたま緑のトラスト協会と所沢市とのアロケーションにより購入。
新座市	3.3ha	
三芳町	0.7ha	宮本ふれあいの森の一部は町で購入。
富士見市	2.0ha	
志木市	0.7ha	市役所前の親水公園の一部約0.7haが寄付。
東京都	1.7ha	「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき清瀬中里緑地保全地域（0.9ha）、東村山大沼田緑地保全地域（0.8ha）を公有地化した。
埼玉県	67.7ha	「身近な緑公有地化事業」により、県と市町村で協力して緑地を購入する。H4～H19年度末までに142.9ha（県取得分67.7ha、市町村取得分75.3ha）を公有地化した。
計	116.8ha	

※ 流域自治体へのヒアリング結果（平成19年）

※ 東京都は柳瀬川流域内の面積

※ 市町、及び埼玉県は行政区域内の面積

2) 緑の基金

組織名	基金名称	活用実績
武蔵村山市	みどりの基金	近年は基金を毎年取り崩し、保存樹林等奨励金として使用している。ほとんど購入に使用してらず、おもに維持管理へ使用している。
東大和市	緑化基金	狭山緑地等の緑地の購入費用としての使用が主体である。
東村山市	緑地保全基金	最近の取り崩しとしては、淵の森、北山公園用地取得の際の5500万円と平成15年に多摩湖緑地を購入した際の1億4200万円がある。
清瀬市	緑地保全基金	基金から約8000万円を緑地購入費用に充当
所沢市	緑の基金	・公園用地（狭山丘陵の鳩峰）の購入 ・緊急的な緑地の保全購入への対応
新座市	みどりのまちづくり基金	妙音沢緑地など約2.6haを購入。
三芳町	緑ぬくもり基金	H15年度緑地公園用地購入、H18年度(仮称)富士塚公園用地購入等、計1億7000万円
富士見市	緑地保全基金	諏訪の森650m ² 、貝戸の森公園の一部336m ² の買い取り基金は買い取りのための財源であり、維持には使っていない。
志木市	みどりの基金	なし
埼玉県	彩の国みどりの基金	森林の保全や身近な緑の保全・創出など。
東京都	緑の東京募金基金	街路樹の整備や校庭の芝生化など。
(財)東京都公園協会	東京都都市緑化基金	緑化活動への助成などを行っている。
(財)さいたま緑のトラスト協会	さいたま緑のトラスト基金	トラスト保全地9箇所43.1haを購入。柳瀬川流域では狭山丘陵雑魚入（ごこいり）樹林地がある。

(2) 民有緑地の公開による保全

自治体	制度の名称	備考
武蔵村山市	緑地保護地区	1箇所 0.2ha (西大南樹林公園)
東大和市	緑地保護地区	4箇所 6.2ha
東村山市	緑地保護区域	緑の保護と育成に関する条例により緑地保護区域(40箇所、13.1ha)を指定。固定資産税及び都市計画税を減免。民有地。
清瀬市	緑地環境保全区域	みどりの環境をつくる条例により、緑地環境保全区域(35箇所、5.4ha)を指定。助成金として、固定資産税及び都市計画税額の合計額の100分の80に相当する額を助成。
所沢市	市民緑地、市民の森	借地6ha(市民の森4箇所、市民緑地1箇所等)
新座市	みどりの保全協定緑地(市民憩いの森)	市民憩いの森(借地) 7箇所 3.4ha
三芳町	市民緑地 ふれあいの森	市民緑地 1箇所 ふれあいの森 2箇所 0.5ha(宮本、中ノ久保) こぶしの里 0.8ha
富士見市	市民緑地 緑の散歩道	市民緑地 3箇所 11.1ha 緑の散歩道 9箇所 1.9ha
志木市	ふれあいの森	市内にふれあいの森4箇所(市場、幸町、西原、慶応高校)、約1.1ha。以前は6箇所あったが相続により減少。
埼玉県	市民管理協定制度	認定市民管理協定 6市町8箇所 4.1ha

(3) 緑化指導

自治体	制度の名称	備考
武蔵村山市	なし	
東大和市	なし	
東村山市	生垣補助制度	生垣を造成する場合：6,000円/m(限度額：1件あたり12万円) 生垣を造成するために既存のブロック塀等を撤去する場合：4,000円/m(限度額：1件あたり8万円)
清瀬市	緑化重点地区 生け垣助成制度	みどりの基本計画に基づき指定した地区(市内5箇所) 生垣設置費の補助 10,000円/m(限度額：1件あたり10万円)
所沢市	なし	
新座市	生垣設置の奨励	新たに設置する場合：工事費の2/3以内(限度額：1件あたり10万円) ブロック塀等を取り壊して設置する場合：工事費の2/3以内(限度額：1件あたり14万円)
三芳町	生垣設置の奨励	生垣を設置する場合：3,000円/m(1件あたり5万円) 生垣を造成するために既存のブロック塀等を撤去する場合：5,000円/m(限度額：1件あたり5万円)
富士見市	生垣設置の奨励	設置費の補助 3,000円/m(限度額：1件あたり3万円)
志木市	生垣設置の奨励	設置費の補助 7,000円/m(限度額：1件あたり7万円)
東京都	緑化計画書制度	
埼玉県	緑化計画届出制度	

(4) 保存樹林、保存樹木

自治体	指定制度 (助成金)	担当部署
武蔵村山市	・保存樹林 (128 円/㎡/年) ・保存樹木 (4,500 円/本/年)	都市整備部 道路公園課
東大和市	・保存樹林 (10 円/㎡/年、休止中) ・保存樹木 (3,000 円/本/年、休止中)	建設環境部 環境課
東村山市	・保存樹木 ・特別保存樹木 (枝落し費用の 1/2、 限度額 1 本あたり 8 万円)	都市整備部 みどりと公園課
清瀬市	・保存樹林 ・保存樹木 (1,000 円/本/年)	都市整備部 緑と公園課
所沢市	・保護地区 (非課税地 5 円/㎡/年、 市街化調整区域内 10 円/㎡/年、 市街化区域内 30 円/㎡/年) ・保護樹木 (3,000 円/本/年) ・巨樹・巨木 (10,000 円/本/年)	道路公園部 みどり公園課
新座市	・保存樹林 (24 円/㎡/年、休止中) ・保存樹木 (1,200 円/本/年、休止中)	都市計画部 みどりと公園課
三芳町	・保存樹林 (市街化区域内 1,500 円/100㎡/年) (市街化調整区域内 500 円/100㎡/年) ・保存樹木 (1,000 円/本/年) ・特別保存樹木 (2,000 円/本/年)	都市計画課 みどり公園係
富士見市	・保存樹林 (2,000 円/100㎡/年、 限度額 1 件あたり 6 万円) ・保存樹木 (3,000 円/本/年)	まちづくり環境部 まちづくり推進課
志木市	・保存樹林 (9,000 円/300㎡/年) ・保存樹木 (3,000 円/本/年)	都市整備部 道路公園課
埼玉県	ふるさとの緑の景観地 (15 市町 28 地区 397.25ha)	環境部 みどり再生推進室

(5) 市民農園・体験農園

	自治体	箇所数	区画	面積	市民農園利用料 (年額)	担当部署
市民農園	武蔵村山市	5 箇所	-	0.4ha	無料 (60 歳以上限定)	高齢福祉課
	東大和市	4 箇所	244	0.7ha	10,800 円/15㎡区画	産業振興課
	東村山市	3 箇所	-	-	18,000 円/30㎡区画	産業振興課
	清瀬市	6 箇所	287	0.8ha	15,600 円/20㎡区画	産業振興課
	所沢市	6 箇所	422	1.1ha	2,000 円	農政課
	新座市	9 箇所	725	2.7ha	3,000 円/12㎡区画 7,000 円/24㎡区画	経済振興課
	三芳町	8 箇所	-	0.95ha	5,000~10,000 円程度	-
	富士見市	1 箇所	124 21	0.8ha	2,100 円/35㎡区画 3,000 円/50㎡区画	農業振興課
	志木市	9 箇所	171	1.1ha	6000 円/15㎡区画	産業振興課
体験農園	自治体	箇所数	区画	面積	市民農園利用料 (年額)	
	武蔵村山市	2	110	0.4ha	23,000 円	
	東大和市	1	56	-	32,000 円 (市から 10,000 円の補助あり)	
	東村山市	5	-	-	40,000 円	

※三芳町の市民農園は農地所有者が開設しており町は関与していない

※流域自治体へのヒアリング結果 (平成 19 年)

7.3.2 雨水貯留浸透施設の普及

(1) 雨水貯留浸透施設の普及のための制度

自治体	内容	備考
武蔵村山市	なし	
東大和市	なし	
東村山市	雨水浸透施設設置助成	設置費用の一部を補助、ただし限度額あり
清瀬市	なし	
所沢市	雨水浸透柵材料支給制度 所沢市温暖化防止活動奨励金交付事業	材料は市が無料で提供、工事費は自己負担
新座市	なし	
三芳町	なし	
富士見市	なし	
志木市	雨水貯留施設の設置に対する補助事業	設置費用の一部を補助、ただし限度額あり
東京都	雨水貯留浸透施設等の補助制度を導入している市区町村に対して、補助を実施している。	
埼玉県	各戸貯留浸透事業	県が既存住宅への雨水浸透ますに関する調査・設置を行う

融資機関	名称
住宅金融公庫	雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ等を設置する住宅に対する融資額の特別割増

(2) 開発に対する指導要綱等

自治体	開発に対する指導要綱等	備考
武蔵村山市	宅地開発等指導要綱	浸透トレンチを指導
東大和市	宅地開発等指導要綱	戸建住宅に対しては、雨水浸透ますの設置を指導
東村山市	宅地開発等指導要綱	雨水は宅地内浸透処理を基本として指導
清瀬市	清瀬市住環境の整備に関する条例	宅内処理を基本とする（条例適用事案のみ）
所沢市	所沢市街づくり条例、 建設工事に係る環境配慮手順書	街づくり条例により、500m ² 以上の開発に対して指導
新座市	新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例、雨水流出抑制対策技術基準	500m ² 未満は宅内処理を基本とする
三芳町	開発指導要綱	開発面積の大小に関わらず、全ての開発行為について指導
富士見市	宅地開発行為等に関する指導要綱	建築確認申請時に指導
志木市	宅地等の開発及び中高層建物の建築に関する指導要綱	指導要綱により 500m ² 以上の開発に対して指導
東京都	東京都雨水浸透指針、東京都雨水貯留浸透技術指針、水の有効利用促進要綱	
埼玉県	埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例	

7.3.3 市民活動の充実

(1) ボランティア制度・施策

組織名	担当部署	制度・施策	備考
武蔵村山市	社会福祉協議会ボランティアセンター	市民活動支援	ボランティアグループなどを紹介する。
東大和市	市民生活課	ボランティアグループの紹介	市のホームページ上でボランティアグループを紹介する。
東村山市	政策室企画政策課	地域デビューサポートプログラム	定年退職後の地域活動への参加をサポートするイベントの企画運営を市民と協働で行う。
清瀬市	都市整備部 緑と公園課	自然保護レンジャー	自然の保護、監視ボランティア
		緑のサポーター	維持管理活動ボランティア
	市民活動支援センター	市民活動支援	打ち合わせスペースの提供など
所沢市	道路公園部みどり公園課、市民経済部農政課	雑木林保全作業体験	落ち葉掃きなどを実施する。
	市民経済部コミュニティ推進課	所沢市市民活動総合補償制度	市は、ボランティア活動での傷害事故等に対する保険料を負担する。
	下水道部河川課	水辺のサポーター制度	市は、河川清掃を行う市民団体等にゴミ袋などを支給し、収集されたゴミを処分する。
新座市	みどりと公園課	緑の保全巡視員	市内緑地の保全巡視活動
		グリーンサポーター	市内緑地の維持管理活動
		公園ボランティア	市内公園の維持管理活動
	自治振興課	新座市市民公益活動補償制度	ボランティア活動での傷害等に対する保険料を市が負担する。
	教育委員会生涯学習課	生涯学習ボランティアバンク	学習の場などに講師を紹介する。
三芳町	産業振興課	体験落ち葉掃き	JAと町が共催し実施している。
	都市計画課	市民管理協定	埼玉県制度を導入している。市民団体が緑地の維持管理を行う。
富士見市	教育委員会生涯学習課	市民人材バンク	学習の場などに講師を紹介する。
志木市	都市整備部道路公園課	アダプトプログラム	緑地の維持管理を行う団体に対して、市が維持管理用具等を貸与する。
		志木市市民プロポーザル方式	市民団体が管理方針等についてプロポーザル方式で応募する。市は使途を限定しない助成金を支出する。
	市民生活部地域振興課	いろは楽学塾～講師派遣&人材バンク～	学習の場などに講師を派遣もしくは紹介する。
東京都	環境局自然環境部緑環境課	サポート・レンジャー	東京都レンジャーをサポートするボランティア
		緑のボランティア	自然観察・緑地保全等に関するボランティアの登録制度
		東京グリーンシップ・アクション	企業ボランティアなどが緑地の保全活動を行う。
		緑のボランティア指導者等育成講座	ボランティアに対し、指導や助言などを行う指導者を育成する。
埼玉県	環境部みどり再生推進室	市民管理協定制度	市民団体が緑地の維持管理を行う。
その他（荒川下流河川事務所）	調査課	新河岸川流域川づくり連絡会	市民団体や地方自治体が集まり情報交換を行う。
		新河岸川流域フォーラム	総合治水対策を普及するため広く参加を呼び掛けてイベント形式で実施する。

(2) その他の市民連携に関する施策等

組織名	名称
武蔵村山市	なし
東大和市	環境市民のつどい 市民活動支援（緑地や河川の維持管理活動などに対して、用具の貸与などを行う。）
東村山市	地域デビューイベント「あなたのまちで居場所づくりフォーラム ～出て来い 飛び出せ！オヤジたち～」 東村山菖蒲まつり 空堀川川まつり 北川クリーンナップ作戦
清瀬市	きよせカタクリまつり きよせ川まつり 環境フェア
所沢市	所沢市民フェスティバル
新座市	妙音沢緑地クリーンアップ作戦 すぐそこ新座「春まつり」
三芳町	なし
富士見市	なし
志木市	なし
東京都	ECO-TOP プログラム
埼玉県	なし
その他（荒川下流河川事務所）	市民団体への水質調査用具等の提供 川まつりリレーフェスティバル
その他（(財)東京都公園協会）	市民団体への助成
その他（(財)河川環境管理財団）	市民団体への助成
その他（(財)リバーフロント整備センター）	市民団体への助成